平成31年度

市税概要



(平成30年度決算 及び 平成31年度当初課税)

舞鶴市総務部税務課 MAIZURU CITY



目 次

Ι	総排		
	1	舞鶴市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
		人口、世帯数、面積	
	3	平成31年度一般会計当初予算額 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
		(1)歳入 ·····	2
		(2)歳出 ·····	2
		(3)平成31年度一般会計当初予算額構成比(グラフ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	4	平成30年度一般会計予算及び決算額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
		(1)歳入 ·····	4
		(2)歳出 ·····	5
		(3)平成30年度一般会計決算額構成比(グラフ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		一般会計に占める市税収入額の推移(グラフ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6	一般会計決算額の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		(1)歳入	7
		(2)歳出 ·····	7
	7	平成30年度市税決算状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		(1)平成30年度市税決算額	
		(2)平成30年度市税決算額構成比(グラフ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	8	市税決算額等の推移(グラフ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(1)市税決算額の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(2)市税調定額の推移(現年課税分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		市税決算額等の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		市税外収入の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	11	税務関係諸証明等の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
		税務関係経費の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	13	市税負担状況の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
Π	市	民税	
	1	個人市民税関係グラフ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
		(1)個人市民税の納税義務者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
		(2)個人市民税の当初調定額の推移	
	2	個人市民税の納税義務者数の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	3	個人市民税の当初調定額の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	4	個人市民税の所得区分別当初調定額等の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
		個人市民税の所得区分別課税状況の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6	個人市民税の課税標準額段階別所得割額等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	7	個人市民税の所得控除額の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	8	法人市民税関係グラフ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
		(1)法人市民税の納税義務者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(2)法人市民税の調定額の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	9	法人市民税の納税義務者数の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	10	法人市民税の調定額の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31

Ⅲ 固定資産税

	1	固定資産税関係グラフ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
		(1)固定資産税の納税義務者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(2)固定資産税の当初調定額の推移	32
	2	固定資産税の納税義務者数の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	3	固定資産税の当初調定額の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	4	土地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
		(1)地目別評価総地積の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
		(2)地目別決定価格の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
		(3)地目別平均価格の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	5	家屋に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
		(1)棟数・床面積・決定価格の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(2)新増築家屋に関する調	
		(ア)棟数の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(イ)床面積の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(ウ)評価額の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(3)新築住宅に対する軽減税額の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6	償却資産の決定価格の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	7	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(1)資産別交付金及び納付金の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
		(2)機関別交付金及び納付金の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	8	固定資産評価審査状況等の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
IV		D他の市税	
	1	軽自動車税関係グラフ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(1)軽自動車税の車種別課税台数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
		(2)軽自動車税の車種別当初調定額の推移	43
	2	軽自動車税の車種別課税台数の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	3	軽自動車税の車種別当初調定額の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	4	市たばこ税関係グラフ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(1)売渡本数の推移	
		(2)調定額(決算額)の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5	市たばこ税の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
V		与税·交付金	
	1	地方譲与税・交付金関係グラフ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(1)地方譲与税の推移	
		(2)交付金の推移	
		地方譲与税の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		交付金の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		地方譲与税の譲与基準 ····································	
	E	交付全の交付耳準	52

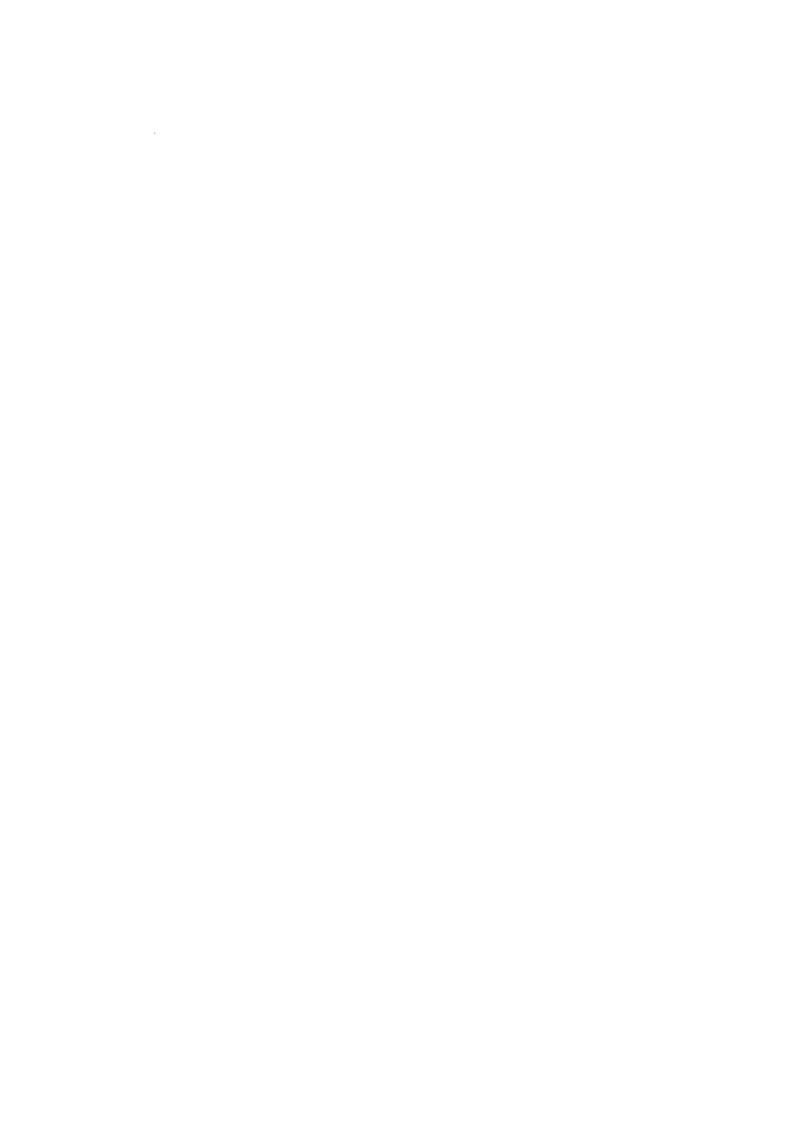
VI 徴収関係

	1	徴収関係グラフ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
		(1)市税現年課税分の調定額・収入額・徴収率の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
		(2)市税滞納繰越分の調定額・収入額・徴収率の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	2	市税の収入状況の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(1)現年課税分 ·····	54
		(2)滞納繰越分 ·····	55
		(3)合計分	56
	3	口座振替利用状況の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	4	督促状発送件数の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
	5	滞納繰越分における滞納件数·金額の年度別推移 ·····	59
	6	不納欠損の件数・金額の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	7	不納欠損理由別の件数・金額の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・	
	8	差押状況の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	9	公売状況の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	10	21121121121212121212121212121212121212	61
			61
	12		61
			61
		(2)還付加算金 ·····	61
VI	そ 0		
	1	税務機構等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	2	事務分掌 ·····	
	3	平成30年度税率等一覧表	63
	4	地方税制の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67

凡例

本書は、当市の税務行政の概要を統計数字の上から見ていただくため、基本的な資料を総合的に収載し、市税の現況ならびに推移について明らかにしたものです。

- 1 統計中の「年度」は、4月から翌年3月までの期間を示しています。
- 2 数字の単位については各表ごとに注記していますが、一見して明らかなものは省略しました。なお、数字の単位未満については四捨五入をしていますが、総数と内訳の関係で内訳の数字を切り上げ、あるいは切り捨てにしている場合があります。
- 3 統計中の符号の用法については次のとおりです。
 - 「0」…単位未満 「一」…該当数字なし 「△」…減 「***」…不詳
- 4 資料についての詳細及び用語の解釈等については、税務課に照会してください。



I. 総括



1. 舞鶴市の概要

目指す都市像 「東アジアに躍動する 国際港湾·交流都市 舞鶴」



2. 人口、世帯数、面積

(7月2日現在)

Z. /\ \ \ \ \	世市剱、囬傾					(/月2日現任)
区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	男	42,569人	41,647人	41,055人	40,566人	40,224人
人口	女	42,136人	41,861人	41,362人	40,816人	40,277人
, u	計	84,705人	83,508人	82,417人	81,382人	80,501人
	伸率	99.0%	98.6%	98.7%	98.7%	98.9%
世帯	世帯数	35,214世帯	34,905世帯	34,758世帯	34,654世帯	34,698世帯
臣 市	伸率	99.9%	99.1%	99.6%	99.7%	100.1%
一世帯あ	たりの人口	2.41人	2.39人	2.37人	2.35人	2.32人
面	積	342.10k m²	342.12k m²	342.12k m²	342.12k m²	342.13k m²
人口	密度	密度 248人/k㎡ 244人/k㎡ 241人/k㎡ 238人/k㎡				235人/k㎡
備	考	推計人口	推計人口	推計人口	推計人口	推計人口

市統計書、推計人口より

3. 平成31年度一般会計当初予算額

(1) 歳 入

(2) 歳 出

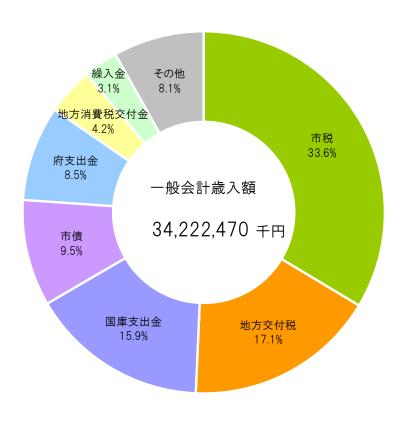
(単位:千円、%)

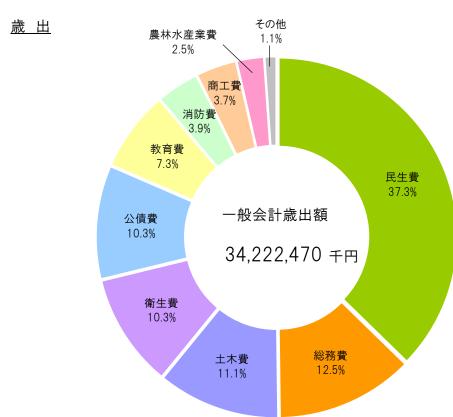
	当初予算	額	平成30年度		当初予算		位:千円、%) 平成30年度
款		構成比	決 算 額	款		構成比	決 算 額
1 市税	11,486,000	33.6	11,817,247	1 議会費	323,370	0.9	326,622
2 地方譲与税	316,400	0.9	297,932	2 総務費	4,272,340	12.5	4,363,555
3 利子割交付金	19,000	0.1	18,683	3 民生費	12,713,860	37.3	12,799,266
4 配当割交付金	76,500	0.2	62,377	4 衛生費	3,541,920	10.3	2,985,146
5 株式等譲渡所得割交付金	67,000	0.2	47,525	5 労働費	64,830	0.2	50,184
6 地方消費税交付金	1,430,200	4.2	1,465,390	6 農林水産業費	869,170	2.5	920,944
7 ゴルフ場利用税交付金	4,700	0.0	5,196	7 商工費	1,266,590	3.7	1,499,550
8 自動車取得税交付金	61,800	0.2	122,566	8 土木費	3,783,350	11.1	4,116,136
9 環境性能割交付金	19,100	0.1	-	9 消防費	1,348,150	3.9	1,249,527
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	133,000	0.4	138,069	10 教育費	2,500,520	7.3	2,320,693
11 地方特例交付金	175,332	0.5	56,920	11 公債費	3,528,370	10.3	3,479,852
12 地方交付税	5,850,500	17.1	5,982,145	12 予備費	10,000	0.0	0
13 交通安全対策特別交付金	8,700	0.0	8,215	13 災害復旧費	0	0.0	1,037,290
14 分担金及び負担金	152,042	0.4	315,441				
15 使用料及び手数料	630,776	1.8	614,446				
16 国庫支出金	5,430,638	15.9	5,235,239				
17 府支出金	2,903,744	8.5	2,972,338				
18 財産収入	95,406	0.3	175,704				
19 寄附金	13,413	0.0	17,782				
20 繰入金	1,077,888	3.1	641,898				
21 繰越金	1	0.0	345,026				
22 諸収入	1,020,830	3.0	1,109,484				
23 市債	3,249,500	9.5	3,874,992				
歳入合計	34,222,470	100.0	35,324,615	歳出合計	34,222,470		35,148,765

平成31年度予算書より

(3) 一般会計当初予算額構成比

歳入





4. 平成30年度一般会計予算及び決算額

(1) 歳 入

(単位:千円、%)

		予算現額	収入済額	対比		<u> </u>
款 	当初予算額	(A)	(B)	(B)/(A)	予算現額	収入済額
1 市 税	11,645,700	11,755,700	11,817,247	100.5	30.8	33.6
2 地 方 譲 与 税	293,600	293,600	297,932	101.5	0.8	0.8
3 利 子 割 交 付 金	20,700	20,700	18,683	90.3	0.1	0.1
4 配 当 割 交 付 金	68,400	68,400	62,377	91.2	0.2	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	69,800	47,525	47,525	100.0	0.1	0.1
6 地方消費税交付金	1,426,000	1,465,390	1,465,390	100.0	3.8	4.1
7 ゴルフ場利用税交付金	5,300	5,300	5,196	98.0	0.0	0.0
8 自動車取得税交付金	122,100	122,100	122,566	100.4	0.3	0.3
9 国有提供施設等所在市町 村 助 成 交 付 金	140,000	140,000	138,069	98.6	0.4	0.4
10 地 方 特 例 交 付 金	53,000	53,000	56,920	107.4	0.1	0.2
11 地 方 交 付 税	5,344,000	5,982,145	5,982,145	100.0	15.6	16.9
12 交通安全対策特別交付金	9,800	9,800	8,215	83.8	0.0	0.0
13 分担金及び負担金	331,530	338,321	315,441	93.2	0.9	0.9
14 使用料及び手数料	612,745	612,745	614,446	100.3	1.6	1.7
15 国 庫 支 出 金	4,719,458	5,696,866	5,235,239	91.9	14.9	14.8
16 府 支 出 金	2,743,081	3,499,116	2,972,338	84.9	9.1	8.4
17 財 産 収 入	95,003	172,203	175,704	102.0	0.5	0.5
18 寄 附 金	11,930	13,930	17,782	127.7	0.0	0.1
19 繰 入 金	1,557,112	2,017,127	641,898	31.8	5.3	1.8
20 繰 越 金	1	345,026	345,026	100.0	0.9	1.0
21 諸 収 入	1,047,840	1,093,545	1,109,484	101.5	2.9	3.1
22 市 債	3,530,900	4,491,594	3,874,992	86.3	11.7	11.0
歳入合計	33,848,000	38,244,133	35,324,615	92.4	100.0	100.0

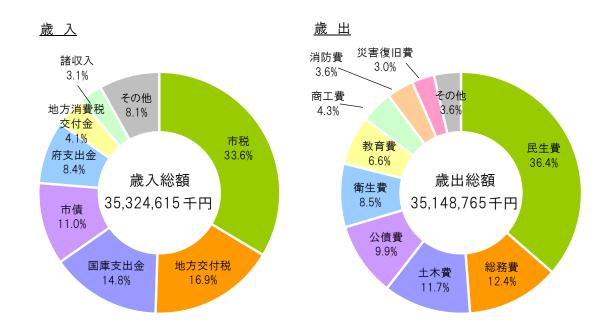
平成30年度決算書より

(2) 歳 出

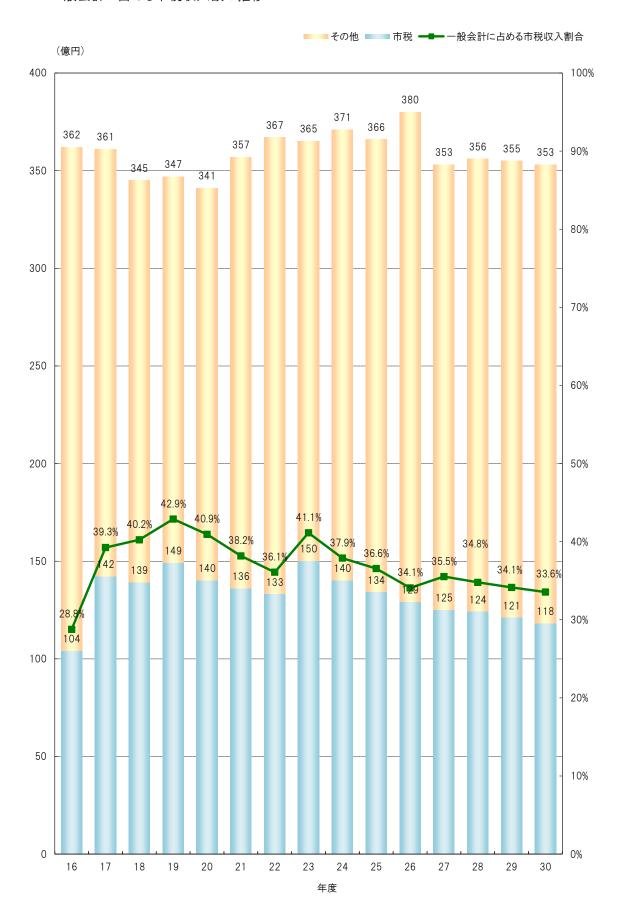
(単位:千円、%)

		±	欠			当初予算額	予算現額	支出済額	対比		龙比
			Λ			コかり昇領	(A)	(B)	(B)/(A)	予算現額	支出済額
1	議		会		費	334,220	333,655	326,622	97.9	0.9	0.9
2	総		務		費	4,101,900	4,855,229	4,363,555	89.9	12.7	12.4
3	民		生		費	13,010,780	13,494,053	12,799,266	94.9	35.5	36.4
4	衛		生		費	3,095,610	3,152,421	2,985,146	94.7	8.2	8.5
5	労		働		費	58,770	57,176	50,184	87.8	0.1	0.1
6	農	林 :	水産	業	費	717,510	1,121,387	920,944	82.1	2.9	2.6
7	商		エ		費	1,535,820	1,600,731	1,499,550	93.7	4.2	4.3
8	±		木		費	3,864,930	4,569,176	4,116,136	90.1	11.9	11.7
9	消		防		費	1,269,400	1,284,730	1,249,527	97.3	3.4	3.6
10	教		育		費	2,358,020	2,619,324	2,320,693	88.6	6.8	6.6
11	公		債		費	3,491,040	3,491,040	3,479,852	99.7	9.1	9.9
12	予		備		費	10,000	9,971	0	0.0	0.0	0.0
13	災	害	復	旧	費	0	1,655,240	1,037,290	62.7	4.3	3.0
j	裁	出	合	計		33,848,000	38,244,133	35,148,765	91.9	100.0	100.0

(3) 一般会計決算額構成比



5. 一般会計に占める市税収入額の推移



6. 一般会計決算額の年度別推移

(1) 歳入 (単位:千円、%)

	ī				
年度 款	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1 市税	12,945,598	12,531,648	12,388,535	12,124,023	11,817,247
構 成 比	34.1%	35.5%	34.8%	34.1%	33.6%
前年度比	96.6%	96.8%	98.9%	97.9%	97.5%
2 地 方 譲 与 税	288,177	301,134	295,172	300,251	297,932
3 利 子 割 交 付 金	29,926	27,483	16,729	20,054	18,683
4配当割交付金	100,547	81,511	54,382	74,619	62,377
5 株式等譲渡所得割交付金	56,759	78,905	31,865	73,828	47,525
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,054,023	1,733,176	1,509,383	1,439,021	1,465,390
7 ゴルフ場利用税交付金	7,770	6,941	6,168	5,630	5,196
8 自動車取得税交付金	54,865	80,163	86,940	110,484	122,566
9 国有施設所在市町村助成交付金	162,251	156,426	146,274	141,037	138,069
10 地 方 特 例 交 付 金	49,147	47,337	48,036	50,921	56,920
11 地 方 交 付 税	5,406,547	5,621,496	5,440,112	5,638,742	5,982,145
12 交通安全対策特別交付金	11,047	11,887	11,044	9,822	8,215
13分担金及び負担金	442,473	334,266	325,404	327,093	315,441
14 使 用 料 及 び 手 数 料	501,887	597,599	605,025	611,226	614,446
15 国 庫 支 出 金	5,053,917	5,627,988	5,921,714	5,428,824	5,235,239
16 府 支 出 金	2,933,625	2,928,117	3,045,090	2,786,561	2,972,338
17 財 産 収 入	118,079	112,372	142,136	116,856	175,704
18 寄 附 金	13,582	11,332	16,177	17,389	17,782
19 繰 入 金	2,224,474	200,879	627,197	1,120,281	641,898
20 繰 越 金	596,466	285,203	387,842	270,684	345,026
21 諸 収 入	1,254,026	1,199,749	1,151,674	1,255,310	1,109,484
22 市 債	4,677,152	3,295,046	3,353,499	3,588,519	3,874,992
歳 入 合 計	37,982,338	35,270,658	35,610,398	35,511,175	35,324,615

(2) 歳出 (単位:千円、%)

	· / /////////								
· 款		_	年月	度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1 請	義	会		費	349,978	371,791	338,923	336,722	326,622
2 糸	総	務		費	5,405,080	4,454,865	4,339,274	4,739,256	4,363,555
			構成	比	14.3%	12.8%	12.3%	13.5%	12.4%
			前年度	比	108.5%	82.4%	97.4%	109.2%	92.1%
3 E	ξ :	生		費	13,543,968	12,321,785	12,579,257	12,764,194	12,799,266
4		生		費	3,255,488	3,352,419	3,386,691	2,914,721	2,985,146
5 党	芳	働		費	200,035	58,837	50,328	52,935	50,184
6	農 林 水	産	業	費	879,167	934,442	997,834	865,208	920,944
7 産	剪 .	I		費	1,408,753	1,512,400	1,386,093	1,357,408	1,499,550
В Д	± :	木		費	3,881,202	4,295,554	4,922,804	4,046,592	4,116,136
9 消	肖	防		費	1,793,212	1,478,080	1,335,762	1,475,267	1,249,527
10 柔		育		費	3,215,552	2,680,931	2,603,899	2,839,800	2,320,693
11 4		債 費		費	3,575,289	3,404,935	3,377,824	3,438,314	3,479,852
12 🗄	F .	備		費	0	0	0	0	0
13 5	災 害	復	旧	費	189,411	16,777	21,026	335,732	1,037,290
厉	歳 出	î	今	計	37,697,135	34,882,816	35,339,715	35,166,149	35,148,765

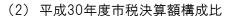
各年度の決算書より

7. 平成30年度市税決算状況

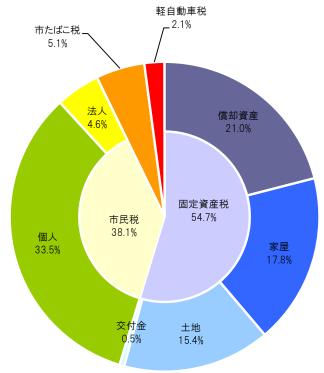
(1) 平成30年度市税決算額

(単位:千円、%)

abla		区分			収入済	友百			収入	歩合
	\		予算現額	調定額	以八角	?·····		収入未済額		
税目	1					構成比			対予算	対調定
市民	市民税		4,478,100	4,646,200	4,493,728	38.0	8,210	144,262	100.3	96.7
個		現年分	3,907,200	3,949,990	3,914,792	33.1	130	35,068	100.2	99.1
III.		滞繰分	29,600	141,066	32,723	0.3	7,181	101,162	110.6	23.2
:+	法人	現年分	539,700	547,153	544,125	4.6	0	3,028	100.8	99.4
1		滞繰分	1,600	7,991	2,088	0.0	899	5,004	130.5	26.1
固定	資産	税	6,432,800	6,701,827	6,470,743	54.8	42,037	189,047	100.6	96.6
固	固 定資 産	現年分	6,334,400	6,422,079	6,361,644	53.9	0	60,435	100.4	99.1
資		滞繰分	34,000	215,271	44,622	0.4	42,037	128,612	131.2	20.7
玄	交付金	·納付金	64,400	64,477	64,477	0.5	0	0	100.1	100.0
軽自	動車	税	240,300	262,199	247,382	2.1	1,264	13,553	102.9	94.3
		現年分	237,400	249,151	244,183	2.1	43	4,925	102.9	98.0
		滞繰分	2,900	13,048	3,199	0.0	1,221	8,628	110.3	24.5
市た	ばこれ	兑	604,500	605,394	605,394	5.1	0	0	100.1	100.0
特別	土地	保有税	0	0	0	0.0	0	0	0	0
		現年分	0	0	0	0.0	0	0	0	0
		滞繰分	-	-	-	0.0	0	0	0	0
市税	合計		11,755,700	12,215,620	11,817,247	100.0	51,511	346,862	100.5	96.7
		現年分	11,687,600	11,838,244	11,734,615	99.3	173	103,456	100.4	99.1
		滞繰分	68,100	377,376	82,632	0.7	51,338	243,406	121.3	21.9



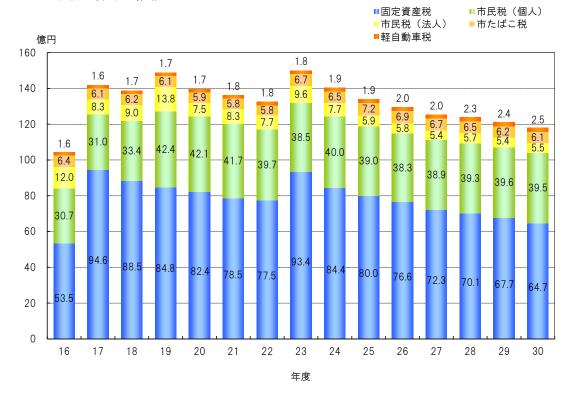
平成30年度市税決算額 11,817,247 千円

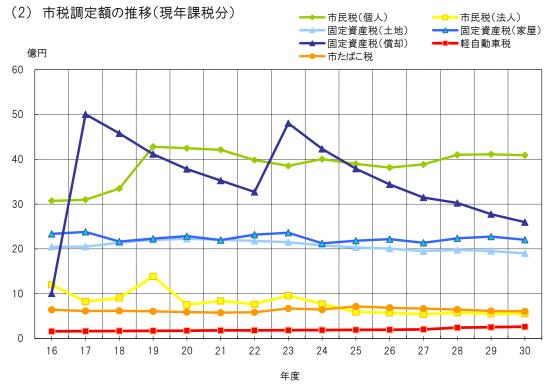


市町村税の徴収実績、平成31年度予算書、平成30年度決算書より

8. 市税決算額等の推移

(1) 市税決算額の推移





市町村税の徴収実績、決算書より

9. 市税決算額等の年度別推移

		_	年度	<u> </u>	Z成26年度		믹	Z成27年度	
税目	1			調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
		現 年	均等割	139,907	138,345	98.9	143,342	141,914	99.0
		課	所 得 割	3,675,202	3,634,597	98.9	3,741,021	3,704,114	99.0
	個人	税分	小計	3,815,109	3,772,942	98.9	3,884,363	3,846,028	99.0
			滞納繰越分	210,276	55,356	26.3	177,359	42,637	24.0
			計	4,025,385	3,828,298	95.1	4,061,722	3,888,665	95.7
+		現 年	均 等 割	245,356	243,875	99.4	241,895	240,910	99.6
市民		課	法人税割	330,396	328,401	99.4	300,721	299,497	99.6
税	法人	税分	小計	575,752	572,276	99.4	542,616	540,407	99.6
	, ,		滞納繰越分	10,888	3,287	30.2	9,002	2,475	27.5
			計	586,640	575,563	98.1	551,618	542,882	98.4
			現年課税分	4,390,861	4,345,218	99.0	4,426,979	4,386,435	99.1
	計		滞納繰越分	221,164	58,643	26.5	186,361	45,112	24.2
			計	4,612,025	4,403,861	95.5	4,613,340	4,431,547	96.1
	純	現	土地	1,986,623	1,970,242	99.2	1,926,679	1,913,016	99.3
		年課	家 屋	2,193,737	2,175,648	99.2	2,113,524	2,098,536	99.3
	固定	税	償却資産	3,404,280	3,376,209	99.2	3,112,538	3,090,464	99.3
固	資	分	小 計	7,584,640	7,522,099	99.2	7,152,741	7,102,016	99.3
定資	産		滞納繰越分	222,336	54,924	24.7	208,216	47,184	22.7
産			計	7,806,976	7,577,023	97.1	7,360,957	7,149,200	97.1
税	国有	資産等	等交付金·納付金	82,319	82,319	100.0	81,001	81,001	100.0
			現年課税分	7,666,959	7,604,418	99.2	7,233,742	7,183,017	99.3
	計		滞納繰越分	222,336	54,924	24.7	208,216	47,184	22.7
			計	7,889,295	7,659,342	97.1	7,441,958	7,230,201	97.2
			現年課税分	195,433	191,473	98.0	203,452	199,706	98.2
軽自	動	車 税	滞納繰越分	12,470	3,995	32.0	10,970	3,051	27.8
			計	207,903	195,468	94.0	214,422	202,757	94.6
		市た	ばこ税	686,927	686,927	100.0	667,143	667,143	100.0
			現年課税分	0	0	0.0	0	0	0.0
	閉土∶ 保有稅		滞納繰越分	0	0	0.0	0	0	0.0
			計	0	0	0.0	0	0	0.0
			現年課税分	12,940,180	12,828,036	99.1	12,531,316	12,436,301	99.2
	総計	-	滞納繰越分	455,970	117,562	25.8	405,547	95,347	23.5
			計	13,396,150	12,945,598	96.6	12,936,863	12,531,648	96.9

(単位:千円、%)

<u> 1</u> /	成28年度		7	² 成29年度		য		F円、%)
調定額		収入率	調定額	収入額	• ■ 収入率	 調定額	収入額	収入率
144,192	142,615	98.9	144,847	143,232	98.9	143,929	142,635	99.1
3,798,783	3,757,602	98.9	3,816,526	3,774,363	98.9	3,806,061	3,772,157	99.1
3,942,975	3,900,217	98.9	3,961,373	3,917,595	98.9	3,949,990	3,914,792	99.1
156,623	32,157	20.5	151,271	38,360	25.4	141,066	32,723	23.2
4,099,598	3,932,374	95.9	4,112,644	3,955,955	96.2	4,091,056	3,947,515	96.5
251,909	250,682	99.5	244,080	242,775	99.5	242,793	241,449	99.4
315,451	313,915	99.5	300,189	298,583	99.5	304,360	302,676	99.4
567,360	564,597	99.5	544,269	541,358	99.5	547,153	544,125	99.4
8,001	1,482	18.5	8,731	1,877	21.5	7,991	2,088	26.1
575,361	566,079	98.4	553,000	543,235	98.2	555,144	546,213	98.4
4,510,335	4,464,814	99.0	4,505,642	4,458,953	99.0	4,497,143	4,458,917	99.1
164,624	33,639	20.4	160,002	40,237	25.1	149,057	34,811	23.4
4,674,959	4,498,453	96.2	4,665,644	4,499,190	96.4	4,646,200	4,493,728	96.7
1,903,017	1,887,738	99.2	1,879,242	1,860,297	99.0	1,821,823	1,804,679	99.1
2,153,183	2,135,895	99.2	2,187,534	2,165,481	99.0	2,112,548	2,092,668	99.1
2,910,221	2,886,854	99.2	2,668,081	2,641,183	99.0	2,487,708	2,464,297	99.1
6,966,421	6,910,487	99.2	6,734,857	6,666,961	99.0	6,422,079	6,361,644	99.1
200,569	32,228	16.1	203,881	36,753	18.0	215,271	44,622	20.7
7,166,990	6,942,715	96.9	6,938,738	6,703,714	96.6	6,637,350	6,406,266	96.5
71,695	71,695	100.0	66,886	66,886	100.0	64,477	64,477	100.0
7,038,116	6,982,182	99.2	6,801,743	6,733,847	99.0	6,486,556	6,426,121	99.1
200,569	32,228	16.1	203,881	36,753	18.0	215,271	44,622	20.7
7,238,685	7,014,410	96.9	7,005,624	6,770,600	96.6	6,701,827	6,470,743	96.6
232,041	226,475	97.6	241,273	235,911	97.8	249,151	244,183	98.0
10,256	2,450	23.9	12,376	3,282	26.5	13,048	3,199	24.5
242,297	228,925	94.5	253,649	239,193	94.3	262,199	247,382	94.3
646,747	646,747	100.0	615,040	615,040	100.0	605,394	605,394	
0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
12,427,239	12,320,218	99.1	12,163,698	12,043,751	99.0	11,838,244	11,734,615	99.1
375,449	68,317	18.2	376,259	80,272	21.3	377,376	82,632	21.9
12,802,688	12,388,535	96.8	12,539,957	12,124,023	96.7	12,215,620	11,817,247	96.7

市町村税の徴収実績、決算書より

10. 市税外収入の年度別推移

(単位:千円、%)

	年度	平成26	年度	平成27	年度	平成28	年度	平成29	年度	平成30	
×	金分		前年 度比								
	地方譲与税	288,177	95.8	301,134	104.5	295,172	98.0	300,251	101.7	297,932	99.2
	自動車重量 譲与税	182,378	95.9	189,872	104.1	190,675	100.4	190,887	100.1	193,302	101.3
	地方揮発油 譲与税	77,951	93.2	82,836	106.3	78,675	95.0	77,864	99.0	78,470	100.8
	特別とん 譲与税	27,848	103.1	28,426	102.1	25,822	90.8	31,500	122.0	26,160	83.0
禾	川子割交付金	29,926	86.9	27,483	91.8	16,729	60.9	20,054	119.9	18,683	93.2
酉	己当割交付金	100,547	185.3	81,511	81.1	54,382	66.7	74,619	137.2	62,377	83.6
	株式等譲渡 f得割交付金	56,759	66.2	78,905	139.0	31,865	40.4	73,828	231.7	47,525	64.4
	地方消費税 交付金	1,054,023	121.7	1,733,176	164.4	1,509,383	87.1	1,439,021	95.3	1,465,390	101.8
ゴ	ルフ場利用税 交付金	7,770	93.6	6,941	89.3	6,168	88.9	5,630	91.3	5,196	92.3
地	方特例交付金	49,147	97.5	47,337	96.3	48,036	101.5	50,921	106.0	56,920	111.8
証	明閲覧手数料	4,351	103.1	4,216	96.9	4,082	96.8	4,009	98.2	3,695	92.2
	府民税徴収 事務費委託金	128,567	99.5	127,093	98.9	128,742	101.3	128,840	100.1	130,361	101.2
	督促手数料	2,497	104.4	2,283	91.4	2,141	93.8	2,111	98.6	1,942	92.0
	延滞金	26,678	103.3	19,044	71.4	15,897	83.5	13,217	83.1	12,641	95.6

11. 税務関係諸証明等の年度別推移

(単位:円、%)

	年度	平成264	丰度	平成27:	年度	平成28	年度	平成294	年度	平成304	年度
区分			前年 度比								
所得	件数	13,944	114.6	14,521	104.1	14,053	96.8	13,670	97.3	12,127	88.7
証 明	内無料	313	179.9	370	118.2	322	87.0	114	35.4	100	87.7
書等	内有料	13,631	113.6	14,151	103.8	13,731	97.0	13,556	98.7	12,027	88.7
200円	金 額	2,726,200	113.6	2,830,200	103.8	2,746,200	97.0	2,711,200	98.7	2,405,400	88.7
評価	件 数	4,832	98.3	3,434	71.1	3,452	100.5	3,423	99.2	3,469	101.3
証明	内無料	684	88.5	567	82.9	518	91.4	459	88.6	513	111.8
書等	内有料	4,148	100.1	2,867	69.1	2,934	102.3	2,964	101.0	2,956	99.7
200円	金 額	829,600	100.1	573,400	69.1	586,800	102.3	592,800	101.0	591,200	99.7
住証宅	件 数	246	81.7	241	98.0	245	101.7	234	95.5	256	109.4
証明用 書家	内無料	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
屋	内有料	246	81.7	241	98.0	245	101.7	234	95.5	253	108.1
1,300円	金 額	319,800	81.7	313,300	98.0	318,500	101.7	304,200	95.5	328,900	108.1
字	件 数	775	72.0	939	121.2	998	106.3	917	91.9	842	91.8
限図	内無料	-	_	-	-	-	_	4	-	1	-
	内有料	775	72.0	939	121.2	998	106.3	913	91.5	841	92.1
200円	金 額	155,000	72.0	187,800	121.2	199,600	106.3	182,600	91.5	168,200	92.1
	件数	23	12.8	83	360.9	68	81.9	29	42.6	25	86.2
閲覧	内無料	10	6.6	80	800.0	61	76.3	16	26.2	13	81.3
	内有料	13	48.1	3	23.1	7	233.3	13	185.7	12	92.3
100円	金 額	1,300	48.1	300	23.1	700	233.3	1,300	185.7	1,200	92.3
納	件 数	7,474	87.8	7,475	100.0	7,134	95.4	6,828	95.7	6,580	96.4
税証	内無料	5,881	89.0	5,923	100.7	5,985	101.0	5,550	92.7	5,579	100.5
明	内有料	1,593	83.7	1,552	97.4	1,149	74.0	1,278	111.2	1,001	78.3
200円	金 額	318,600	83.7	310,400	97.4	229,800	74.0	255,600	111.2	200,200	78.3
	件数	27,294	100.5	26,693	97.8	25,950	97.2	25,101	96.7	23,299	92.8
合計	内無料	6,888	89.4	6,940	100.8	6,886	99.2	6,143	89.2	6,209	101.1
計	内有料	20,406	104.9	19,753	96.8	19,064	96.5	18,958	99.4	17,090	90.1
	金 額	4,350,500	103.1	4,215,400	96.9	4,081,600	96.8	4,047,700	99.2	3,695,100	91.3

12. 税務関係経費の年度別推移

(単位:千円、%)

		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区分	`	+TM (A)					
		市税(A)	12,945,598	12,531,648	12,388,535	12,124,023	11,817,247
税収	入額	個人府民税	2,517,291	2,557,407	2,608,636	2,626,288	2,620,732
	ı	合計 (B)	15,462,889	15,089,055	14,997,171	14,750,311	14,437,979
		基本給	147,307	145,506	133,063	129,847	119,711
		諸手当	77,114	71,627	65,579	68,511	64,978
	,	超過勤務手当	16,456	10,777	8,649	11,296	9,674
	人件費	税務特別手当	72	72	72	72	72
	复	その他手当	60,586	60,778	56,858	57,143	55,232
		その他	57,343	54,229	48,613	50,327	46,180
		小計 (C)	281,764	271,362	247,255	248,685	230,869
		旅費	532	603	381	398	325
徴 税	需用	賃金	6,463	6,255	14,157	15,596	18,478
費	費	その他	35,037	36,714	65,121	35,987	53,631
		小計 (D)	42,032	43,572	79,659	51,981	72,434
	報	前納報奨金	-	-	-	-	-
	奨金などに	納税貯蓄組合 補助金	-	-	-	-	-
	経費に	納税奨励金	-	-	1	-	-
	類	その他	13	13	13	10	10
	する	小計 (E)	13	13	13	10	10
	7	-の他 (F)	64,256	63,070	62,980	66,741	67,770
	(C)	合計 (G))+(D)+(E)+(F)	388,065	378,017	389,907	367,417	371,083
	•	納税通知書を 基準にした金額	-	-	-	-	-
		徴収金額を基準 にした金額	-	-		-	-
	兑徴収 及費	納税義務者数を 基準にした金額	122,011	122,406	123,042	123,279	123,042
		報奨金の額に 相当する金額等	82	63	58	50	23
		合計 (H)	122,093	122,469	123,100	123,329	123,065
(G)-(H)	(1)	265,972	255,548	266,807	244,088	248,018
	く額に対		2.5	2.5	2.6	2.5	2.6
する徴 割合	税費の	(I)/(A)	2.1	2.0	2.2	2.0	2.1
参考()	京都府下	(G)/(B)					
市平均		(I)/(A)					

市町村税課税状況等の調より

13. 市税負担状況の年度別推移

(単位:円、%)

	年度	平成26年	丰度	平成27年	丰度	平成28年	丰度	平成29年	丰度	平成304	丰度
区	分		前年 度比								
+	人口1人あたり	152,832	98.7	150,065	98.2	150,315	100.2	148,977	99.1	146,796	98.5
市税総額	1 世 帯 あ た り	367,626	96.7	359,022	97.7	356,423	99.3	349,859	98.2	340,574	97.3
額	決 算 額 (単位: FP)	12,9	45,598	12,5	31,648	12,3	88,535	12,1	24,023	11,8	17,247
	人口1人あたり	51,991	100.2	53,067	102.1	54,582	102.9	55,285	101.3	55,822	101.0
市民税	1 世 帯 あ た り	125,060	98.2	126,960	101.5	129,422	101.9	129,832	100.3	129,510	99.8
	決 算 額 ^(単位: 千円)	4,4	03,861	4,4	31,547	4,4	98,453	4,4	99,190	4,4	93,728
固	人口1人 あ た り	90,424	97.7	86,581	95.8	85,109	98.3	83,195	97.8	80,381	96.6
定資産税	1 世 帯 あ た り	217,508	95.8	207,139	95.2	201,807	97.4	195,377	96.8	186,487	95.4
税	決 算 額 (単位: FP)	7,6	59,342	7,2	30,201	7,0	14,410	6,7	70,600	6,4	70,743
軽	人口1人 あ た り	2,308	104.8	2,428	105.2	2,778	114.4	2,939	105.8	3,073	104.6
自動車税	1 世 帯 あ た り	5,551	102.7	5,809	104.6	6,586	113.4	6,902	104.8	7,130	103.3
税	決 算 額 ^(単位:千円)	1	95,468	2	02,757	2	28,925	2	39,193	2	47,382
市	人口1人あたり	8,110	97.9	7,989	98.5	7,847	98.2	7,557	96.3	7,520	99.5
たばこ	1 世 帯 あ た り	19,507	96.0	19,113	98.0	18,607	97.4	17,748	95.4	17,448	98.3
税	決 算 額 ^(単位:千円)	6	86,927	6	67,143	6	46,747	6	15,040	6	05,394
特別	人口1人 あ た り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地保有税	1 世 帯 あ た り	_	-	_	-		-	_	-	-	-
有税	決 算 額 ^(単位:干円)		-		-		-		-		-
推言	計人口	84,705	97.9	83,508	98.6	82,417	98.7	81,382	98.7	80,501	98.9
世	帯数	35,214	99.9	34,905	99.1	34,758	99.6	34,654	99.7	34,698	100.1

[※]市民税負担額は個人市民税と法人市民税を合計したものです。

[※]固定資産税負担額は土地、家屋、償却資産及び交付金等を合計したものです。

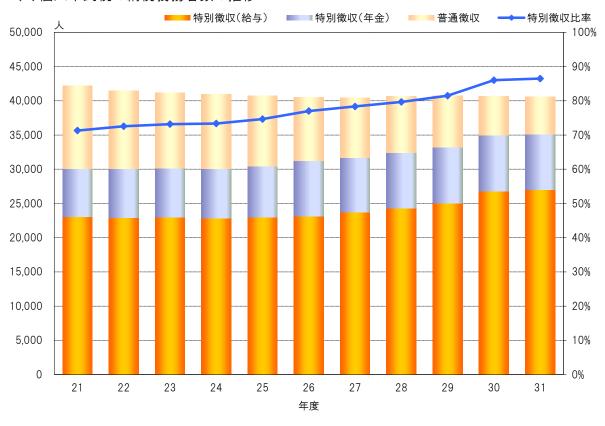
·		

Ⅱ. 市民税

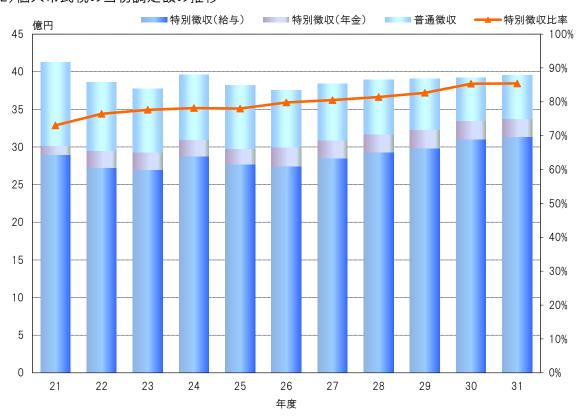


1. 個人市民税関係グラフ

(1)個人市民税の納税義務者数の推移



(2)個人市民税の当初調定額の推移



市町村税の課税状況等の調より

2. 個人市民税の納税義務者数の年度別推移

(単位:人,%)

$\overline{}$	_	年度	平成2	7年度	平成2	8年度	平成2	9年度	平成3	0年度	平成3	<u>位:人、%)</u> 1年度
区	分	,	納税義務者数	構成比								
	垃	り等割のみ	1,557	17.8	1,468	17.8	1,313	17.4	1,067	18.8	1,043	19.0
普通徴収	t	均等割+所得割	7,198	82.2	6,799	82.2	6,226	82.6	4,621	81.2	4,444	81.0
		計	8,755	100.0	8,267	100.0	7,539	100.0	5,688	100.0	5,487	100.0
	垃	り等割のみ	1,485	18.7	1,465	18.0	1,510	18.5	1,556	19.0	1,544	19.0
特別徴収(年金	j	均等割+所得割	6,448	81.3	6,656	82.0	6,658	81.5	6,654	81.0	6,566	81.0
)		計	7,933	100.0	8,121	100.0	8,168	100.0	8,210	100.0	8,110	100.0
特別	比	り等割のみ	998	4.2	1,009	4.2	1,137	4.5	1,322	4.9	1,250	4.6
別徴収(給与	1	均等割+所得割	22,723	95.8	23,260	95.8	23,880	95.5	25,448	95.1	25,746	95.4
)		計	23,721	100.0	24,269	100.0	25,017	100.0	26,770	100.0	26,996	100.0
	垃	り等割のみ	4,040	10.0	3,942	9.7	3,960	9.7	3,945	9.7	3,837	9.5
合計	ť	均等割+所得割	36,369	90.0	36,715	90.3	36,764	90.3	36,723	90.3	36,756	90.5
		計	40,409	100.0	40,657	100.0	40,724	100.0	40,668	100.0	40,593	100.0
特別徴収義務者数	糸	≙ 与		2,457		2,576		2,710		3,024		3,044
義務者数	年	₣ 金		7		8		8		8		8

市町村税課税状況等の調より

3. 個人市民税の当初調定額の年度別推移

(単位:千円、%)

$\overline{}$		<i>f</i> = #	T +07/=	#	₩ 1 00 / 5	#	₩ ₩ 00 Æ	r#E	₩ 1 20/±	rde:	(単位:千	
	<u>`</u>	年度	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
	分		調定額	構成比	調定額 	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比
	普通	均等割額	35,931	4.8	34,712	4.8	31,229	4.6	25,494	4.4	24,911	4.3
	徴収	所得割額	712,774	95.2	688,634	95.2	646,124	95.4	548,639	95.6	551,622	95.7
		計	748,705	100.0	723,346	100.0	677,353	100.0	574,133	100.0	576,533	100.0
	特別徴	均等割額	22,470	9.4	22,618	9.5	23,735	9.5	23,141	9.5	22,670	9.5
	収(年	所得割額	215,333	90.6	214,248	90.5	226,468	90.5	219,523	90.5	216,498	90.5
市民	金)	計	237,803	100.0	236,866	100.0	250,203	100.0	242,664	100.0	239,168	100.0
税	特別徴	均等割額	83,031	2.9	84,966	2.9	87,556	2.9	93,703	3.0	94,491	3.0
	収(給	所得割額	2,770,081	97.1	2,845,947	97.1	2,893,738	97.1	3,011,601	97.0	3,044,399	97.0
	5年)	計	2,853,112	100.0	2,930,913	100.0	2,981,294	100.0	3,105,304	100.0	3,138,890	100.0
		均等割額	141,432	3.7	142,296	3.7	142,520	3.6	142,338	3.6	142,072	3.6
	合計	所得割額	3,698,188	96.3	3,748,829	96.3	3,766,330	96.4	3,779,763	96.4	3,812,519	96.4
		計	3,839,620	100.0	3,891,125	100.0	3,908,850	100.0	3,922,101	100.0	3,954,591	100.0
	普	均等割額	15,466	3.2	20,868	4.4	18,763	4.2	15,324	4.0	14,982	3.9
	通徴	所得割額	474,386	96.8	458,284	95.6	429,827	95.8	365,024	96.0	366,976	96.1
	収	計	489,852	100.0	479,152	100.0	448,590	100.0	380,348	100.0	381,958	100.0
	特別徴	均等割額	9,560	6.3	13,528	8.7	14,213	8.6	13,855	8.7	13,565	8.6
	(収 (年	所得割額	143,259	93.7	142,709	91.3	150,780	91.4	146,162	91.3	144,148	91.4
府民	+金)	計	152,819	100.0	156,237	100.0	164,993	100.0	160,017	100.0	157,713	100.0
税	特別徴	均等割額	35,588	1.9	50,982	2.6	52,536	2.7	56,223	2.7	56,696	2.7
	収(給	所得割額	1,846,681	98.1	1,897,034	97.4	1,928,877	97.3	2,007,207	97.3	2,029,167	97.3
	星坤)	計	1,882,269	100.0	1,948,016	100.0	1,981,413	100.0	2,063,430	100.0	2,085,863	100.0
		均等割額	60,614	2.4	85,378	3.3	85,512	3.3	85,402	3.3	85,243	3.2
	合計	所得割額	2,464,326	97.6	2,498,027	96.7	2,509,484	96.7	2,518,393	96.7	2,540,291	96.8
		計	2,524,940	100.0	2,583,405	100.0	2,594,996	100.0	2,603,795	100.0	2,625,534	100.0
	普	均等割額	51,397	4.1	55,580	4.6	49,992	4.4	40,818	4.3	39,893	4.2
	通徴	所得割額	1,187,160	95.9	1,146,918	95.4	1,075,951	95.6	913,663	95.7	918,598	95.8
	収	計	1,238,557	100.0	1,202,498	100.0	1,125,943	100.0	954,481	100.0	958,491	100.0
	特別徴	均等割額	32,030	8.2	36,146	9.2	37,948	9.1	36,996	9.2	36,235	9.1
	収(年	所得割額	358,592	91.8	356,957	90.8	377,248	90.9	365,685	90.8	360,646	90.9
合	金)	計	390,622	100.0	393,103	100.0	415,196	100.0	402,681	100.0	396,881	100.0
計	特別徴	均等割額	118,619	2.5	135,948	2.8	140,092	2.8	149,926	2.9	151,187	2.9
	収(給	所得割額	4,616,762	97.5	4,742,981	97.2	4,822,615	97.2	5,018,808	97.1	5,073,566	97.1
	岩与	計	4,735,381	100.0	4,878,929	100.0	4,962,707	100.0	5,168,734	100.0	5,224,753	100.0
		均等割額	202,046	3.2	227,674	3.5	228,032	3.5	227,740	3.5	227,315	3.5
	合計	所得割額	6,162,514	96.8	6,246,856	96.5	6,275,814	96.5	6,298,156	96.5	6,352,810	96.5
L		計	6,364,560	100.0	6,474,530	100.0	6,503,846	100.0	6,525,896	100.0	6,580,125	100.0
											古科調定	•

市税調定資料より

4. 個人市民税の所得区分別当初調定額等の年度別推移

	年度		平成27年度			平成28年度	
区分		人員	均等割額	所 得 割 額	人員	均等割額	所得割額
	給 与 所 得 者	1,914	6,699	-	1,851	6,479	_
均	営業所得者	317	1,109	ı	327	1,144	-
均等割のみ	農業所得者	8	28	1	8	28	_
み納める	その他の所得者	1,760	6,160	1	1,720	6,020	_
る者	家屋敷等のみ	41	144	-	36	126	_
	計	4,040	14,140	ı	3,942	13,797	-
均	給 与 所 得 者	28,227	98,795	3,165,773	28,609	100,131	3,211,384
等割と記	営業所得者	1,461	5,113	184,999	1,426	4,992	177,807
均等割と所得割を納める者	農業所得者	16	56	695	28	98	2,436
納める	その他の所得者	6,665	23,328	346,721	6,652	23,282	357,232
者	計	36,369	127,292	3,698,188	36,715	128,503	3,748,859
	給 与 所 得 者	30,141	105,494	3,165,773	30,460	106,610	3,211,384
	営業所得者	1,778	6,222	184,999	1,753	6,136	177,807
合計	農業所得者	24	84	695	36	126	2,436
計	その他の所得者	8,425	29,488	346,721	8,372	29,302	357,232
	家屋敷等のみ	41	144	-	36	126	-
	計	40,409	141,432	3,698,188	40,657	142,300	3,748,859
分離課	県税に係る退職所得者						

(単位:人、千円)

江:人、千円)	平成31年度			平成30年度			平成29年度	
所 得 割 額	均 等 割 額	人員	所 得 割 額		人員	所 得 割 額	均等割額	人員
-	6,153	1,758	-	6,381	1,823	-	6,559	1,874
-	1,067	305	-	1,158	331	-	1,172	335
-	18	5	-	39	11	-	49	14
-	6,083	1,738	-	6,111	1,746	-	5,950	1,700
-	109	31	-	119	34	-	130	37
-	13,430	3,837	-	13,808	3,945	-	13,860	3,960
3,286,530	101,906	29,116	3,253,359	101,146	28,899	3,240,668	100,433	28,695
170,984	4,707	1,345	167,196	4,767	1,362	177,694	5,043	1,441
1,527	84	24	1,986	87	25	1,700	112	32
353,426	21,949	6,271	357,222	22,530	6,437	346,387	23,086	6,596
3,812,467	128,646	36,756	3,779,763	128,530	36,723	3,766,449	128,674	36,764
3,286,530	108,059	30,874	3,253,359	107,527	30,722	3,240,668	106,992	30,569
170,984	5,774	1,650	167,196	5,925	1,693	177,694	6,215	1,776
1,527	102	29	1,986	126	36	1,700	161	46
353,426	28,032	8,009	357,222	28,641	8,183	346,387	29,036	8,296
-	109	31	-	119	34	-	130	37
3,812,467	142,076	40,593	3,779,763	142,338	40,668	3,766,449	142,534	40,724

市町村税課税状況等の調より

5. 個人市民税の所得区分別課税状況の年度別推移

	_	_	年月	隻		71/	成2	7年度		平	成28年度	
所得	者別		\	_	_	区分	構	成 比	前年度比	区分	構 成 比	前年度比
	総	所 得	金	額	等	85,262,105		83.0%	103.2%	86,945,157	83.1%	102.0%
	所	得	控	除	額	31,160,219		81.2%	102.3%	31,905,258	81.7%	102.4%
	課	税	標	準	額	54,101,886		84.1%	103.7%	55,039,899	83.9%	101.7%
	算	出	移	ź	額	3,244,972		84.8%	103.7%	3,301,240	84.7%	101.7%
		調整	控	除	額	55,359		72.8%	100.0%	55,769	73.3%	100.7%
給与	税額	配 当	á	控	除	500		42.6%	184.5%	414	22.0%	82.8%
所得	控除	住宅借入会	金等特	別税額	控除	41,767		96.5%	98.6%	46,787	96.8%	112.0%
者	額	寄附金	税	額控	除	3,204		72.8%	267.7%	13,080	75.4%	408.2%
		外国	税を	頁 控	除	461		98.9%	349.2%	74	89.2%	16.1%
	税	額	調	整	額	254		57.0%	53.9%	446	76.5%	175.6%
	配当	当 割 額	の	控除	額	520		21.8%	95.7%	290	12.4%	48.6%
	株式	等譲渡所	得割額	夏の控	除額	591		26.7%	33.7/0	250	8.4%	70.070
	所	得	害	1	額	3,142,316		85.0%	103.8%	3,184,130	84.9%	101.3%
	総	所 得	金	額	等	4,757,899		4.6%	107.5%	4,500,419	4.3%	94.6%
	所	得	控	除	額	1,608,987		4.2%	105.6%	1,567,755	4.0%	97.4%
	課	税	標	準	額	3,148,912		4.9%	108.5%	2,932,664	4.5%	93.1%
	算	出	移	ź	額	188,878		4.9%	108.5%	175,904	4.5%	93.1%
		調整	控	除	額	3,444		4.5%	102.5%	3,391	4.5%	98.5%
営業	税額	配当	á	控	除	27		2.3%	225.0%	8	0.4%	29.6%
所得	控除	住宅借入会	金等特	別税額	控除	1,202		2.8%	107.5%	1,292	2.7%	107.5%
者	額	寄附金	說稅	額 控	除	682		15.5%	339.3%	1,774	10.2%	260.1%
		外 国	税を	9 控	除	0		0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	税	額	調	整	額	99		22.2%	82.5%	59	10.1%	59.6%
	配当	当割額	の :	控除	額	536		22.5%	148.7%	33	1.4%	10.1%
	株式	等譲渡所	得割額	頁の控[除額	145		6.5%	,-	36	1.2%	,
	所	得	害	1	額	182,743		4.9%	108.3%	169,311	4.5%	92.6%
	総	所 得	金	額	等	27,230		0.0%			0.1%	244.2%
	所		控	除	額	14,863		0.0%	90.6%	24,792	0.1%	166.8%
	課		標	準	額	12,367		0.0%	93.4%	41,708	0.1%	337.3%
	算	出	移		額	741		0.0%			0.1%	337.7%
<u></u>	T1/	調整	控	除	額	41		0.1%	67.2%		0.1%	161.0%
農業	税額	配当		控	除	5		0.4%		0	0.0%	0.0%
所得	控除	住宅借入会				0		0.0%			0.0%	0.0%
者	額	寄附金		額 控		0		0.0%		0	0.0%	0.0%
		外国		9 控		0		0.0%			0.0%	0.0%
	税		調	整	額	0		0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
		当 割 額				0		0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
		等譲渡所				0		0.0%		0	0.0%	
	所	得	害	1	額	695		0.0%	94.8%	2,436	0.1%	350.5%

(単位:千円)

	-	400				12-0	0 				- 4- 0		.単位:十円)
		成29					0年度					1年度	
区		構 .		前年度比		構		前年度比	区		構		前年度比
	88,215,181		83.7%	101.5%	89,080,634		83.6%	101.0%		90,670,531		84.0%	101.8%
	32,344,595		81.9%	101.4%	32,805,958		82.5%	101.4%		33,464,579		83.1%	102.0%
	55,870,586		84.7%	101.5%	56,274,676		84.2%	100.7%		57,205,952		84.6%	101.7%
	3,351,074		85.2%	101.5%	3,375,309		85.2%	100.7%		3,431,178		85.5%	101.7%
	55,762		73.4%	100.0%	56,136		74.3%	100.7%		56,268		74.9%	100.2%
	678		24.9%	163.8%	462		40.1%	68.1%		464		31.8%	100.4%
	52,002		97.1%	111.1%	56,523		96.8%	108.7%		62,924		97.0%	111.3%
	22,763		78.3%	174.0%	32,083		77.1%	140.9%		43,674		81.3%	136.1%
	92		90.2%	124.3%	3		50.0%	3.3%		0		0.0%	0.0%
	345		72.3%	77.4%	360		65.1%	104.3%		626		88.2%	173.9%
	240		16.3%	65.6%	247		10.4%	203.7%		446		26.6%	132.2%
	114		11.1%	05.0%	474		18.7%	203.7%		507		34.8%	132.2%
	3,218,840		85.5%	101.1%	3,229,021		85.4%	100.3%		3,266,269		85.7%	101.2%
	4,678,818		4.4%	104.0%	4,351,292		4.1%	93.0%		4,443,623		4.1%	102.1%
	1,609,448		4.1%	102.7%	1,532,066		3.9%	95.2%		1,514,070		3.8%	98.8%
	3,069,370		4.7%	104.7%	2,819,226		4.2%	91.9%		2,929,553		4.3%	103.9%
	184,105		4.7%	104.7%	169,099		4.3%	91.8%		175,719		4.4%	103.9%
	3,366		4.4%	99.3%	3,139		4.2%	93.3%		3,129		4.2%	99.7%
	5		0.2%	62.5%	6		0.5%	120.0%		11		0.8%	183.3%
	1,449		2.7%	112.2%	1,754		3.0%	121.0%		1,869		2.9%	106.6%
	3,712		12.8%	209.2%	5,005		12.0%	134.8%		5,055		9.4%	101.0%
	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%		0		0.0%	0.0%
	40		8.4%	67.8%	100		18.1%	250.0%		12		1.7%	12.0%
	144		9.8%		98		4.1%			22		1.3%	25.54
	55		5.4%	288.4%	-		0.0%	49.2%		3		0.2%	25.5%
	175,334		4.7%	103.6%	158,997		4.2%	90.7%		165,618		4.3%	104.2%
	54,852		0.1%	82.5%	56,237		0.1%	102.5%		52,138		0.0%	92.7%
	25,419		0.1%	102.5%	22,203		0.1%	87.3%		25,740		0.1%	115.9%
	29,433		0.0%	70.6%	34,034		0.1%	115.6%		26,398		0.0%	77.6%
	1,764		0.0%	70.5%	2,041		0.1%	115.7%		1,582		0.0%	77.5%
	64		0.1%	97.0%	55		0.1%	85.9%		53		0.1%	96.4%
	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%		2		0.1%	0.0%
	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%		0		0.0%	0.0%
	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%		0		0.0%	0.0%
	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%		0		0.0%	0.0%
	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%		0		0.0%	0.0%
	0		0.0%		0		0.0%			0		0.0%	
	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%		0		0.0%	0.0%
<u> </u>	1,700		0.0%	69.8%	1,986		0.1%	116.8%		1,527		0.0%	76.9%
l	1,700		0.0/0	09.0%	1,500		U. 1 /0	110.0%		1,52/	1	0.0%	/ 0.3%

					隻		7	成2	7年度		4	成28年度	
所得	者別			_	_	_	区分	構	成比	前年度比	区分	構 成 比	前年度比
	総	所	得	金	額	等	10,732,687		10.5%	93.3%	10,645,757	10.2%	99.2%
	所	得	担	Ė	除	額	5,327,467		13.9%	93.3%	5,235,798	13.4%	98.3%
	課	税	根	Ę	準	額	5,405,220		8.4%	93.3%	5,409,959	8.2%	100.1%
	算	出	1	移	ŧ	額	324,051		8.5%	93.3%	324,333	8.3%	100.1%
そ		調	整	控	除	額	16,814		22.1%	93.5%	16,473	21.6%	98.0%
の他	税額	配	当		控	除	575		48.9%	138.2%	1,179	62.6%	205.0%
の所	控除	住宅借	1入金	等特	別税額	控除	218		0.5%	130.5%	65	0.1%	29.8%
得	額	寄付	金	税	額控	除	223		5.1%	216.5%	683	3.9%	306.3%
者		外	国和	兑 客	頁 控	除	5		1.1%	33.3%	9	10.8%	180.0%
	税	額	訓	司	整	額	93		20.9%	119.2%	78	13.4%	83.9%
	配	当 割	額	の :	控除	額	731		30.6%	110.2%	702	30.0%	90.9%
	株式	等譲渡	手所 得	書割額	頂の控降	余額	534		24.1%		448	15.0%	00.070
	所	得	}	害	IJ	額	304,858		8.2%	93.1%	304,696	8.1%	99.9%
	総	所	得	金	額	等	1,914,508		1.9%	73.3%	2,514,302	2.4%	131.3%
	所	得	捏	Ė	除	額	268,609		0.7%	77.0%	330,928	0.8%	123.2%
	課	税	根	Ē	準	額	1,645,899		2.6%	72.8%	2,183,374	3.3%	132.7%
	算	出	1	移	ź	額	69,907		1.8%	77.4%	94,556	2.4%	135.3%
分		調	整	控	除	額	347		0.5%	74.1%	409	0.5%	117.9%
離課	税額	配	当		控	除	68		5.8%	75.6%	282	15.0%	414.7%
税所	控除	住宅借	入金	等特	別税額	控除	82		0.2%	93.2%	207	0.4%	252.4%
得者	額	寄付	金	税	額控	除	290		6.6%	216.4%	1,799	10.4%	620.3%
自		外	国和	兑 客	頁 控	除	0		0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	税	額	訓	周	整	額	0		0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	配	当割	額	の :	控除	額	600		25.1%	46.0%	1,315	56.2%	231.4%
	株式	等譲渡	医所得	書割割	頂の控係	余額	944		42.6%	,	2,258	75.5%	
	所	得		害	IJ	額	67,576		1.8%		88,286	2.4%	130.6%
	総	所	得	金	額	等	102,694,429		100.0%		104,672,135	100.0%	101.9%
	所	得	担		除	額	38,380,145		100.0%	100.9%	39,064,531	100.0%	101.8%
	課	税	根		準	額	64,314,284		100.0%			100.0%	102.0%
	算	出		移		額	3,828,549		100.0%			100.0%	101.8%
	īΨ		整	控	除	額	76,005		100.0%			100.0%	100.1%
合	税額	配	当		控	除	1,175		100.0%		· ·	100.0%	160.3%
合計	控除	住宅借			別税額		43,269		100.0%			100.0%	111.7%
	額	寄付			額控		4,399		100.0%			100.0%	394.1%
					更 控 立	除	466		0.0%			0.0%	17.8%
	税	額	部		整	額	446		100.0%			100.0%	130.7%
					控除		2,387		100.0%	75.1%		100.0%	115.9%
					質の控係		2,214		100.0%		2,992	100.0%	
	所	得	}	害	IJ	額	3,698,188		100.0%	102.4%	3,748,859	100.0%	101.4%

(単位:千円)

平成29年度					平成30年度				平成31年度			
区	分	構	成比	前年度比	区分	構	成比	前年度比	区分	構	成比	前年度比
	10,709,536		10.2%	100.6%	10,335,313		9.7%	96.5%	10,112,551		9.4%	97.8%
	5,203,044		13.2%	99.4%	5,069,448		12.7%	97.4%	4,939,935		12.3%	97.4%
	5,506,492		8.3%	101.8%	5,265,865		7.9%	95.6%	5,172,616		7.7%	98.2%
	330,130		8.4%	101.8%	315,695		8.0%	95.6%	310,111		7.7%	98.2%
	16,383		21.6%	99.5%	15,794		20.9%	96.4%	15,291		20.3%	96.8%
	1,718		63.2%	145.7%	412		35.7%	24.0%	812		55.6%	197.1%
	75		0.1%	115.4%	42		0.1%	56.0%	80		0.1%	190.5%
	1,053		3.6%	154.2%	1,460		3.5%	138.7%	1,740		3.2%	119.2%
	10		9.8%	111.1%	2		33.3%	20.0%	0		0.0%	0.0%
	92		19.3%	117.9%	93		16.8%	101.1%	72		10.1%	77.4%
	544		36.9%	E0.0%	559		23.5%	105.0%	607		36.2%	00.00
	66		6.4%	53.0%	209		8.3%	125.9%	109		7.5%	93.2%
	310,189		8.2%	101.8%	297,124		7.9%	95.8%	291,400		7.6%	98.1%
	1,790,637		1.7%	71.2%	2,787,565		2.6%	155.7%	2,598,549		2.4%	93.2%
	292,752		0.7%	88.5%	348,077		0.9%	118.9%	319,326		0.8%	91.7%
	1,497,885		2.3%	68.6%	2,439,488		3.7%	162.9%	2,279,223		3.4%	93.4%
	63,828		1.6%	67.5%	99,814		2.5%	156.4%	92,914		2.3%	93.1%
	425		0.6%	103.9%	439		0.6%	103.3%	405		0.5%	92.3%
	318		11.7%	112.8%	273		23.7%	85.8%	172		11.8%	63.0%
	42		0.1%	20.3%	75		0.1%	178.6%	23		0.0%	30.7%
	1,558		5.4%	86.6%	3,073		7.4%	197.2%	3,225		6.0%	104.9%
	0		0.0%	0.0%	1		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%
	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%
	547 790		37.1%	37.4%	1,472		62.0%	248.2%	600		35.8%	43.3%
			77.1%		1,846		73.0%		836		57.5%	
	60,148		1.6%	68.1%	92,635		2.5%	154.0%	87,653		2.3%	94.6%
1	105,449,024		100.0%	100.7%	106,611,041		100.0%	101.1%	107,877,392		100.0%	101.2%
	39,475,258		100.0%	101.1%	39,777,752		100.0%	100.8%	40,263,650		100.0%	101.2%
	65,973,766		100.0%	100.6%	66,833,289		100.0%	101.3%	67,613,742		100.0%	101.2%
	3,930,901		100.0%	100.8%	3,961,958		100.0%	100.8%	4,011,504		100.0%	101.3%
	76,000		100.0%	99.9%	75,563		100.0%	99.4%	75,146		100.0%	99.4%
	2,719		100.0%	144.4%	1,153		100.0%	42.4%	1,461		100.0%	126.7%
	53,568		100.0%	110.8%	58,394		100.0%	109.0%	64,896		100.0%	111.1%
	29,086		100.0%	167.8%	41,621		100.0%	143.1%	53,694		100.0%	129.0%
	102		0.0%	122.9%	6		0.0%	5.9%	0		0.0%	0.0%
	477		100.0%	81.8%	553		100.0%	115.9%	710		100.0%	128.4%
	1,475		100.0%	46.9%	2,376		100.0%	196.2%	1,675		100.0%	63.8%
	1,025		100.0%		2,529		100.0%	100.2/0	1,455		100.0%	00.070
	3,766,211		100.0%	100.5%	3,779,763		100.0%	100.4%	3,812,467		100.0%	

市町村税課税状況等の調より

6. 個人市民税の課税標準額段階別所得割額等に関する調

区分 課税 標準額の段階			総所得金額等								
		納税義務者数	総所得·山林所得· 退職所得金額	分離長期譲渡所得金額	分離短期譲渡所得金額	株式等に係る譲渡 所得等の金額	上場株式等に係る 配当所得金額	先物取引に係る雑 所得等の金額	計 (A)		
10万円以下		1,573	986,578	393,813	7,674	21,960	1,957	906	1,412,888		
10 万円超		13,359	17,949,186	528,000	0	17,051	866	4,875	18,499,978		
100 万 円 超		9,934	24,680,021	63,088	1,744	10,354	3,433	0	24,758,640		
200 万円超		5,653	21,379,571	76,750	0	18,250	6,564	1,433	21,482,568		
300 万円超	市民税	3,322	16,874,740	53,860	0	4,049	594	1,175	16,934,418		
400 万 円 超		1,872	11,983,036	54,251	0	15,026	2,306	823	12,055,442		
550 万円超		457	3,652,785	40,657	0	14,231	715	0	3,708,388		
700 万 円 超		305	3,133,063	31,127	0	11,196	437	754	3,176,577		
1000万円超		281	5,744,406	77,755	91	24,885	1,080	276	5,848,493		
T-04 5 5 5	市民税	36,756	106,383,386	1,319,301	9,509	137,002	17,952	10,242	107,877,392		
平成31年度合計	府民税	36,745	106,372,849	1,319,301	9,509	137,002	17,951	10,242	107,866,854		
	市民税	36,723	105,029,885	1,374,276	2,991	156,833	35,959	11,097	106,611,041		
平成30年度合計	府民税	36,713	105,025,240	1,374,275	2,991	156,833	35,959	11,097	106,606,395		
	市民税	36,764	104,558,817	815,609	7,272	42,469	10,698	14,159	105,449,024		
平成29年度合計	府民税	36,752	104,553,545	815,609	7,272	42,469	10,698	14,158	105,443,751		
##00 /- ^- ^	市民税	36,715	103,425,178	962,213	5,469	213,812	28,097	37,366	104,672,135		
平成28年度合計	府民税	36,705	103,417,041	962,213	5,469	213,811	28,097	37,366	104,700,702		
₩#07 <i>/</i> - ★ ^ = ·	市民税	36,369	101,690,760	811,319	11,613	124,846	15,641	40,250	102,694,429		
平成27年度合計	府民税	36,350	101,677,050	811,319	11,613	124,846	15,641	40,250	102,680,719		

(単位:人、千円)

所得控除額				課税標準額			(単位:人、千円)
(B)	総所得・山林所得・退職所得金額に係るもの(a)	分離長期譲渡所得金額に係るもの	分離短期譲渡所得金額に係るもの	株式等に係る譲渡所 得等の金額に係るもの	上場株式等に係る配 当所得等の金額に係 るもの	先物取引に係る雑所 得等の金額に係るもの	計 (C)
943,382	76,408	365,898	5,563	19,449	1,613	575	469,506
10,619,642	7,329,568	527,985	0	17,047	862	4,874	7,880,336
10,238,913	14,441,127	63,081	1,744	10,347	3,428	0	14,519,727
7,485,333	13,894,251	76,743	0	18,248	6,562	1,431	13,997,235
5,405,521	11,469,227	53,857	0	4,047	592	1,174	11,528,897
3,445,918	8,537,126	54,247	0	15,023	2,305	823	8,609,524
878,413	2,774,377	40,655	0	14,228	715	0	2,829,975
612,956	2,520,115	31,126	0	11,191	435	754	2,563,621
633,572	5,110,849	77,752	90	24,881	1,074	275	5,214,921
40,263,650	66,153,048	1,291,344	7,397	134,461	17,586	9,906	67,613,742
40,256,030	66,150,130	1,291,344	7,397	134,461	17,586	9,906	67,610,824
39,777,752	65,279,617	1,350,521	2,990	153,418	35,653	11,090	66,833,289
39,773,268	65,279,455	1,350,521	2,990	153,418	35,653	11,090	66,833,127
39,475,258	65,100,546	798,992	7,270	42,130	10,675	14,153	65,973,766
39,470,055	65,100,476	798,992	7,270	42,130	10,675	14,153	65,973,696
39,064,531	64,388,728	940,215	5,466	209,321	28,075	35,799	65,607,604
39,056,730	64,388,391	940,215	5,466	209,321	28,075	35,799	65,607,267
38,380,145	63,343,759	784,457	11,610	122,384	15,626	36,448	64,314,284
38,367,377	63,342,817	784,457	11,610	122,384	15,626	36,448	64,313,342

6 個人市民税の課税標準額段階別所得割額等に関する調(つづき)

	≤分				算出税額			
課税 標準額の段階	\	総所得·山林所得·退職所得分(b)	分離長期譲渡所得分	分離短期譲渡所得分	株式等に係る譲渡所 得等分	上場株式等に係る配当所得等分	先物取引に係る雑所得等分	計 (D)
10万円以下		4,523	10,865	300	584	48	17	16,337
10 万 円 超		439,245	15,762	0	511	26	146	455,690
100 万 円 超		866,062	1,892	94	310	103	0	868,461
200 万 円 超		833,424	2,301	0	547	197	43	836,512
300 万 円 超	市民税	688,021	1,615	0	121	18	35	689,810
400 万 円 超		512,151	1,625	0	451	69	25	514,321
550 万 円 超		166,445	1,219	0	427	21	0	168,112
700 万 円 超		151,193	934	0	336	13	23	152,499
1000万円超		306,639	2,332	5	746	32	8	309,762
平成30年度合計	市民税	3,967,703	38,545	399	4,033	527	297	4,011,504
十成50千度日記	府民税	2,644,528	25,693	266	2,689	352	198	2,673,726
	市民税	3,915,294	40,501	161	4,603	1,067	332	3,961,958
平成29年度合計	府民税	2,609,705	26,994	108	3,069	713	222	2,640,811
平成29年度合計	市民税	3,904,554	23,945	393	1,265	320	424	3,930,901
平成29年及台計	府民税	2,602,546	15,961	262	843	214	283	2,620,109
平成28年度合計	市民税	3,861,848	28,198	294	6,278	842	1,075	3,898,535
1799年及口部	府民税	2,574,070	18,793	197	4,186	562	716	2,598,524
平成27年度合計	市民税	3,799,163	23,524	627	3,671	470	1,094	3,828,549
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	府民税	2,532,265	15,678	418	2,448	313	729	2,551,851

(単位:人、千円)

調整性解 配当性解 全等特別 審財金股 外国股級 (F) (G) (G) (H) (G) (G) (G) (G) (G) (G) (G) (G) (G) (G		————— 税	額控除額((E)		税額	型 水 割 短	株式等譲渡	所 得 割 額	(I)の	平均税率
1.873 25 3 31 0 5 68 47 14.285 0.4% 5.9% 32.136 143 3.910 931 0 601 222 189 417.558 11.0% 6.0% 22.797 282 26.060 3.933 0 104 401 364 814.520 21.3% 6.0% 8.985 319 28.542 8.462 0 0 382 350 789.472 20.7% 6.0% 4.983 110 6.314 8.764 0 0 96 37 669.506 17.6% 6.0% 2.808 165 67 8.207 0 0 124 33 502.917 13.2% 6.0% 456 163 0 5.272 0 0 47 87 146.474 3.8% 6.0% 45146 1.461 64.896 53.694 0 710 1.675 1.455 3.812.467 100.0%	調整控除	配当控除	金等特別			調整額		所得割額の控除額	(G)-(H)		
32,136 143 3,910 931 0 601 222 189 417,558 11.0% 6.0% 22,797 282 26,060 3,933 0 104 401 364 814,520 21.3% 6.0% 8,985 319 28,542 8,462 0 0 382 350 789,472 20.7% 6.0% 4,983 110 6,314 8,764 0 0 96 37 669,506 17.6% 6.0% 2,808 165 67 8,207 0 0 124 33 502,917 13.2% 6.0% 456 163 0 5,272 0 0 47 87 146,474 3.3% 6.0% 423 160 0 14,489 0 710 1,675 1,465 3,812,467 100.0% 6.0% 50,094 1,064 43,264 36,541 0 473 1,064 970 2,540,256 4.0%						(F)	(G)	(П)	(1)		
22,797 282 26,060 3,933 0 104 401 364 814,520 21.3% 6.0% 8,985 319 28,542 8,462 0 0 382 350 789,472 20.7% 6.0% 4,983 110 6,314 8,764 0 0 96 37 669,506 17.6% 6.0% 2,808 165 67 8,207 0 0 124 33 502,917 13.2% 6.0% 685 94 0 3,605 0 0 111 107 163,510 4.3% 6.0% 456 163 0 5,272 0 0 47 87 146,474 3.8% 6.0% 423 160 0 14,489 0 0 224 241 294,225 7.7% 6.0% 50,094 1,064 43,264 36,541 0 473 1,064 970 2,540,256 4.0%	1,873	25	3	31	0	5	68	47	14,285	0.4%	5.9%
8,985 319 28,542 8,462 0 0 382 350 789,472 20.7% 6.0% 4,983 110 6,314 8,764 0 0 96 37 669,506 17.6% 6.0% 2,808 165 67 8,207 0 0 124 33 502,917 13.2% 6.0% 685 94 0 3,605 0 0 111 107 163,510 4.3% 6.0% 456 163 0 5,272 0 0 47 87 146,474 3.8% 6.0% 423 160 0 14,489 0 0 224 241 294,225 7.7% 6.0% 75,146 1,461 64,896 53,694 0 710 1,675 1,455 3,812,467 100.0% 6.0% 75,563 1,153 58,394 41,621 6 553 2,376 2,529 3,779,763 100.0%	32,136	143	3,910	931	0	601	222	189	417,558	11.0%	6.0%
4.983 110 6,314 8,764 0 0 96 37 669,506 17,6% 6,0% 2,808 165 67 8,207 0 0 124 33 502,917 13,2% 6,0% 685 94 0 3,605 0 0 111 107 163,510 4,3% 6,0% 456 163 0 5,272 0 0 47 87 146,474 3,8% 6,0% 423 160 0 14,489 0 0 224 241 294,225 7,7% 6,0% 75,146 1,461 64,896 53,694 0 710 1,675 1,455 3,812,467 100.0% 6,0% 50,094 1,064 43,264 36,541 0 473 1,064 970 2,540,256 4,0% 75,563 1,153 58,394 41,621 6 553 2,376 2,529 3,779,763 100.0% 6,0% 50,372 865 38,929 28,612 4 367 1,584 <td>22,797</td> <td>282</td> <td>26,060</td> <td>3,933</td> <td>0</td> <td>104</td> <td>401</td> <td>364</td> <td>814,520</td> <td>21.3%</td> <td>6.0%</td>	22,797	282	26,060	3,933	0	104	401	364	814,520	21.3%	6.0%
2,808 165 67 8,207 0 0 124 33 502,917 13.2% 6.0% 685 94 0 3,605 0 0 1111 107 163,510 4.3% 6.0% 456 163 0 5,272 0 0 47 87 146,474 3.8% 6.0% 423 160 0 14,489 0 0 224 241 294,225 7.7% 6.0% 75,146 1,461 64,896 53,694 0 710 1,675 1,455 3,812,467 100.0% 6.0% 50,094 1,064 43,264 36,541 0 473 1,064 970 2,540,256 4.0% 75,563 1,153 58,394 41,621 6 553 2,376 2,529 3,779,763 100.0% 6.0% 50,372 865 38,929 28,612 4 367 1,584 1,686 2,518,392 - 4,0% 76,000 2,719 53,568 29,086 102 477	8,985	319	28,542	8,462	0	0	382	350	789,472	20.7%	6.0%
685 94 0 3,605 0 0 1111 107 163,510 4.3% 6.0% 456 163 0 5,272 0 0 47 87 146,474 3.8% 6.0% 423 160 0 14,489 0 0 224 241 294,225 7.7% 6.0% 75,146 1,461 64,896 53,694 0 710 1,675 1,455 3,812,467 100.0% 6.0% 50,094 1,064 43,264 36,541 0 473 1,064 970 2,540,256 4.0% 75,563 1,153 58,394 41,621 6 553 2,376 2,529 3,779,763 100.0% 6.0% 50,372 865 38,929 28,612 4 367 1,584 1,686 2,518,392 - 4.0% 76,000 2,719 53,568 29,086 102 477 1,475 1,025 3,766,449 <td< td=""><td>4,983</td><td>110</td><td>6,314</td><td>8,764</td><td>0</td><td>0</td><td>96</td><td>37</td><td>669,506</td><td>17.6%</td><td>6.0%</td></td<>	4,983	110	6,314	8,764	0	0	96	37	669,506	17.6%	6.0%
456 163 0 5,272 0 0 47 87 146,474 3.8% 6.0% 423 160 0 14,489 0 0 224 241 294,225 7.7% 6.0% 75,146 1,461 64,896 53,694 0 710 1,675 1,455 3,812,467 100.0% 6.0% 50,094 1,064 43,264 36,541 0 473 1,064 970 2,540,256 4.0% 75,563 1,153 58,394 41,621 6 553 2,376 2,529 3,779,763 100.0% 6.0% 50,372 865 38,929 28,612 4 367 1,584 1,686 2,518,392 - 4,0% 76,000 2,719 53,568 29,086 102 477 1,475 1,025 3,766,449 100.0% 6,0% 50,665 2,039 35,712 20,077 68 318 984 684 2,509,56	2,808	165	67	8,207	0	0	124	33	502,917	13.2%	6.0%
423 160 0 14,489 0 0 224 241 294,225 7.7% 6.0% 75,146 1,461 64,896 53,694 0 710 1,675 1,455 3,812,467 100.0% 6.0% 50,094 1,064 43,264 36,541 0 473 1,064 970 2,540,256 4.0% 75,563 1,153 58,394 41,621 6 553 2,376 2,529 3,779,763 100.0% 6.0% 50,372 865 38,929 28,612 4 367 1,584 1,686 2,518,392 - 4.0% 76,000 2,719 53,568 29,086 102 477 1,475 1,025 3,766,449 100.0% 6.0% 50,665 2,039 35,712 20,077 68 318 984 684 2,509,562 - 4.0% 76,108 1,883 48,351 17,336 83 583 2,340 2,992 3,748,859 100.0% 6.0% 50,734 1,411 32,234 <t< td=""><td>685</td><td>94</td><td>0</td><td>3,605</td><td>0</td><td>0</td><td>111</td><td>107</td><td>163,510</td><td>4.3%</td><td>6.0%</td></t<>	685	94	0	3,605	0	0	111	107	163,510	4.3%	6.0%
75,146 1,461 64,896 53,694 0 710 1,675 1,455 3,812,467 100.0% 6.0% 50,094 1,064 43,264 36,541 0 473 1,064 970 2,540,256 4.0% 75,563 1,153 58,394 41,621 6 553 2,376 2,529 3,779,763 100.0% 6.0% 50,372 865 38,929 28,612 4 367 1,584 1,686 2,518,392 - 4.0% 76,000 2,719 53,568 29,086 102 477 1,475 1,025 3,766,449 100.0% 6.0% 50,665 2,039 35,712 20,077 68 318 984 684 2,509,562 - 4.0% 76,108 1,883 48,351 17,336 83 583 2,340 2,992 3,748,859 100.0% 6.0% 50,734 1,411 32,234 12,103 55 389 1,557	456	163	0	5,272	0	0	47	87	146,474	3.8%	6.0%
50,094 1,064 43,264 36,541 0 473 1,064 970 2,540,256 4.0% 75,563 1,153 58,394 41,621 6 553 2,376 2,529 3,779,763 100.0% 6.0% 50,372 865 38,929 28,612 4 367 1,584 1,686 2,518,392 - 4.0% 76,000 2,719 53,568 29,086 102 477 1,475 1,025 3,766,449 100.0% 6.0% 50,665 2,039 35,712 20,077 68 318 984 684 2,509,562 - 4.0% 76,108 1,883 48,351 17,336 83 583 2,340 2,992 3,748,859 100.0% 6.0% 50,734 1,411 32,234 12,103 55 389 1,557 1,995 2,498,046 - 4.0% 76,005 1,175 43,269 4,399 466 446 2,387 2,214 3,698,188 100.0% 6.0%	423	160	0	14,489	0	0	224	241	294,225	7.7%	6.0%
75,563 1,153 58,394 41,621 6 553 2,376 2,529 3,779,763 100.0% 6.0% 50,372 865 38,929 28,612 4 367 1,584 1,686 2,518,392 - 4.0% 76,000 2,719 53,568 29,086 102 477 1,475 1,025 3,766,449 100.0% 6.0% 50,665 2,039 35,712 20,077 68 318 984 684 2,509,562 - 4.0% 76,108 1,883 48,351 17,336 83 583 2,340 2,992 3,748,859 100.0% 6.0% 50,734 1,411 32,234 12,103 55 389 1,557 1,995 2,498,046 - 4.0% 76,005 1,175 43,269 4,399 466 446 2,387 2,214 3,698,188 100.0% 6.0%	75,146	1,461	64,896	53,694	0	710	1,675	1,455	3,812,467	100.0%	6.0%
50,372 865 38,929 28,612 4 367 1,584 1,686 2,518,392 — 4.0% 76,000 2,719 53,568 29,086 102 477 1,475 1,025 3,766,449 100.0% 6.0% 50,665 2,039 35,712 20,077 68 318 984 684 2,509,562 — 4.0% 76,108 1,883 48,351 17,336 83 583 2,340 2,992 3,748,859 100.0% 6.0% 50,734 1,411 32,234 12,103 55 389 1,557 1,995 2,498,046 — 4.0% 76,005 1,175 43,269 4,399 466 446 2,387 2,214 3,698,188 100.0% 6.0%	50,094	1,064	43,264	36,541	0	473	1,064	970	2,540,256		4.0%
76,000 2,719 53,568 29,086 102 477 1,475 1,025 3,766,449 100.0% 6.0% 50,665 2,039 35,712 20,077 68 318 984 684 2,509,562 - 4.0% 76,108 1,883 48,351 17,336 83 583 2,340 2,992 3,748,859 100.0% 6.0% 50,734 1,411 32,234 12,103 55 389 1,557 1,995 2,498,046 - 4.0% 76,005 1,175 43,269 4,399 466 446 2,387 2,214 3,698,188 100.0% 6.0%	75,563	1,153	58,394	41,621	6	553	2,376	2,529	3,779,763	100.0%	6.0%
50,665 2,039 35,712 20,077 68 318 984 684 2,509,562 - 4.0% 76,108 1,883 48,351 17,336 83 583 2,340 2,992 3,748,859 100.0% 6.0% 50,734 1,411 32,234 12,103 55 389 1,557 1,995 2,498,046 - 4.0% 76,005 1,175 43,269 4,399 466 446 2,387 2,214 3,698,188 100.0% 6.0%	50,372	865	38,929	28,612	4	367	1,584	1,686	2,518,392	_	4.0%
76,108 1,883 48,351 17,336 83 583 2,340 2,992 3,748,859 100.0% 6.0% 50,734 1,411 32,234 12,103 55 389 1,557 1,995 2,498,046 - 4.0% 76,005 1,175 43,269 4,399 466 446 2,387 2,214 3,698,188 100.0% 6.0%	76,000	2,719	53,568	29,086	102	477	1,475	1,025	3,766,449	100.0%	6.0%
50,734 1,411 32,234 12,103 55 389 1,557 1,995 2,498,046 - 4.0% 76,005 1,175 43,269 4,399 466 446 2,387 2,214 3,698,188 100.0% 6.0%	50,665	2,039	35,712	20,077	68	318	984	684	2,509,562	_	4.0%
76,005 1,175 43,269 4,399 466 446 2,387 2,214 3,698,188 100.0% 6.0%	76,108	1,883	48,351	17,336	83	583	2,340	2,992	3,748,859	100.0%	6.0%
	50,734	1,411	32,234	12,103	55	389	1,557	1,995	2,498,046	-	4.0%
50,660 871 28,846 3,490 311 297 1,574 1,476 2,464,326 - 4.0%	76,005	1,175	43,269	4,399	466	446	2,387	2,214	3,698,188	100.0%	6.0%
	50,660	871	28,846	3,490	311	297	1,574	1,476	2,464,326	-	4.0%

市町村税課税状況等の調より

7. 個人市民税の所得控除額の年度別推移

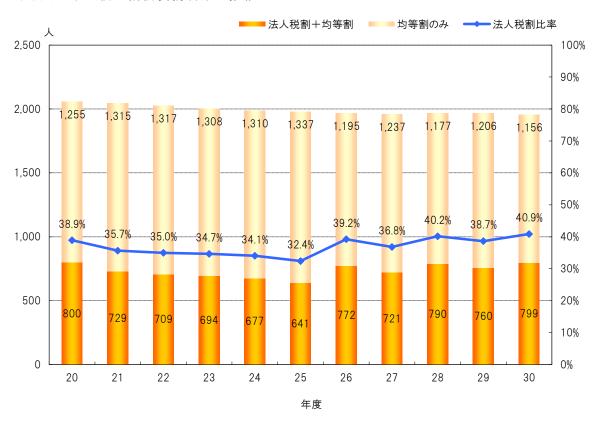
(単位:千円、%)

	、 年	度	平成27:	年度	平成28:	年度	平成29:	年度	平成30	年度	平成31:	年度
区名	_分 \			前年 対比								
雑	損 哲	除	3,559	27.7	5,711	44.4	858	24.1	9,020	1,051.3	8,841	98.0
医療	景費 :	空除	460,526	105.0	469,980	107.2	483,385	105.0	495,202	102.4	507,495	102.5
社 <i>会</i> 控	: 保「)))))))	17,832,337	102.9	18,496,649	106.7	18,932,868	106.2	19,276,385	101.8	19,592,485	101.6
	模企業		227,912	102.2	226,152	101.4	225,173	98.8	266,349	118.3	319,577	120.0
生 fi 控	徐保 [険 料 除	1,238,327	103.0	1,287,910	107.1	1,323,570	106.9	1,348,248	101.9	1,364,141	101.2
地 腔	震保 [険 料 除	59,624	99.3	61,009	101.6	61,234	102.7	61,878	101.1	60,831	98.3
	子者 注 通 障		218,400	95.5	213,200	93.2	213,720	97.9	207,480	97.1	212,680	102.5
障 害 (特	子者 注别障	空 除害)	186,600	98.1	182,400	95.9	175,200	93.9	171,600	97.9	168,000	97.9
寡	婦哲	除	201,180	104.1	203,820	105.5	207,900	103.3	215,560	103.7	219,180	101.7
寡:	夫 哲	除	27,560	110.4	23,660	94.8	22,100	80.2	24,700	111.8	22,620	91.6
勤労	学生	控除	520	皆増	0	皆減	0	皆減	0	皆減	0	皆減
配 但	禺者 i		2,382,600	94.6	2,329,800	92.5	2,271,060	95.3	2,186,910	96.3	1,964,710	89.8
	禺者 注 老 ノ		663,860	97.9	652,840	96.2	657,020	99.0	663,480	101.0	664,630	100.2
配 作 控	禺者 5	特 別 除	240,200	95.7	243,030	96.8	235,560	98.1	221,150	93.9	558,180	252.4
扶: (-	養 招 一 舟	E 除 G)	1,077,120	98.5	1,047,420	95.8	1,051,710	97.6	1,040,160	98.9	1,023,990	98.4
扶 (\$	養哲	E 除 E)	786,600	98.9	754,200	94.9	760,500	96.7	764,550	100.5	753,300	98.5
扶 :	養哲	皇 除	190,000	106.6	172,520	96.8	166,060	87.4	172,900	104.1	155,420	89.9
扶	養 居 居 老	』除 人)	506,700	93.2	504,450	92.8	486,450	96.0	466,200	95.8	470,700	101.0
同居加	特別 算	障害	74,750	103.8	73,830	102.6	68,770	92.0	67,390	98.0	67,390	100.0
基	礎 哲	除	12,001,770	99.9	12,115,950	100.8	12,132,120	101.1	12,118,590	99.9	12,129,480	100.1
合		計	38,380,145	100.9	39,064,531	102.7	39,475,258	102.9	39,777,752	100.8	40,263,650	101.2

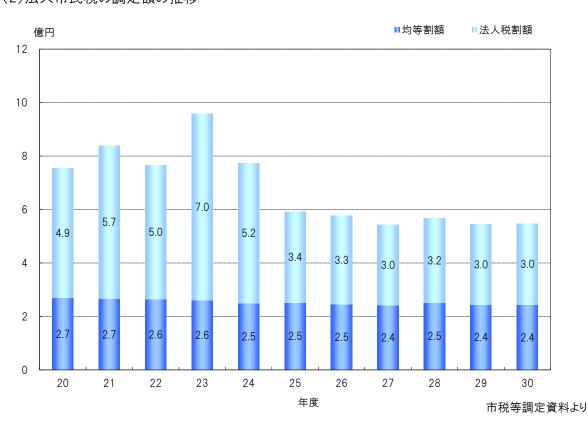
市町村税課税状況等の調より

8. 法人市民税関係グラフ

(1)法人市民税の納税義務者数の推移



(2)法人市民税の調定額の推移



9. 法人市民税の納税義務者数の年度別推移

	年度 ≤ 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	資本金等の金額が50億円を超える 法人で、市内従業者の数の合計数 が50人を超えるもの	9	9	9	10	10	10
	資本金等の金額が10億円を超え、 50億円以下である法人で、市内従 業者の数の合計数が50人を超える もの	3	3	3	4	3	3
	資本金等の金額が10億円を超える 法人で、市内従業者の数の合計数 が50人を以下であるもの	115	113	112	112	108	105
均	資本金等の金額が1億円を超え、 10億円以下である法人で、従業者 の数の合計数が50人を超えるもの	8	6	8	7	8	8
	資本金等の金額が1億円を超え、 10億円以下である法人で、従業者 の数の合計数が50人以下であるも の	56	56	54	59	59	63
等	資本金等の金額が1,000万円を超え、1億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人を超えるもの	24	23	22	25	25	23
	資本金等の金額が1,000万円を超え、1億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人以下であるもの	398	388	373	378	374	372
割	資本金等の金額が1,000万円以下 の法人で、従業者の数の合計数が 50人を超えるもの	12	11	11	8	10	11
	資本金等の金額が1,000万円以下 の法人で、従業者の数の合計数が 50人以下のもの	1,343	1,358	1,366	1,355	1,359	1,350
	法人でない社団	10	8	9	9	10	10
	合 計	1,978	1,975	1,967	1,967	1,966	1,955
上記	のうち法人税割納税者数	641	772	721	790	760	799

市町村税課税状況等の調より

10 法人市民税の調定額の年度別推移

	\	年	度			平成26	年度	平成27	年度	平成28	年度	平成29	年度	平成30	年度
区	分		<u> </u>	\	/		前年 度比	前年 度比			前年 度比		前年 度比		前年 度比
TE	均	等		割	額	242,367	97.2	240,915	99.4	249,114	103.4	241,388	96.9	241,311	100.0
現年度	法	人	税	割	額	326,859	97.2	297,038	90.9	307,889	103.7	295,787	96.1	296,651	100.3
及			計			569,226	97.2	537,953	94.5	557,003	103.5	537,175	96.4	537,962	100.1
, _G	均	等		割	額	2,989	152.3	980	32.8	2,795	285.2	2,692	96.3	1,482	55.1
過年度	法	人	税	割	額	3,538	81.5	4,130	116.7	7,562	183.1	4,402	58.2	7,709	175.1
100			計			6,527	103.6	5,110	78.3	10,357	202.7	7,094	68.5	9,191	129.6
	均	等		割	額	245,356	97.6	241,895	98.6	251,909	104.1	244,080	96.9	242,793	99.5
合 計	法	人	税	割	額	330,397	97.0	301,168	91.2	315,451	104.7	300,189	95.2	304,360	101.4
			計			575,753	97.3	543,063	94.3	567,360	104.5	544,269	95.9	547,153	100.5

Ⅲ. 固定資産税

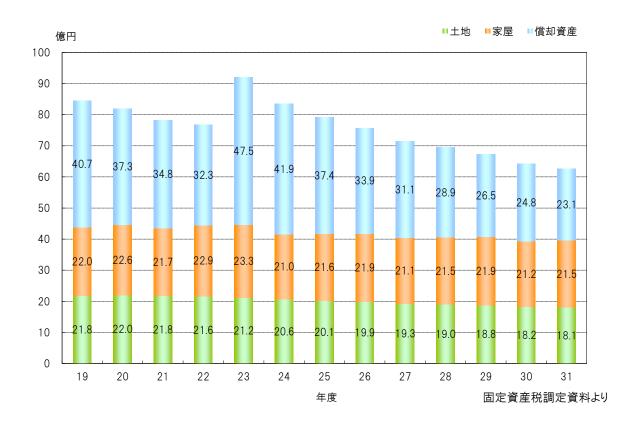


1. 固定資産税関係グラフ

(1)固定資産税の納税義務者数の推移



(2)固定資産税の当初調定額の推移



2. 固定資産税の納税義務者数の年度別推移

(単位:人、%)

		年度	平成27	年度	平成28	年度	平成29	年度	平成30	年度	平成31	年度
区分	}		! !	前年 度比	! !	前年 度比		前年 度比		前年度比		前年度比
	±	地	22,977	100.1	23,055	100.3	23,133	100.3	23,154	1 1 1 1 100.1	23,244	100.4
納税義	家	屋	26,732	100.1	26,775	100.2	26,853	100.3	26,927	100.3	26,984	100.2
税義務者数	償去	印資産	663	101.7	678	102.3	680	100.3	695	102.2	710	102.2
	実	数	33,082	99.8	33,069	100.0	33,090	100.1	33,005	99.7	33,044	100.1

当初調定より

3. 固定資産税の当初調定額の年度別推移

(単位:千円、%)

$\overline{}$:	年度	Ī	平成27	年度	平成28	年度	平成29	年度	平成30	年度	平成31	
区分	<u>}</u>	\				前年度比		前年 度比		前年度比	,	前年		前年 度比
	土		地	b	1,926,756	97.0	1,902,568	98.7	1,878,707	98.7	1,822,323	97.0	1,807,544	99.2
当初	家		屋	nkii.	2,113,540	96.4	2,153,993	101.9	2,190,948	101.7	2,116,660	96.6	2,150,730	101.6
調定額	償	却	資 産	ų,	3,106,911	91.7	2,889,370	93.0	2,653,229	91.8	2,477,882	93.4	2,307,488	93.1
	合		Ē	+	7,147,207	94.5	6,945,931	97.2	6,722,884	96.8	6,416,867	95.4	6,265,763	97.6
備	:		考		平成27: 評価を						平成30: 評価を			

当初調定より

4. 土地に関する調

(1)地目別評価総地積の年度別推移

(単位: m²、%)

	-							1		(単位・	. , - ,
\	年度	平成27年	F度	平成28年	度	平成29年	度	平成30年	度	平成31年	度
区分	· \	! !	前年 度比	1 1 1	前年 度比	! !	前年 度比	! !	前年 度比	i 1	前年 度比
	非 課 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
⊞	総地積	12,949,956	99.7	12,891,215	99.5	12,799,971	99.3	12,796,453	100.0	12,767,900	99.8
ш	免税点未満	822,048	98.5	815,030	99.1	814,010	99.9	831,183	102.1	815,400	98.1
	免税点以上	12,127,908 ı	99.8	12,076,185 ı	99.6	11,985,961	99.3	11,965,270	99.8	11,952,500	99.9
市街	非 課 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
化	総地積	1,125,865	96.8	1,106,298 •	98.3	1,088,635	98.4	1,072,639	98.5	1,055,106 •	98.4
区域	免税点未満	1,724	83.2	1,724	100.0	1,667	96.7	1,429	85.7	1,467	102.7
等	免税点以上	1,124,141	96.8	1,104,574	98.3	1,086,968	98.4	1,071,210	98.6	1,053,639 ।	98.4
	非 課 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
畑	総地積	6,820,848	99.9	6,803,656	99.7	6,791,090	99.8	6,775,084	99.8	6,769,680	99.9
Ж	免税点未満	794,969	98.1	793,508	99.8	795,664	100.3	815,835	102.5	814,224	99.8
	免税点以上	6,025,879	100.2	6,010,148	99.7	5,995,426	99.8	5,959,249	99.4	5,955,456	99.9
市街	非 課 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
市街化区域	総地積	509,809		509,678	100.0	509,092	99.9	505,659	99.3	498,493	98.6
域	免税点未満	5,948	100.6	5,774	97.1	5,670	98.2	5,474	96.5	5,377	98.2
畑等	免税点以上	503,861		503,904		503,422		500,185		493,116	98.6
	非 課 税	2,886,676	100.1	2,890,878	100.1	2,892,826	100.1	2,892,905	100.0	2,893,206	100.0
宅	総地積	12,533,963	99.9	12,560,851	100.2	12,584,367	100.2	12,602,298	100.1	12,620,184	100.1
地	免税点未満	159,573		160,323	100.5	162,034	101.1	182,092	112.4	183,706	100.9
	免税点以上	12,374,390	99.9	12,400,528	100.2	12,422,333	100.2	12,420,206	100.0	12,436,478	100.1
	非 課 税	0 1	0.0	0 1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
池	総地積	7,015	100.0	7,015	100.0	7,015	100.0	7,015	100.0	7,015	100.0
沼	免税点未満	3,294		3,294 •		3,294	100.0	3,370		3,294 ।	97.7
	免税点以上	3,721	100.2	3,721	100.0	3,721	100.0	3,645	98.0	3,721	102.1
	非 課 税	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0	7,831,200		7,831,200	100.0
山	総地積	62,075,981	100.0	62,124,259	100.1	62,166,960	100.1	62,031,033	99.8	62,024,283	100.0
林	免税点未満	6,977,695	98.4	7,010,395	100.5	6,908,431	98.5	6,959,131	100.7	6,923,083	99.5
	免税点以上	55,098,286	100.2	55,113,864	100.0	55,258,529	100.3	55,071,902	99.7	55,101,200	100.1
	非 課 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0		0	0.0
牧	総地積	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0
場	免税点未満	0	0.0	0	0.0	0		0	0.0	0	0.0
	免税点以上	19,545		19,545		19,545		19,545		19,545	
_	非 課 税	0		0		0		0		0	
原	総地積	1,568,064		1,572,689		1,576,827		1,584,640		1,592,177	
野	免税点未満	263,835		260,234	98.6	261,709		270,154		270,077	
	免税点以上	1,304,229		1,312,455		1,315,118		1,314,486		1,322,100	
雑	非課税	0		0 000 115	0.0	0		0	0.0	0	
種	総地積	2,626,093		2,620,115		2,634,097		2,626,042		2,646,023	
地	免税点未満	83,467		85,002		87,113		86,978	99.8	92,014	
_	免税点以上	2,542,626		2,535,113		2,546,984		2,539,064		2,554,009	
そ	非課税	231,437,085		231,182,601	99.9	231,218,375		231,385,487		231,405,189	
の	総地積	0			0.0	-	0.0	0		0	
他	免税点未満	0		<u> </u>	0.0		0.0	0	0.0	0	
	免税点以上	0 154 061			0.0		0.0	0		0	
_	非課税	242,154,961		241,904,679	99.9	241,942,401	100.0	242,109,592		242,129,595	
合計	総地積	100,237,139		100,215,321		100,177,599		100,020,408		100,000,406	
ΠĪ	免税点未満	9,112,553		9,135,284		9,039,592		9,155,646		9,108,642	99.5
	免税点以上	91,124,586	100.1	91,080,037	100.0	91,138,007	100.1	90,864,762	99.7	90,891,764	100.0

(2)地目別決定価格の年度別推移

(単位:千円、%)

abla	左曲	:			_				_		_
	年度 人	平成27年	- 度	平成28年	- 度	平成29年	- 度	平成30年	度	平成31年	- 度
区台		i !	 前年 度比	! !	前年 度比	 	 前年 度比	i 1	前年 度比	' '	 前年 度比
	総 額	1,236,841	99.8	1,238,030	100.1	1,228,982	99.3	1,229,585	100.0	1,232,183	100.2
⊞	免税点未満	60,240	98.7	59,570	98.9	59,518	99.9	60,562	101.8	59,105	97.6
ш	免税点以上	1,176,601	99.8	1,178,460	100.2	1,169,464	99.2	1,169,023	100.0	1,173,078	100.3
	課税標準	1,236,836	99.8	1,238,026	100.1	1,226,489	99.1	1,226,836	100.0	1,229,350	100.2
市街	総額	12,108,507	91.1	11,699,158	96.6	11,203,271	95.8	10,676,508	95.3	10,298,718	96.5
街化区	免税点未満	14,795	84.0	14,416	97.4	13,585	94.2	11,950	88.0	11,940	99.9
域田	免税点以上	12,093,712	91.1	11,684,742	96.6	11,189,686	95.8	10,664,558	95.3	10,286,777	96.5
等	課税標準	3,508,101	94.5	3,493,645	99.6	3,386,492 ।	96.9	3,286,996	97.1	3,203,120	97.4
	総額	311,416	100.0	310,376	99.7	309,350	99.7	308,286	99.7	308,219	100.0
畑	免税点未満	29,548	98.5	29,583	100.1	29,560	99.9	30,083	101.8	30,080	100.0
ЛШ	免税点以上	281,868	100.1	280,793	99.6	279,790	99.6	278,203	99.4	278,138	100.0
	課税標準	311,342	100.0	310,307	99.7	309,286	99.7	308,227	99.7	308,166	100.0
市街	総額	6,880,346	94.6	6,778,471	98.5	6,657,309	98.2	6,408,368	96.3	6,215,996	97.0
化区	免税点未満	45,028	90.7	39,608	88.0	37,894	95.7	37,008	97.7	35,263	95.3
域	免税点以上	6,835,318	94.6	6,738,863	98.6	6,619,415	98.2	6,371,360	96.3	6,180,732	97.0
畑 等	課税標準	1,930,556	99.2	1,964,552	101.8	2,014,854	102.6	1,982,123	98.4	1,962,296	99.0
	総額	279,955,439	97.2	277,381,752	99.1	274,070,626	98.8	266,134,650	97.1	264,216,444	99.3
宅	免税点未満	1,310,395	101.7	1,312,237	100.1	1,324,778	101.0	1,419,487	107.1	1,442,351	101.6
地	免税点以上	278,645,044	97.2	276,069,515	99.1	272,745,848	98.8	264,715,163	97.1	262,774,093	99.3
	課税標準	101,256,209	96.7	100,061,289	98.8	98,655,752	98.6	95,734,983	97.0	95,036,408	99.3
	総額	65	92.9	65	100.0	65	100.0	65	100.0	65	100.0
池	免税点未満	16	84.2	16	100.0	16	100.0	17	106.3	16	94.1
沼	免税点以上	49	96.1	49	100.0	49 i	100.0	48	98.0	49	102.1
	課税標準	65	92.9	65	100.0	65	100.0	65	100.0	65	100.0
	総額	947,814	100.0	949,356	100.2	950,207 •	100.1	949,389	99.9	949,295	100.0
山	免税点未満	94,868	98.3	95,098	100.2	94,020	98.9	94,458	100.5	93,709	99.2
林	免税点以上	852,946	100.1	854,258		856,187 •	100.2	854,931	99.9	855,586	100.1
	課税標準	947,810	100.0	949,353	100.2	950,204	100.1	949,385	99.9	949,293	100.0
	総額	547	100.0	547	100.0	547	100.0	547	100.0	547	100.0
牧	免税点未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
場	免税点以上	547	100.0	547		547	100.0	547	100.0	547	100.0
	課税標準	534	105.3	547	102.4	547	100.0	547	100.0	547	100.0
	総額	11,250		11,270		11,304		11,346		11,393	
原	免税点未満	1,814	99.5	1,798		1,805	100.4	1,861		1,854	99.6
野	免税点以上	9,436	93.5	9,472		9,499		9,485		9,539	
	課税標準	11,250	94.4	11,270		11,304	100.3	11,346		11,393	100.4
雑	総額	17,020,201	99.7	16,520,556		16,491,278	99.8	15,817,033		15,643,688	98.9
種	免税点未満	29,497		30,461		30,509		31,814		31,632	99.4
地	免税点以上	16,990,704	99.7	16,490,095	97.1	16,460,769	99.8	15,785,219		15,612,056	98.9
<u> </u>	課税標準	11,708,490	99.6	11,371,718		11,355,609	99.9	10,931,690		10,820,818	
そ	総額	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0		0	0.0
の	免税点未満	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0		0	
他	免税点以上	0	0.0	0	0.0	ļi	0.0	0		0	0.0
	課税標準	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0		0	
		, ,	97.1	314,889,581	98.9	310,922,939	98.7	301,535,777	97.0	298,876,548	99.1
合	免税点未満	1,586,201		1,582,787	99.8	1,591,685		1,687,240		1,705,950	
計	免税点以上	316,886,225	97.1	313,306,794	98.9	309,331,254	98.7	299,848,537		297,170,595	99.1
	課税標準	120,911,193	97.0	119,400,772	98.8	117,910,602	98.8	114,432,198	97.0	113,521,456	99.2

(3)地目別平均価格の年度別推移

(単位:円/㎡、%)

	年度	平成27年	F 度	平成28年	€度	平成29年	F度	平成30年	≡度	平成31年	≡度
区分		 	前年度比	 	前年 度比	 	前年 度比	 	前年 度比	 	前年 度比
Е	平均価格	96	101.1	96	100.0	96	100.0	96	100.0	97	101.0
田	最高価格	189	100.0	189	100.0	189	100.0	189	100.0	189	100.0
市街化区	平均価格	10,755	94.1	10,575	98.3	10,291	97.3	9,953	96.7	9,761	98.1
域田等	最高価格	43,740	92.0	41,952	95.9	40,814	97.3	40,268	98.7	39,928	99.2
畑	平均価格	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0
畑	最高価格	163	100.0	163	100.0	163	100.0	163	100.0	163	100.0
市街化区	平均価格	13,496	94.8	13,300	98.5	13,077	98.3	12,673	96.9	12,470	98.4
区域畑等	最高価格	42,164	98.3	41,276	97.9	40,840	98.9	40,624	99.5	40,496	99.7
宅	平均価格	22,336	97.3	22,083	98.9	21,779	98.6	21,118	97.0	20,936	99.1
地	最高価格	89,208	99.7	89,208	100.0	89,208	100.0	89,208	100.0	89,208	100.0
池	平均価格	9	90.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0
沼	最高価格	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0
山	平均価格	15	100.0	15	100.0	15	100.0	15	100.0	15	100.0
林	最高価格	66	100.0	66	100.0	66	100.0	66	100.0	66	100.0
牧	平均価格	28	100.0	28 i	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0
場	最高価格	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0
原	平均価格	7	87.5	7	100.0		100.0	7	100.0	7	100.0
野	最高価格	60	100.0	60	100.0	60	100.0	60	100.0	60	100.0
雑	平均価格	6,481	98.0	6,305	97.3	6,261	-	6,023		5,912	98.2
種地	最高価格	68,093	114.1	68,093	100.0	68,093	100.0	68,002	99.9	68,002	100.0
その	平均価格	0	0.0	0 !			0.0		0.0		0.0
の他	最高価格	0	0.0	0	0.0	Í	0.0	Í	0.0	Í	0.0
平	均価格	3,177	97.1	3,142	98.9	3,104	98.8	3,015	97.1	2,989	99.1

5. 家屋に関する調

(1)棟数・床面積・決定価格の年度別推移

	\	年度	平成27年	丰度	平成28年	丰度	平成29年	丰度	平成30年	丰度	平成31年	F度
⊠ ⊠	、 [分		 	 前年 度比		 前年 度比	i 1	 前年 度比	i 1	 前年 度比	i 1	前年 度比
	_	総数	40,393	99.8	40,351	99.9	40,338	100.0	40,290	99.9	40,201	99.8
	木造	免税点未満	4,277	98.5	4,171	97.5	4,108	98.5	4,051	98.6	3,963	97.8
	Ų	免税点以上	36,116	100.0	36,180	100.2	36,230	100.1	36,239	100.0	36,238	100.0
+=	非	総数	7,760	100.6	7,794	100.4	7,827	100.4	7,842	100.2	7,859	100.2
棟数	木	免税点未満	61	110.9	59	96.7	55	93.2	61	110.9	58	95.1
<i>3</i> .X	造	免税点以上	7,699	100.6	7,735	100.5	7,772	100.5	7,781	100.1	7,801	100.3
	Δ	総数	48,153	100.0	48,145	100.0	48,165	100.0	48,132	99.9	48,060	99.9
	合計	免税点未満	4,338	98.6	4,230	97.5	4,163	98.4	4,112	98.8	4,021	97.8
	ш	免税点以上	43,815	100.1	43,915	100.2	44,002	100.2	44,020	100.0	44,039	100.0
	*	総床面積	3,862,739	100.1	3,868,522	100.1	3,872,231	100.1	3,879,273	100.2	3,884,309	100.1
	木造	免税点未満	241,556	98.7	234,842	97.2	231,545	98.6	227,983	98.5	223,497	98.0
床	2	免税点以上	3,621,183	100.2	3,633,680	100.3	3,640,686	100.2	3,651,290	100.3	3,660,812	100.3
面積	非	総床面積	2,390,221	100.3	2,399,970	100.4	2,410,836	100.5	2,413,552	100.1	2,417,520	100.2
付	木	免税点未満	2,070	111.0	2,053	99.2	1,912	93.1	2,246	117.5	2,062	91.8
m²	造	免税点以上	2,388,151	100.3	2,397,917	100.4	2,408,924	100.5	2,411,306	100.1	2,415,458	100.2
\smile	合	総床面積	6,252,960	100.2	6,268,492		6,283,067		6,292,825	100.2	6,301,829	100.1
	計	免税点未満	243,626	98.8	236,895		233,457		230,229	98.6	225,559	98.0
	1	免税点以上	6,009,334	100.2	6,031,597		6,049,610		6,062,596	100.2	6,076,270	100.2
	木	総数	51,100,018	96.4	52,621,630		54,049,960		52,454,433	97.0	54,119,085	
決	造	免税点未満	308,552	99.0	300,315	97.3	295,025	98.2	290,556	98.5	284,794	98.0
決定価格	Į	免税点以上	50,791,466	96.4	52,321,315	103.0	53,754,935	102.7	52,163,877	97.0	53,834,291	103.2
加枚	非	総数	84,999,648	96.4	86,040,218	101.2	86,840,388	100.9	83,656,030	96.3	84,244,654	100.7
_	木	免税点未満	8,300	107.7	8,122		7,595		8,737		8,245	94.4
千	造	免税点以上	84,991,348	96.4	86,032,096	101.2	86,832,793	100.9	83,647,293	96.3	84,236,409	100.7
円	合	総数	136,099,666	96.4	138,661,848		140,890,348		136,110,463	96.6	138,363,739	101.7
)	計	免税点未満	316,852	99.2	308,437	97.3	302,620	98.1	299,293	98.9	293,039	97.9
		免税点以上	135,782,814	96.4	138,353,411	101.0	140,587,728	101.6	135,811,170	96.6	138,070,700	
単	木	総額(イ)	13,229	96.3	13,603	102.8	13,958	102.6	13,522	96.9	13,933	103.0
位	造	免税点未満	1,277	100.2	1,279		1,274	99.6	1,274		1,274	100.0
単位当り		免税点以上	14,026	96.2	14,399	102.7	14,765	102.5	14,286	96.8	14,706	102.9
の	非	総額(イ)	35,561	96.1	35,851	100.8	36,021	100.5	34,661	96.2	34,848	100.5
価	木	免税点未満	4,010	97.0	3,956		3,972		3,890	97.9	3,999	102.8
格	造	免税点以上	35,589		35,878		36,046		34,690		34,874	
<u>-</u>	合	総額	21,766	96.2	22,120		22,424		21,629		21,956	
円	āΤΙ	免税点	1,301		1,302		1,296		1,300		1,299	
\bigsqcup		免税点以上	22,595	96.2	22,938	101.5	23,239	101.3	22,401	96.4	22,723	101.4
提示	木	提示平均 価格(口)		-		_		-		-		-
提示平均低	造	(イ)/(ロ)		ı		1		1		-		1
価格(円	非木	提示平均 価格(口)		-		-		-		-		-
)	造	(イ)/(ロ)		-		-		-		-		-

概要調書より

(2)新増築家屋に関する調

(ア)棟数の年度別推移

(単位:棟、%)

	年度	平成27	年度	平成28	年度	平成29	年度	平成30	年度	平成31:	年度
区分	}		前年度比]]	前年 度比]]	前年 度比]]	前年 度比	P 1 1	前年 度比
	新増築分	237	87.5	243	102.5	234	96.3	242	103.4	237	97.9
木造	滅 失 分	301	91.2	296	98.3	272	91.9	308	113.2	344	111.7
~=	差引増減分	△ 64	_	△ 53	1	△ 38	_	△ 66	-	△ 107	-
非	新増築分	84	125.4	77	91.7	53	68.8	54	101.9	48	88.9
木	滅失分	48	64.9	56	116.7	31	55.4	39	125.8	33	84.6
造	差引増減分	36	-	21	-	22	-	15	-	15	-
•	新増築分	321	95.0	320	99.7	287	89.7	296	103.1	285	96.3
合計	滅失分	349	86.4	352	100.9	303	86.1	347	114.5	377	108.6
н	差引増減分	△ 28	_	△ 32	ı	△ 16	-	△ 51	-	△ 92	-

概要調書より

(イ)床面積の年度別推移

(単位:㎡、%)

	年度	平成27	年度	平成28:	年度	平成29	年度	平成30:	年度	平成31:	年度
区分	}	!	前年度比	, 1 1	前年 度比	, 1	前年 度比	!	前年 度比	, !	前年 度比
	新増築分	26,599	90.0	27,881	104.8	26,503	95.1	29,432	111.1	29,364	99.8
木造	滅 失 分	21,694	94.9	21,397	98.6	22,372	104.6	21,771	97.3	22,856	105.0
~=	差引増減分	4,905	-	6,484	-	4,131	1	7,661	_	6,508	-
非	新増築分	21,075	89.5	16,202	76.9	10,252	63.3	10,146	99.0	11,439	112.7
木	滅 失 分	10,943	50.9	6,601	60.3	4,135	62.6	6,159	148.9	6,604	107.2
造	差引増減分	10,132	-	9,601	-	6,117	-	3,987	_	4,835	-
^	新増築分	47,674	89.7	44,083	92.5	36,755	83.4	39,578	107.7	40,803	103.1
合計	滅 失 分	32,637	73.6	27,998	85.8	26,507	94.7	27,930	105.4	29,460	105.5
H.	差引増減分	15,037	-	16,085	-	10,248	-	11,648	-	11,343	-

概要調書より

(ウ)評価額の年度別推移

(単位:千円、%)

$\overline{}$	年 度	平成27:	年度	平成28:	年度	平成29	年度	平成30	年度	平成31	年度
区分	}	- I I	- 一 前年 度比	, 	前年度比	- - -	前年度比	- I	前年 度比	•	前年 度比
	新増築分	1,573,287	93.0	1,631,023	103.7	1,549,879	95.0	1,808,325	116.7	1,764,895	97.6
木造	滅 失 分	106,191	107.5	112,685	106.1	120,063	106.5	106,435	88.6	94,956	89.2
~_	差引増減分	1,467,096	-	1,518,338	-	1,429,816	-	1,701,890	-	1,669,939	-
非	新増築分	1,374,029	104.0	1,201,483	87.4	733,249	61.0	698,173	95.2	837,294	119.9
木	滅 失 分	335,050	46.0	161,564	48.2	147,839	91.5	163,391	110.5	246,408	150.8
造	差引増減分	1,038,979	-	1,039,919	-	585,410	-	534,782	-	590,886	-
_	新増築分	2,947,316	97.9	2,832,506	96.1	2,283,128	80.6	2,506,498	109.8	2,602,189	103.8
合計	滅 失 分	441,241	53.4	274,249	62.2	267,902	97.7	269,826	100.7	341,364	126.5
	差引増減分	2,506,075	-	2,558,257	-	2,015,226	-	2,236,672	_	2,260,825	_

(3)新築住宅に対する軽減税額の年度別推移

(単位:棟、㎡、千円、%)

	<i></i>									:	
\	年度	平成27:	年度	平成28:	年度	平成29	年度	平成30	年度	平成31	年度
区分		! !	前年 度比	!	前年 度比		前年 度比		前年 度比		前年 度比
対する軽がる軽が	戸 数	714	107.4	705	98.7	711	100.9	688	96.8	659	95.8
減 税 額 新 築 の	床面積	66,282	103.4	64,274	97.0	64,447	100.3	63,670	98.8	62,065	97.5
住 6 宅第 に 1	軽減税額 (A)	31,480	103.2	31,832 I	101.1	32,069	100.7	30,528	95.2	30,860	101.1
する軽減な (中高層なる) はいまま (中の規定) はいまま (日本) はいままま (日本) はいまま (日本) はいままま (日本) はいままま (日本) はいままま (日本) はいままま (日本) はいままま (日本) はいまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	戸 数	18	120.0	45	250.0	54	120.0	81	150.0	125	154.3
税額 耐火建築 等1 物築 物築の	床面積	1,480	106.3	2,866 i	193.6	3,085	107.6	4,469	144.9	6,948	155.5
)住 6 に宅第 対 2	軽減税額 (B)	799	105.7	1,834	229.5	2,060	112.3	3,003	145.8	4,830	160.8
良住の規定に対して	戸 数	399	115.0	380	95.2	338	88.9	311	92.0	291	93.6
対する軽減第15条の	床面積	45,133	114.5	42,839	94.9	38,111	89.0	34,730	91.1	32,339	93.1
税長7 額期第 優1	軽減税額 (A)	21,054	109.0	20,671	98.2	19,025	92.0	16,853	88.6	16,395	97.3
物食のは、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は	戸 数	2	100.0	3	150.0	3	100.0	2	66.7	3	150.0
する軽減火による新築の	床面積	240	100.0	346	144.2	345	99.7	225	65.2	346	153.8
祝火柴の 額建長7 築期第 優2	軽減税額 (B)	114	93.4	160	140.4	160	100.0	84	52.5	167	198.8
(A)-	額合計 +(B) ·円)	53,447	105.4	54,497	102.0	53,314	97.8	50,468	94.7	52,252	103.5

※地方税法附則第15条の7の規定による、新築長期優良住宅に対する税額軽減は平成22年度より。

6. 償却資産の決定価格の年度別推移

(単位:千円、%)

	L	F度	 → ^2 /					- rt-		- d-	(単位:十	
`	\"	⊢戌	平成27年	- - 	平成28年	 	平成29年	. – – –	平成30年		平成31年	-
区	分		! !	前年 度比	! !	前年 度比		前年 度比	! !	前年 度比		前年 度比
	構築	決定価格	8,198,956	94.1	8,351,868	101.9	8,359,971	100.1	8,176,757	97.8	8,027,781	98.2
	物	課税標準	8,137,845	94.2	8,300,867	102.0	8,300,579	100.0	8,118,179	97.8	7,979,696	98.3
	機械及	決定価格	17,401,481	100.1	18,300,470	105.2	17,907,173	97.9	18,904,643	105.6	18,171,498	96.1
	び 装 置	課税標準	17,088,686	100.0	17,825,268	104.3	17,529,457	98.3	18,484,890	105.5	17,865,790	96.7
	船	決定価格	246,005	75.3	261,533	106.3	312,942	119.7	510,496	163.1	341,290	66.9
市長決	舶	課税標準	154,986	78.9	155,294	100.2	202,448	130.4	335,842	165.9	232,490	69.2
定分	車両運	決定価格	305,199	144.1	339,172	111.1	350,189	103.2	308,912	88.2	404,618	131.0
	搬具	課税標準	305,199	144.1	339,172	111.1	350,189	103.2	308,912	88.2	404,618	131.0
	工 具 備・	決定価格	4,527,187	96.0	5,921,529	130.8	5,179,532	87.5	5,073,934	98.0	5,054,347	99.6
	品器具・	課税標準	4,522,265 I	96.1	5,919,940	130.9	5,178,665	87.5	5,073,545	98.0	5,051,338	99.6
	小	決定価格	30,678,828	97.9	33,174,572	108.1	32,109,807	96.8	32,974,742	102.7	31,999,534	97.0
	計	課税標準	30,208,981	97.9	32,540,541	107.7	31,561,338	97.0	32,321,368	102.4	31,533,932	97.6
	総務大	決定価格	175,364,613	89.1	157,572,385	89.9	144,434,849	91.7	132,316,612	91.6	120,913,546	91.4
法	配分	課税標準	164,022,870	90.7	148,092,969	90.3	134,310,888	90.7	122,626,116	91.3	112,773,425	92.0
法389	知事	決定価格	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		0.0
条関係	分	課税標準	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		0.0
IN	小	決定価格	175,364,613	89.1	157,572,385	89.9	144,434,849	91.7	132,316,612	91.6	120,913,546	91.4
	計	課税標準	164,022,870	90.7	148,092,969	90.3	134,310,888	90.7	122,626,116	91.3	112,773,425	92.0
合	·計	決定価格	206,043,441	90.3	190,746,957	92.6	176,544,656	92.6	165,291,354	93.6	152,913,080	92.5
	a i	課税標準	194,231,851	91.7	180,633,510	93.0	165,872,226	91.8	154,947,484	93.4	144,307,357	93.1
											抽曲	

7. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する調

(1)資産別交付金及び納付金の年度別推移

(単位:千円、%)

	年度	平成27	年度	平成28年	年度	平成29年	丰度	平成30年	丰度	平成31年	丰度
区分			前年 度比	! !	前年 度比	! ! !	前年 度比	! !	前年度比	! ! !	前年 度比
	土地	7,556,963	100.1	5,810,771	76.9	5,421,989	93.3	5,154,124	95.1	5,015,367	97.3
台帳	家屋	9,199,027	98.9	8,690,347	94.5	8,093,915	93.1	7,889,658	97.5	8,177,717	103.7
価格	資償 産却	157,203	86.8	114,239	72.7	92,162ı	80.7	78,295	85.0	103,367	132.0
	合計	16,913,193	99.3	14,615,357	86.4	13,608,066	93.1	13,122,077	96.4	13,296,451	101.3
算定机	票準額	5,785,840	98.4	5,121,128	88.5	ا 4,777,597	93.3	4,605,547	96.4	ا 4,715,017	102.4
調	官 額	81,001	98.4	71,695	88.5	66,886	93.3	64,477	96.4	66,009	102.4

(2)機関別交付金の年度別推移

(単位:千円、%)

	\ ²	年度	平成27:	年度	平成28	年度	平成29:	年度	平成30:	年度	平成31:	年度
×	· 分		1	前年 度比	1	前年 度比	 	前年 度比	 	前年 度比		前年 度比
	国	件数	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0
	田	金額	39,974	95.2	31,020	77.6	26,299	84.8	24,588	93.5	23,953	97.4
交付	京都府	件数	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0
金	府	金額	41,027	101.7	40,675	99.1	40,587	99.8	39,889	98.3	42,056	105.4
	合計	件数	9 :	100.0	9 :	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0
	計	金額	81,001	98.4	71,695	88.5	66,886	93.3	64,477	96.4	66,009	102.4

税務課調

8. 固定資産評価審査状況等の年度別推移

(単位:人、件、筆、棟)

						Z·人、什、軍、傑)	
区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		土地	3	3	1	7	3
閲覧((分配)	家屋	1	0	0	0	1
周見(者数	被見)	償却	0	0	0	0	0
		合計	4	3	1	7	4
		(内実人数) 土地	(4) 0	(3)	(1)	(7)	(3)
			0	0	0	0	0
	受 理		0	0	0	0	0
		計	0	2	0	1	2
靈		土地	0	0	0	0	0
審査	へ 取 ±-		0	0	0	0	0
査申出件数	取 下 げ		0	0	0	0	0
件 数	$\overset{\circ}{\smile}$	計	0	0	0	0	0
		土地	0	2	0	1	2
	슬	家屋	0	0	0	0	0
	合計	 償却	0	0	0	0	0
		計	0	2	0	1	2
		土地	0	0	0	1	0
	却 下	家屋	0	0	0	0	0
	件数		0	0	0	0	0
		計	0	0	0	1	0
		土地	0	2	0	0	2
	棄 却	家屋	0	0	0	0	0
審	件 数	償却	0	0	0	0	0
) 注 ·		計	0	2	0	0	2
審査決定件数	= y⊓	土地	0	0	0	0	0
数	認容件数	家屋	0	0	0	0	0
	件数	償却	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
		土地	0	2	0	1	2
	合計	家屋	0	0	0	0	0
	面	償却	0	0	0	0	0
*\ \\ \\ \		計	0 = de 3% (= 1) + \(\dagger 1 \) + \(\dagger 2 \) . +	2	0	1	2 14 7/r=m=m

※平成21年度からは名寄帳発行分を含みません。

税務課調

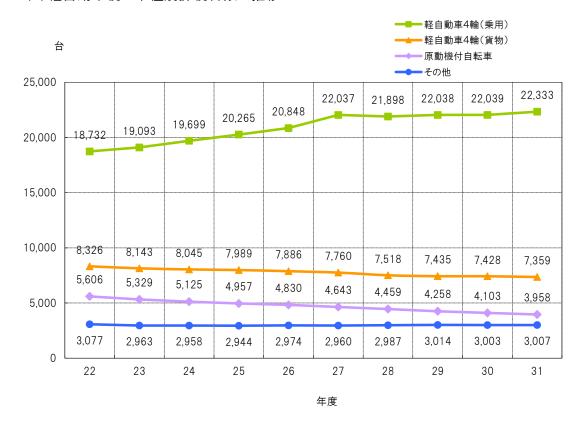
·		

IV. その他の市税



1. 軽自動車税関係グラフ

(1)軽自動車税の車種別課税台数の推移



(2)軽自動車税の車種別当初調定額の推移



2. 軽自動車税の車種別課税台数の年度別推移

(単位:台、%)

abla	_			Ŋ	平成27	年 使	平成28	年 使	平成29	年 使	平成30	在 使	平成31	
		\	区分 ~	'	1 133,2 1	前年	1 35,20	前年	1 35.20	前年	1 132,00	前年	1 32.01	前年
車	種		<u> </u>			度比	Ī	度比	Ī	度比		度比		度比
		50c	c以下	(3,736	94.3	3,542	94.8	3,326	93.9	3,159	95.0	2,993	94.7
原動			cc超 c以下		370	97.4	363	98.1	353	97.2	351	99.4	349	99.4
機付			cc超 c以下		491	111.1	506	103.1	531	104.9	548	103.2	573	104.6
自転車	111	=	カ	_	46	97.9	48	104.3	48	100.0	45	93.8	43	95.6
	小			計 <i>4</i>	4,643	96.1	4,459	96.0	4,258	95.5	4,103	96.4	3,958	96.5
	=	į	輪	車	833	100.1	840	100.8	877	104.4	874	99.7	884	101.1
	Ξ	į	輪	車	3	100.0	4	133.3	3	75.0	3	100.0	3	100.0
± 7		乗	営業用		6	120.0	6	100.0	7	116.7	7	100.0	6	85.7
軽自動車	四輪	用	自家用	22	2,031	105.7	21,892	99.4	22,031	100.6	22,032	100.0	22,327	101.3
+	車	貨	営業用		106	96.4	103	97.2	99	96.1	99	100.0	105	106.1
		物	自家用	-	7,654	98.4	7,415	96.9	7,336	98.9	7,329	99.9	7,254	99.0
	小			計 30	0,633	103.6	30,260	98.8	30,353	100.3	30,344	100.0	30,579	100.8
小型	農	:	耕	用	797	95.0	770	96.6	739	96.0	714	96.6	688	96.4
型特殊自動	特	殊	作業	用	259	105.3	273	105.4	271	99.3	281	103.7	299	106.4
動車	小			計·	1,056	97.3	1,043	98.8	1,010	96.8	995	98.5	987	99.2
_ ‡	論 の	おの小型自動車			1,068	101.3	1,100	103.0	1,124	102.2	1,131	100.6	1,133	100.2
合	輪の小型自動፤			計 3	37,400	102.4	36,862	98.6	36,745	99.7	36,573	99.5	36,657	100.2

市町村税の課税状況等の調より

3. 軽自動車税の車種別当初調定額の年度別推移

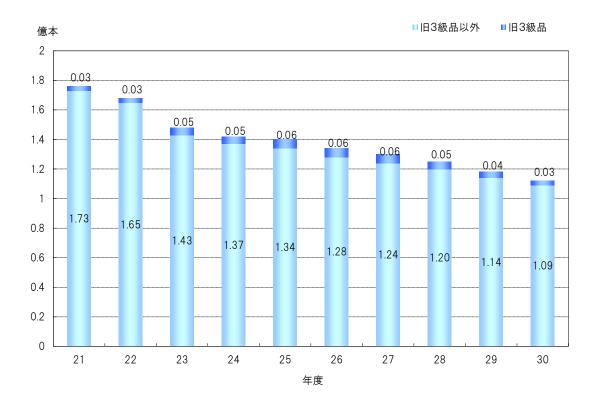
(単位:千円、%)

			区分	平成27	年度	平成28	年度	平成29	年度	平成30	年度	平成31	年度
車	種	_		!	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
		50c	c以下	3,736	94.3	7,084	189.6	6,652	93.9	6,318	95.0	5,986	94.7
原動			cc超 c以下	444	97.4	726	163.5	706	97.2	702	99.4	698	99.4
機付自転			cc超 c以下	786	111.2	1,214	154.5	1,274	104.9	1,315	103.2	1,375	104.6
転車	111	=	カー	115	97.5	178	154.8	178	100.0	167	93.8	159	95.2
	小		計	5,081	96.9	9,202	181.1	8,810	95.7	8,502	96.5	8,218	96.7
	П	į	輪車	1,999	100.1	3,024	151.3	3,157	104.4	3,146	99.7	3,182	101.1
	Ξ	į	輪車	9	100.0	18	200.0	14	77.8	14	100.0	14	100.0
+77		乗用	営業用	33	117.9	35	106.1	38	108.6	44	115.8	36	81.8
軽自動車	四輪	用	自家用	158,623	105.7	174,594	110.1	184,540	105.7	192,109	104.1	200,755	104.5
+	車	貨	営業用	318	96.4	327	102.8	317	96.9	330	104.1	356	107.9
		物	自家用	30,616	98.4	34,358	112.2	34,566	100.6	35,051	101.4	35,228	100.5
	小		計		104.4	212,356	110.8		104.8	230,694	103.6	239,571	103.8
小型	農	:	耕用	1,275	95.0	1,540	120.8	1,478	96.0	1,428	96.6	1,376	96.4
型特殊自	特	殊	作業用	1,217	105.3	1,610	132.3	1,599	99.3	1,658	103.7	1,764	106.4
動車	小		計	2,492	99.8	3,150	126.4	3,077	97.7	3,086	100.3	3,140	101.7
<u> </u>	倫 の	小型	원 自 動 車	4,272	101.3	6,600	154.5	6,744	102.2	6,786	100.6	6,798	100.2
合			計	203,443	104.1	231,308	113.7	241,263	104.3	249,068	103.2	257,727	103.5

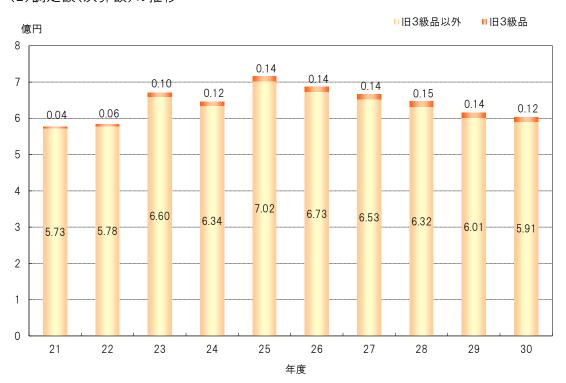
市町村税の課税状況等の調より

4. 市たばこ税関係グラフ

(1)売渡本数の推移



(2)調定額(決算額)の推移



5. 市たばこ税の年度別推移

(単位:円、本、%)

<u></u>	_	年度					単位:円、本、% <i>)</i>
項目		平度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	売	渡本数	127,812,752	124,090,955	120,073,791	114,309,127	109,181,995
旧3級品		 前年対比	94.8	97.1	96.8	95.2	95.5
以外	調	定額	672,550,700	652,966,606	631,828,290	601,494,626	593,111,314
			95.8	97.1	96.8	95.2	98.6
	売	渡本数	5,761,940	5,681,940	5,172,640	4,088,700	3,116,740
旧 3 級		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	100.3	98.6	91.0	79.0	76.2
級品	調	定額	14,376,039	14,176,443	14,918,337	13,544,802	12,282,790
		前年対比	101.3	98.6	105.2	90.8	90.7
	売	渡本数	133,574,692	129,772,895	125,246,431	118,397,827	112,298,735
合計		 - 前年対比 -	95.0	97.2	96.5	94.5	94.8
11	調	定額	686,926,739	667,143,049	646,746,627	615,039,428	605,394,104
		■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	95.9	97.1	96.9	95.1	98.4
税率	旧;	3級品以外			4月分より /1,000本		平成30年9月分まで 5,262円/1,000本 平成30年10月1日から 5,692円/1,000本
率	旧	3 級 品	平成25年 2,495円/		平成28年4月分より 2,925円/1,000本	平成29年4月分より 3,355円/1,000本	平成30年4月分より 4,000円/1,000本

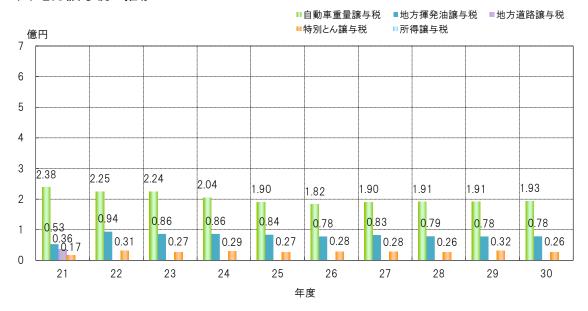
·		

V. 讓与税·交付金

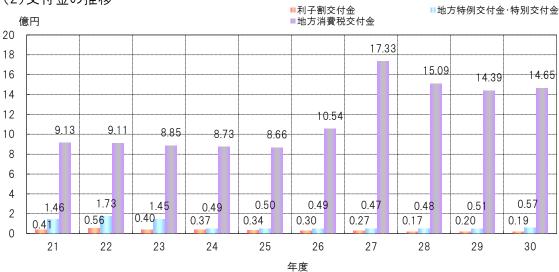


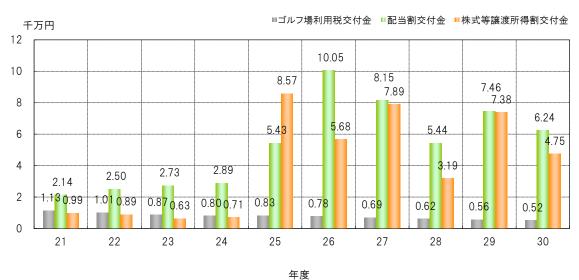
1. 地方譲与税・交付金関係グラフ

(1)地方譲与税の推移



(2)交付金の推移





2. 地方譲与税の年度別推移

(単位:千円、%)

	年	平成26	年度	平成27	年度	平成28	年度	平成29	年度	平成30	年度
度 区分	<i></i>]]	前年 度比	[[前年度比	 	前年 度比]]	前年 度比	 	前年 度比
自動車重	6 月 譲 与	50,214	91.7	53,438	106.4	52,134	97.6	55,884	107.2	50,329	90.1
	11 月譲与	74,399	95.6	79,539	106.9	77,618	97.6	79,003	101.8	78,840	99.8
量譲与	3 月 譲 与	57,765	100.4	56,895	98.5	60,923	107.1	56,000	91.9	64,133	114.5
税	合 計	182,378	95.9	189,872	104.1	190,675	100.4	190,887	100.1	193,302	101.3
地方揮発	6 月 譲 与	23,778	98.2	25,999	109.3	22,776	87.6	22,575	99.1	21,958	97.3
	11 月譲与	29,922	97.0	26,260	87.8	33,279	126.7	32,566	97.9	31,820	97.7
油譲与	3 月 譲 与	24,251	84.8	30,577	126.1	22,620	74.0	22,723	100.5	24,692	108.7
税	合 計	77,951	93.2	82,836	106.3	78,675	95.0	77,864	99.0	78,470	100.8
特別	9 月 譲 与	10,723	83.1	14,373	134.0	10,231	71.2	17,214	168.3	13,213	76.8
と ん 譲	3 月 譲 与	17,125	121.3	14,053	82.1	15,591	110.9	14,286	91.6	12,947	90.6
与 税	合 計	27,848	103.1	28,426	102.1	25,822	90.8	31,500	122.0	26,160	83.0
	合 計	288,177	95.8	301,134	104.5	295,172	98.0	300,251	101.7	297,932	99.2

[※]地方揮発油譲与税は平成21年度から。(地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に改名)

3. 交付金の年度別推移

(単位:千円、%)

年度		度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度			
区分		\		<u>^</u>	! !	前年 度比	! !	前年度比		前年度比	!	前年度比		前年度比
利 子 割	8	月	交	付	14,480	93.7	13,852	95.7	5,270	38.0	7,453	141.4	7,279	97.7
	12	月	交	付	6,485	77.4	6,671	102.9	6,419	96.2	7,654	119.2	7,483	97.8
交 付	3	月	交	付	8,961	84.6	6,960	77.7	5,040	72.4	4,947	98.2	3,921	79.3
金	合			計	29,926	86.9	27,483	91.8	16,729	60.9	20,054	119.9	18,683	93.2
配	8	月	交	付	17,454	172.3	17,918	102.7	15,918	88.8	17,622	110.7	18,097	102.7
当割	12	月	交	付	3,603	195.0	2,665	74.0	2,697	101.2	3,227	119.7	2,967	91.9
交 付	3	月	交	付	79,490	188.0	60,928	76.6	35,767	58.7	53,770	150.3	41,313	76.8
金	仙			計	100,547	185.3	81,511	81.1	54,382	66.7	74,619	137.2	62,377	83.6
株式	8	月	交	付	-	-	-	- -	-	- 	-	-	-	
交付金 交付金	12	月	交	付	-		-	- 1	_	- 1	-	-	-	-
行金 渡所得割	3	月	交	付	56,759	66.2	78,905	139.0	31,865	40.4	73,828	231.7	47,525	64.4
	合			計	56,759	66.2	78,905	139.0	31,865	40.4	73,828	231.7	47,525	64.4
444	6	月	交	付	264,372	123.9	314,798	119.1	378,767	120.3	345,203	91.1	359,127	104.0
地方消	9	月	交	付	314,342	108.8	697,337	221.8	487,532	69.9	471,228	96.7	463,837	98.4
消費税・	12	月	交	付	180,318	134.8	310,066	172.0	274,504	88.5	255,274	93.0	259,832	101.8
交付金	3	月	交	付	294,991	128.3	410,975	139.3	368,580	89.7	367,316	99.7	382,594	104.2
<u> </u>	伯			計	1,054,023	121.7	1,733,176	164.4	1,509,383	87.1	1,439,021	95.3	1,465,390	101.8
Ĭ	8	月	交	付	3,509	103.4	2,677	76.3	2,446	91.4	2,308	94.4	2,120	91.9
ル 交フ 付場	12	月	交	付	3,248	92.9	3,011	92.7	2,587	85.9	2,386	92.2	2,152	90.2
金利用税	3	月	交	付	1,013	71.7	1,252	123.6	1,135	90.7	936	82.5	924	98.7
	合			計	7,770	93.6	6,940	89.3	6,168	88.9	5,630	91.3	5,196	92.3
地方特例交付金	4	月	交	付	23,937	100.2	24,508	102.4	24,551	100.2	25,869	105.4	29,602	114.4
	9	月	交	付	25,210	95.0	22,829	90.6	23,485	102.9	25,052	106.7	27,318	109.0
	11	月追	交 加	一个	-	_	_		_		_	- -	-	_
314	合			計	49,147	97.5	47,337	96.3	48,036	101.5	50,921	106.0	56,920	111.8

4. 地方譲与税の譲与基準

税目等	譲与基準及び譲与時期
自動車重量譲与税 ・昭和46年5月創設 〔譲与団体〕 ・市町村 〔使途〕 (平成20年度まで) ・道路に関する費用 (平成21年度以降) ・条件、制限なし	*自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を自動車重量譲与税とする。 *自動車重量譲与税の2分の1を市町村の道路の延長で、他の2分の1を道路の面積であん分して譲与する。 *譲与時期 6月(2月~4月収入分)、11月(5月~9月収入分)、3月(10月~1月収入分)
特別とん譲与税 ・昭和32年4月創設 〔譲与団体〕 ・開港所在市町村 〔使途〕 ・条件、制限なし	*特別とん税の収入額に相当する額を特別とん譲与税とし、開港に係る港湾施設が設置されている 市町村に譲与する。 *譲与時期 9月(3月~8月収入分)、3月(9月~2月収入分)
地方揮発油譲与税 ・平成21年4月創設 ・平成21年4月創設 ※旧地方道路譲与税 〔譲与団体〕 ・都道府県 ・市町村 〔使途〕 ・条件、制限なし	*地方揮発油税の収入額に相当する額を地方揮発油譲与税とする。 *地方揮発油譲与税の100分の42に相当する額を、市町村の道路の延長及び面積であん分して市町村に譲与する。 (100分の58に相当する額は都道府県び指定都市) *譲与時期 6月(3月~5月収入分)、11月(6月~10月収入分)、3月(11月~2月収入分)

5. 交付金の交付基準

	交付基準及び交付時期
利子割交付金 ·昭和63年4月創設	*道府県に納入された利子割相当額に、政令で定める率(100分99)を乗じて得た額の5分の3相当額を利子割交付金の総額とする。 *利子割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。
〔交付団体〕 ・市町村	*道府県民税利子割の概要 ・課税標準 支払を受けるべき利子等の額 ・税率 100分の5
	*交付時期 8月(前年度3月~7月収入分)、12月(8月~11月収入分)、3月(12月~2月収入分)
配当割交付金 · 平成16年1月創設	*道府県に納入された配当割相当額に、政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を、配当割交付金の総額とする。 *配当割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。
〔交付団体〕 · 市町村	*道府県民税配当割の概要 ・課税標準 支払を受けるべき特定配当等の額 ・税率 100分の5 ※H16.1.1~H25.12.31の間は、100分の3
	*交付時期 8月(前年度3月~7月収入分)、12月(8月~11月収入分)、3月(12月~2月収入分)
株式等譲渡所得割交付金 平成16年1月創設	*道府県に納入された株式譲渡所得割相当額に、政令で定める率(100分の99) を乗じて得た額の 5分の3相当額を、株式譲渡所得割交付金の総額とする。 *株式譲渡所得割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府民税の額であん分して交付する。
〔交付団体〕 · 市町村	*道府県民税株式譲渡所得割の概要 ・課税標準 支払を受けるべき特定株式譲渡所得等の額 ・税率 100分の5 ※H16.1.1~H25.12.31の間は、100分の3
	*交付時期 3月(3月~2月収入分)
地方消費税交付金 ·平成9年4月創設 [交付団体]	*道府県に納付された地方消費税相当額につき、各道府県の消費に相当する額に応じて清算を行った後の金額の2分の1を地方消費税交付金の総額とする。 *従来分に相当する額の2分の1を市町村の人口で、他の2分の1を従業者数であん分して交付する。 *引上げ分に相当する額を、市町村の人口であん分して交付する。
・市町村	*地方消費税の概要 ・課税標準 消費税額 ・税率 平成26年3月31日まで100分の25(従来分) 平成26年4月1日から令和元年9月30日まで63分の17 令和元年10月1日から75分の22 (引上げ分)
	*交付時期 6月(2月~4月収入分)、9月(5月~7月収入分)、12月(8月~10月収入分)、 3月(11月~1月収入分)
ゴルフ場利用税交付金 ・ _{平成元年4月創設}	*ゴルフ場所在市町村に対し、当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7相当 額を交付する。
〔交付団体〕 ・ゴルフ場所在市町村	*ゴルフ場利用税の概要 ・1 人/日のゴルフ場の利用につき、600円~1,200円 ・利用者数は、舞鶴市と高浜町であん分する。(舞鶴市分:0. 9941)
	*交付時期 8月(3月~7月収入分)、12月(8月~11月収入分)、3月(12月~2月収入分)
地方特例交付金	*地方特例交付金 個人住民税における地方公共団体の減収を補てんするため、地方公共団体の住宅借入金等特別税額 控除見込額等を基礎として算定する。
·平成11年4月創設	
〔交付団体〕 ・都道府県 ・市町村	*交付時期 4月、9月

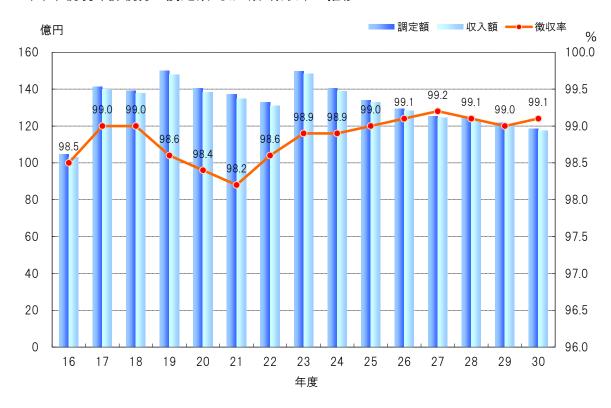
·			

VI. 徵収関係



1. 徴収関係グラフ

(1)市税現年課税分の調定額・収入額・徴収率の推移



(2)市税滞納繰越分の調定額・収入額・徴収率の推移



2. 市税の収入状況の年度別推移

(1)現年課税分

(単位:円)

_						(単位:円)
区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	調定額	3,815,108,565	3,884,362,785	3,942,974,900	3,961,372,600	3,949,989,700
個 人	収入額	3,772,942,238	3,846,027,446	3,900,216,870	3,917,594,493	3,914,792,475
市民	不納欠損額	6,900	170,400	190,200	180,600	129,600
税	収入未済額	42,159,427	38,164,939	42,567,830	43,597,507	35,067,625
	徴収率	98.9%	99.0%	98.9%	98.9%	99.1%
	調定額	575,752,400	542,616,500	567,359,800	544,268,600	547,153,400
法 人	収入額	572,275,700	540,406,900	564,597,000	541,358,300	544,124,900
八市 民 税	不納欠損額	0	0	0	0	0
税	収入未済額	3,476,700	2,209,600	2,762,800	2,910,300	3,028,500
	徴収率	99.4%	99.6%	99.5%	99.5%	99.4%
	調定額	7,584,639,700	7,152,740,900	6,966,420,500	6,734,857,400	6,422,078,900
純 固	収入額	7,522,098,838	7,102,016,254	6,910,487,341	6,666,961,098	6,361,643,513
定資産税	不納欠損額	5,667,300	1,536,800	26,900	155,500	0
産 税	収入未済額	56,873,562	49,187,846	55,906,259	67,740,802	60,435,387
	徴収率	99.2%	99.3%	99.2%	99.0%	99.1%
国	調定額	82,319,300	81,001,200	71,695,200	66,886,000	64,477,200
有答	収入額	82,319,300	81,001,200	71,695,200	66,886,000	64,477,200
国有資産交付	不納欠損額	0	0	0	0	0
付金	収入未済額	0	0	0	0	0
<u> </u>	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	調定額	195,432,800	203,451,600	232,041,200	241,273,400	249,151,100
軽 自	収入額	191,473,094	199,705,800	226,474,400	235,910,962	244,182,877
動車	不納欠損額	23,400	33,600	28,900	30,900	42,900
税	収入未済額	3,936,306	3,712,200	5,537,900	5,331,538	4,925,323
	徴収率	98.0%	98.2%	97.6%	97.8%	98.0%
	調定額	686,926,739	667,143,049	646,746,627	615,039,428	605,394,104
市 *-	収入額	686,926,739	667,143,049	646,746,627	615,039,428	605,394,104
た ば こ	不納欠損額	0	0	0	0	0
税	収入未済額	0	0	0	0	0
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	調定額	12,940,179,504	12,531,316,034	12,427,238,227	12,163,697,428	11,838,244,404
市	収入額	12,828,035,909	12,436,300,649	12,320,217,438	12,043,750,281	11,734,615,069
市 税 計	不納欠損額	5,697,600	1,740,800	246,000	367,000	172,500
п	収入未済額	106,445,995	93,274,585	106,774,789	119,580,147	103,456,835
	徴収率	99.1%	99.2%	99.1%	99.0%	99.1%

※特別土地保有税は掲載省略

(2)滞納繰越分

(単位:円)

		-				(単位:円)
区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	調定額	210,276,193	177,358,639	156,623,263	151,271,294	141,066,267
個	収入額	55,356,485	42,636,958	32,157,064	38,360,001	32,722,998
人市民税	不納欠損額	19,313,323	15,500,862	15,539,437	15,405,765	7,180,649
税	収入未済額	135,606,385	119,220,819	108,926,762	97,505,528	101,162,620
	徴収率	26.3%	24.0%	20.5%	25.4%	23.2%
	調定額	10,887,545	9,002,189	8,001,364	8,731,120	7,990,604
法	収入額	3,287,021	2,475,581	1,482,233	1,877,067	2,087,484
人市民税	不納欠損額	2,088,035	734,844	550,811	1,773,749	899,000
税	収入未済額	5,512,489	5,791,764	5,968,320	5,080,304	5,004,120
	徴収率	30.2%	27.5%	18.5%	21.5%	26.1%
	調定額	222,336,206	208,215,777	200,569,100	203,881,198	215,271,178
純固	収入額	54,924,052	47,183,368	32,228,069	36,753,315	44,622,240
定資	不納欠損額	15,420,939	8,179,455	18,020,492	18,916,207	42,036,677
産税	収入未済額	151,991,215	152,852,954	150,320,539	148,211,676	128,612,261
	徴収率	24.7%	22.7%	16.1%	18.0%	20.7%
	調定額	12,470,341	10,970,376	10,255,610	12,375,666	13,047,776
軽	収入額	3,994,732	3,051,480	2,450,244	3,282,028	3,199,118
自動車	不納欠損額	1,441,539	1,360,286	943,500	1,317,400	1,221,700
税	収入未済額	7,034,070	6,558,610	6,861,866	7,776,238	8,626,958
	徴収率	32.0%	27.8%	23.9%	26.5%	24.5%
	調定額	455,970,285	405,546,981	375,449,337	376,259,278	377,375,825
	収入額	117,562,290	95,347,387	68,317,610	80,272,411	82,631,840
市 税 計	不納欠損額	38,263,836	25,775,447	35,054,240	37,413,121	51,338,026
	収入未済額	300,144,159	284,424,147	272,077,487	258,573,746	243,405,959
	徴収率	25.8%	23.5%	18.2%	21.3%	21.9%

(3)合計分

		•				(単位:円)
区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	調定額	4,025,384,758	4,061,721,424	4,099,598,163	4,112,643,894	4,091,055,967
個	収入額	3,828,298,723	3,888,664,404	3,932,373,934	3,955,954,494	3,947,515,473
人市民	不納欠損額	19,320,223	15,671,262	15,729,637	15,586,365	7,310,249
民税	収入未済額	177,765,812	157,385,758	151,494,592	141,103,035	136,230,245
	徴収率	95.1%	95.7%	95.9%	96.2%	96.5%
	調定額	586,639,945	551,618,689	575,361,164	552,999,720	555,144,004
法	収入額	575,562,721	542,882,481	566,079,233	543,235,367	546,212,384
人市品	不納欠損額	2,088,035	734,844	550,811	1,773,749	899,000
民税	収入未済額	8,989,189	8,001,364	8,731,120	7,990,604	8,032,620
	徴収率	98.1%	98.4%	98.4%	98.2%	98.4%
	調定額	7,806,975,906	7,360,956,677	7,166,989,600	6,938,738,598	6,637,350,078
純 固	収入額	7,577,022,890	7,149,199,622	6,942,715,410	6,703,714,413	6,406,265,753
定資	不納欠損額	21,088,239	9,716,255	18,047,392	19,071,707	42,036,677
産税	収入未済額	208,864,777	202,040,800	206,226,798	215,952,478	189,047,648
	徴収率	97.1%	97.1%	96.9%	96.6%	96.5%
国	調定額	82,319,300	81,001,200	71,695,200	66,886,000	64,477,200
有資	収入額	82,319,300	81,001,200	71,695,200	66,886,000	64,477,200
産	不納欠損額	0	0	0	0	0
交付金	収入未済額	0	0	0	0	0
亚	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	調定額	207,903,141	214,421,976	242,296,810	253,649,066	262,198,876
軽自	収入額	195,467,826	202,757,280	228,924,644	239,192,990	247,381,995
動車	不納欠損額	1,464,939	1,393,886	972,400	1,348,300	1,264,600
税	収入未済額	10,970,376	10,270,810	12,399,766	13,107,776	13,552,281
	徴収率	94.0%	94.6%	94.5%	94.3%	94.3%
	調定額	686,926,739	667,143,049	646,746,627	615,039,428	605,394,104
市 た	収入額	686,926,739	667,143,049	646,746,627	615,039,428	605,394,104
ばこ	不納欠損額	0	0	0	0	0
税	収入未済額	0	0	0	0	0
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	調定額	13,396,149,789	12,936,863,015	12,802,687,564	12,539,956,706	12,215,620,229
*	収入額	12,945,598,199	12,531,648,036	12,388,535,048	12,124,022,692	11,817,246,909
市 税 計	不納欠損額	43,961,436	27,516,247	35,300,240	37,780,121	51,510,526
āΤ	収入未済額	406,590,154	377,698,732	378,852,276	378,153,893	346,862,794
	徴収率	96.6%	96.9%	96.8%	96.7%	96.7%
	十地保有税は掲載	l. = #				

※特別土地保有税は掲載省略

3. 口座振替利用状況の年度別推移

(単位:件、円)

_		年度		_	_		(平位・17、17)
区分		十 及	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	調定	件数	42,808	41,204	40,262	37,323	30,942
市	₽M	金 額	1,345,339,500	1,340,046,000	1,315,209,700	1,227,577,500	1,049,880,600
府民税	収入	件 数	40,186	38,825	37,833	35,175	29,243
$\overline{}$	42 /	金 額	1,278,162,321	1,278,412,576	1,247,033,504	1,159,448,539	996,979,368
普通	振	件 数	8,828	8,353	8,049	7,755	6,472
通 徴 収	旅 省	金額	428,615,350	419,766,304	404,096,232	400,292,172	355,162,100
`	振替率	件 数	22.0%	21.5%	21.3%	22.0%	22.1%
	(対収入)	金 額	33.5%	32.8%	32.4%	34.5%	35.6%
	調定	件 数	131,824	131,484	131,488	131,614	131,207
	詗 足	金額	7,584,639,700	7,152,740,900	6,966,420,500	6,734,857,400	6,422,078,900
固	収 入	件 数	129,141	128,970	128,948	129,143	128,885
定資産	収 八	金額	7,522,098,838	7,102,016,254	6,910,487,341	6,666,961,098	6,361,643,513
産	振	件 数	48,625	48,634	48,635	48,878	49,285
税	派 百	金額	4,554,945,200	4,262,122,400	4,045,644,700	3,829,483,200	3,602,486,400
	振替率	件 数	37.7%	37.7%	37.7%	37.8%	38.2%
	(対収入)	金額	60.6%	60.0%	58.5%	57.4%	56.6%
	# ·	件 数	36,539	37,404	37,150	36,775	36,599
	調定	金額	195,432,800	203,451,600	232,041,200	241,273,400	249,151,100
歃	د برار	件 数	35,763	36,662	36,407	36,068	35,976
軽自動	収入	金額	191,473,094	199,705,800	226,474,400	235,910,962	244,182,877
動車	振	件 数	6,327	6,183	5,929	5,753	5,894
税	振 替	金額	29,353,400	29,144,400	32,619,900	32,950,200	35,274,200
	振替率	件 数	17.7%	16.9%	16.3%	16.0%	16.4%
	(対収入)	金額	15.3%	14.6%	14.4%	14.0%	14.4%
	調定	件 数	211,171	210,092	208,900	205,712	198,748
	词	金額	9,125,412,000	8,696,238,500	8,513,671,400	8,203,708,300	7,721,110,600
	ıltı 3	件数	205,090	204,457	203,188	200,386	194,104
合	収入	金額	8,991,734,253	8,580,134,630	8,383,995,245	8,062,320,599	7,602,805,758
計	+E ##	件数	63,780	63,170	62,613	62,386	61,651
	振 替	金 額	5,012,913,950	4,711,033,104	4,482,360,832	4,262,725,572	3,992,922,700
	振替率	件数	31.1%	30.9%	30.8%	31.1%	31.8%
	(対収入)	金額	55.8%	54.9%	53.5%	52.9%	52.5%

4. 督促状発送件数の年度別推移

(単位:件)

区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<u></u>	調定件数 A	42,808	41,204	40,262	37,323	30,942
普市 通府 徴民	督促件数 B	8,630	8,107	7,835	7,126	5,972
収税	率 B/A	20.2%	19.7%	19.5%	19.1%	19.3%
(特市	調定件数 A	26,892	28,784	29,832	31,427	34,537
別府 徴民	督促件数 B	582	597	687	740	982
収税	率 B/A	2.2%	2.1%	2.3%	2.4%	2.8%
法	調定件数 A	2,883	3,902	3,945	3,815	3,815
法人市民税	督促件数 B	143	131	103	104	102
税	率 B/A	5.0%	3.4%	2.6%	2.7%	2.7%
固	調定件数 A	131,824	131,484	131,488	131,614	131,207
固定資産税	督促件数 B	11,535	10,855	10,807	10,878	10,445
税	率 B/A	8.8%	8.3%	8.2%	8.3%	8.0%
特 別	調定件数 A	-	-	-	-	-
特別土地保有税	督促件数 B	-	-	-	-	-
有 税	率 B/A	-	-	-	-	-
軽	調定件数 A	36,539	37,404	37,150	36,775	36,599
軽自動車税	督促件数 B	4,149	4,102	3,987	3,722	3,509
税	率 B/A	11.4%	11.0%	10.7%	10.1%	9.6%
	調定件数 A	240,946	242,778	242,677	240,954	237,100
合 計	督促件数 B	25,039	23,792	23,419	22,570	21,010
	率 B/A	10.4%	9.8%	9.7%	9.4%	8.9%

5. 滞納繰越分における滞納件数・金額の年度別推移

(単位:件、円、%)

年度	平	成26年度	平	成27年度	平	成28年度	平	成29年度	平	成30年度
区分	件数	金額								
個人市民税	2,150	135,606,385	1,922	119,220,819	1,803	108,926,762	1,651	97,505,528	1,594	101,162,620
法人市民税	69	5,512,489	74	5,807,064	72	5,968,320	67	5,080,304	63	5,004,120
固定資産税	1,613	151,991,215	1,503	152,852,954	1,566	150,320,539	1,532	148,211,676	1,552	128,612,261
軽自動車税	1,227	7,034,070	1,143	6,558,610	1,200	6,861,866	1,158	7,776,238	1,127	8,626,958
合 計	5,059	300,144,159	4,642	284,439,447	4,641	272,077,487	4,408	258,573,746	4,336	243,405,959
対前年比	85.7	89.8	91.8	94.8	100.0	95.7	95.0	95.0	98.4	94.1

6. 不納欠損の件数・金額の年度別推移

(単位:件、円、%)

年度	平)	成26年度	平月	成27年度	平)	成28年度	平)	成29年度	平月	成30年度
区分	件数	金額								
個人市民税	462	19,320,223	1,016	15,671,262	867	15,729,637	852	15,586,365	611	7,310,249
法人市民税	23	2,088,035	10	734,844	7	550,811	22	1,773,749	13	899,000
固定資産税	287	21,088,239	726	9,716,255	616	18,047,392	882	19,071,707	661	42,036,677
軽自動車税	271	1,464,939	295	1,393,886	203	972,400	257	1,348,300	260	1,264,600
合 計	1,043	43,961,436	2,047	27,516,247	1,693	35,300,240	2,013	37,780,121	1,545	51,510,526
対前年比	101.7	76.3	196.3	62.6	82.7	128.3	118.9	107.0	76.8	136.3

7. 不納欠損理由別の件数・金額の年度別推移

(単位:件、円)

年度	平)	成26年度	平月	成27年度	平	成28年度	平	成29年度	平月	成30年度
区分	件数	金額								
法第15条 の7第4項	307	14,550,074	661	9,826,617	626	20,126,101	759	20,517,022	428	32,898,577
法第15条 の7第5項	91	11,783,861	114	2,656,689	84	4,330,770	269	3,827,942	59	2,738,921
法第18条 第1項	645	17,627,501	1,272	15,032,941	983	10,843,369	985	13,435,157	1,058	15,873,028
合 計	1,043	43,961,436	2,047	27,516,247	1,693	35,300,240	2,013	37,780,121	1,545	51,510,526

※法…地方税法

8. 差押状況の年度別推移

(単位:件、円)

年度	平	成26年度	平	成27年度	平	成28年度	平	成29年度	平月	成30年度
区分	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
債 権	562	143,090,235	326	100,962,312	242	54,231,261	305	39,703,804	264	25,233,725
電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動産·不動 産	11	17,870,390	5	1,967,494	3	6,836,149	2	643,700	15	4,320,074
合 計	573	160,960,625	331	102,929,806	245	61,067,410	307	40,347,504	279	29,553,799

9. 公売状況の年度別推移

(単位:件、円)

× ×	\	度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	公売	回数	0	0	0	0	0
電	公売公告	件数	0	0	0	0	0
電話	売却	件数	0	0	0	0	0
	売却決定	配当金額	0	0	0	0	0
	公売	回数	0	0	0	0	0
不	公売公告	件数	0	0	0	0	0
不動産	売却	件数	0	0	0	0	0
	決定	配当金額	0	0	0	0	0

10. 交付要求等の年度別推移

(単位:件、円)

年度区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付要求等 件 数	96	80	62	60	115
交付要求等金 額	34,911,410	22,851,435	12,821,929	5,133,827	19,912,148

11. 交付要求等配当の年度別推移

(単位:件、円)

年度 区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
配当等件数	30	14	15	17	7	
配当等金額	3,511,165	1,887,336	1,566,729	677,973	417,314	

12. 還付状況の年度別推移

(1) 歳出還付分

(単位:件、円)

年度	平	成26年度	平月	成27年度	平	成28年度	平	成29年度	平月	成30年度
区分	件数	金額								
個人市府民税	366	11,637,040	182	11,832,543	157	13,625,947	161	11,722,751	362	13,309,848
法人市民税	101	49,130,900	91	32,703,500	120	8,043,600	105	22,203,100	134	11,796,700
固定資産税	56	1,574,700	51	6,758,800	31	3,936,600	30	2,601,800	21	1,353,100
軽自動車税	8	36,300	7	21,900	5	20,500	9	96,400	6	44,500
合 計	531	62,378,940	331	51,316,743	313	25,626,647	305	36,624,051	523	26,504,148

(2) 還付加算金

(単位:件、円)

年度	平月	成26年度	平月	成27年度	平月	成28年度	平月	成29年度	平月	成30年度
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
還付加算金	124	1,303,500	64	679,900	48	294,900	55	461,700	27	179,400

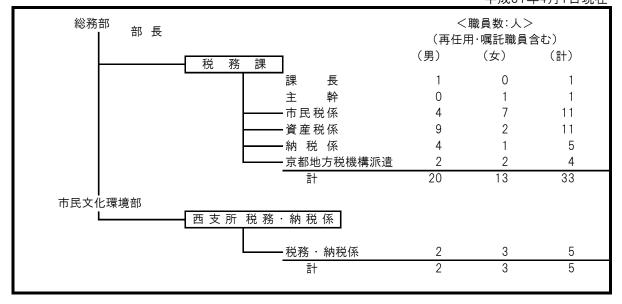
·		

図. その他



1. 税務機構等

平成31年4月1日現在



2. 事務分掌

	課名	事務分担
Į.	市民税係	1. 個人市・府民税の賦課及び調定に関すること 2. 個人市・府民税の証明関係事務に関すること 3. 軽自動車税、法人市民税の賦課及び調定に関すること 4. 自動車の臨時運行許可に関すること 5. 固定資産評価審査委員会に関すること 6. 課の庶務に関すること
税 務 課	資産税係	1. 固定資産税(土地、家屋、償却資産)の賦課及び調定に関すること 2. 固定資産課税台帳(土地、家屋、償却資産)の証明関係事務に関すること
	納税係	1. 窓口事務(市税等の収納、納税証明の発行)に関すること 2. 市税等歳入の管理に関すること 3. 市税等の収納に係る企画立案に関すること 4. 地方税機構とのデータ連携に関すること 5. 市たばこ税の賦課及び調定に関すること
西支所	税務·納税係	1. 個人市·府民税の申告受付及び証明関係事務に関すること 2. 固定資産課税台帳の証明関係事務に関すること 3. 市税等の収納事務に関すること 4. 自動車の臨時運行許可に関すること

3. 平成31年度税率等一覧表

税目	区分	課税客体	納税義務者	賦課期	日	課	税	標準	申	告	期限	徵収方	法・清	納期
		・市内に住所を有 (均等割・所得書 ・市内に住所を有 所事業所又は家 人 (均等割)	削) īしないが、事務	1月1日		前年「	中の別	斤得金額	市府 所得 3月1	税申		2期 3期	6月 8月 10月 12月	
									給与: 1月5		報告書	◎給与からの6月~5月毎		 數収
市民税	個人								公支 1月 5	報告	-		9特別 4月 6月 10月 12月 2月	数 収
	法人		税割) 所、クラブ、その る施設を有する 5内に事務所及 ないもの マは事務所を や法人でない 収益事業を					D金額 在業員	事第・中間	段の確 業年月 引申告 業年月	全定申告 度終了の 号 度開始の	」 日の翌日から2 日から6月を経		
						法人和	兑額							

		税		率	等				
·均等割	市民税 3,500円)0円						
·所得割	一律10%(市民税6	% 府民税4%)							
《所得控除	>								
·雑損控除	…下記イ・ロのいずれ;	か多い金額		·基礎控除···	······33万円				
	後、額一(総所得金額等 日、生額のうち災害関連を 日、生物のでは、1000円である。 日本のでは、1000円では、100			·配偶者控除· (老人 最高	······最高33万円 \$38万円)				
·医療費控	除…下記の イーロ(量	最高200万円)			100731 17				
口 10万円	☑療費ー補てん金等 門又は総所得金額等σ	ひ合計額の5%	の		控除最高33万円 除と重複不可)				
いすれ	か少ない金額			·扶養控除····	…33万円				
·社会保険	料控除…全額				5円、 老人 38万円、 同居老親 45万円)				
·小規模企	業共済等掛金控除···	·全額		·障害者控除…26万円 (特別障害者 30万円、 同居特別障害者 53万円)					
	料控除…最高 35,00		≒ 70.000⊞\	==1.4.\\	7A 00 T F				
(個人牛金	☆·介護医療保険料を [・]	百む場合 取品	前/0,000円)	·寡婦(夫)控[(特別寡婦					
	料控除…最高 25,00 みの場合 最高 10,0			・勤労学生控除…26万円					
・事業専従者控除…下記イ・ロのいずれか少ない金額 イ(事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者数+1) ロ 配偶者である事業専従者は86万円、それ以外事業専従者は50万円									
口 配偶者									
口 配偶者·均等割	/ /27 → /27 ← △ A DE)			//// *** = **/					
·均等割	(資本等の金額) 50億円超			(従業員数) 50人超	3.600.∓⊞				
·均等割 9号	50億円超	~ 50)億円以下	50人超					
·均等割 9号 8号	50億円超 10億円超	~ 50	0億円以下	50人超 50人超	2,100千円				
·均等割 9号	50億円超		0億円以下	50人超					
·均等割 9号 8号 7号	50億円超 10億円超 10億円超	~ 10		50人超 50人超 50人以下	2,100千円 492千円				
· 均等割 9号 8号 7号 6号	50億円超 10億円超 10億円超 1億円超	~ 10 ~ 10	0億円以下	50人超 50人超 50人以下 50人超	2,100千円 492千円 480千円				
· 均等割 9号 8号号号号 6号号	50億円超 10億円超 10億円超 1億円超 1億円超	~ 10 ~ 10 ~ 11	D億円以下 D億円以下	50人超 50人超 50人以下 50人超 50人以下	2,100千円 492千円 480千円 192千円				
· 均等 9 号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号	50億円超 10億円超 10億円超 1億円超 1億円超 1千万円超 1千万円超 1千万円以下	~ 10 ~ 10 ~ 11	0億円以下 0億円以下 億円以下	50人超 50人超 50人超 50人超 50人人超 50人超 50人超 50人超	2,100千円 492千円 480千円 192千円 180千円 156千円 144千円				
· 均等	50億円超 10億円超 10億円超 1億円超 1億円超 1千万円超 1千万円超	~ 10 ~ 10 ~ 11	0億円以下 0億円以下 億円以下	50人超 50人超 50人超 50人超 50人以超 50人以 50人以	2,100千円 492千円 480千円 192千円 180千円 156千円				

3. 平成31年度税率等一覧表(つづき)

	課税客体	納 税 義 務 者	賦課期日	課税標準	申告期限	徵収方法·納期
固定資産税	固定資産 ・土地 ・家屋 ・償却資産	固定資産の所有者	1月1日	課税台帳に登録された固定資産の価格		普通徴収 1期 4月30日 2期 7月31日 3期 11月30日 4期 1月31日
交付金	国・地方公共団体 所有の固定資産	国·地方公共団体	交付金 前年3月31日	算定標準額 国有財産台帳 記載価格等		国·地方公共団体 6月30日
軽自動車税	・原動機付自転車 ・軽自動車及び小型 特殊自動車 ・2輪の小型自動車	軽自動車等の所有者	4月1日		・取得 取得の日から 15日以内 ・廃車 廃車の日から30日 ・変更 変更の日から15日 ・変更の内	普通徴収5月31日
市たばこ税	小売販売業者への 売り渡しにかかる製造 たばこ	製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者		本数	申告納付 翌月末	₹Ħ
特別土地保有税	土地 ※15年度より新規の 課税は停止	土地の取得者及び 保有者	保有 1月1日 取得 1月1日 7月1日	取得価格	申告納付 保有 1月1日保有 取得 1月1日前1年 7月1日前1年	

			税		率		等				
							(課税標準)	1			
	1.6/100		*	• 免税点		土地	30万円未満				
						家屋	20万円未満				
						償却資産	150万円未	-			
						X-1 X.					
	1.4/100										
			原動機付	自転車及び	二輪車	事の税率		1			
			//\\\#\// \\\\\\\\	<u> </u>	— TIIU —	- 4 0 1 1 1 1 1					
原動機付自転車	50cc以下			2,000円		2輪の軽自重	b車(125cc超/	~250cc以下)	3,600円		
	50cc超	~	90cc以下	2,000円		小型特殊自	動車	農耕用	2,000円	0円	
	90cc超	~	125cc以下	2,400円				その他	5,900円		
	ミニカー			3,700円		2輪の小型自	動車(250cc	迢)	6,000円		
	3輪及び4輪以上の軽自動車の税率							1			
			. ~~.	_		軽課税率対	象 平成30年4月1	日~平成31年3月3	日までに最初の新	f規検査を受け	
旧税率対象 新税率対象	平成27年3月31日以前に登録した車両						た車両で一定の	環境性能を有するも	_の ガソリン・ハイ		1
和悦率对家 重課税率対象	平成27年4月1日以降に登録した車両 最初の新規検査から13年を経過した車両					電気・天然ガス 軽自動車			基準1	<u> 基準2</u>	
主体化十八次	Z()/√/	が成長直がう10	十と社通りに平	- 144]		3輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	
		旧税率	新税率	重課税率			営業用	1,800円	3,500円	5,200円	-
3輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円		4輪乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	
4+A T T	営業用	5,500円	6,900円	8,200円		4+0.45.47	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	
4輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円		4輪貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	
4輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円		基準1:(乗 用))平成17年排出ガ	ス基準75%低減達原	・ 対車かつ平成32年	度燃費基準+	- 30%達成車
中無貝彻	自家用	4,000円	5,000円	6,000円		(貨物用)平成17年排出ガ	ス基準75%低減達原	戊車かつ平成27年	度燃費基準+3	35%達成車
						基準2:(乗 用)	平成17年排出ガス	基準75%低減達成車	かつ平成32年度燃	費基準達成車+	-10%達成車
						(貨物用)平成17年排出ガ	ス基準75%低減達原	战車かつ平成27年	度燃費基準+1	15%達成車
	売渡しにかれ	かるたばこの本数	女			5,262円/1,0	000本(平成30)年9月30日まで	<u>:</u>)		
						5,692円/1,0	000本(平成30)年10月1日から	令和2年9月3	30日まで)	
	ただし、旧3	級品紙巻きたは	こは			4,000円/1,0	000本(平成30)年4月1日から [。]	令和元年9月3	80日まで)	
	取得にかか	るもの	3	/100		(除 不動産	取得税相当額)			
	保有にかか	るもの	1.	4/100		(除 固定資	産税相当額)				
		※ 基準面積	5,000㎡以上								

4. 地方税制の推移

税目	年度	平成7年度	平成8年度
市民税	個人	・定率による特別減税 個人住民税所得割額15%相当額(限度額2万円) ・所得割税率の適用区分の改正 200万円以下 3% 200万円超え 8% 700万円超え 11% ・基礎控除等の引上げ 基礎控除 33万円 配偶者控除一般 33万円 配偶者特別控除(限度額) 33万円 財養控除 33万円 配偶者特別控除(限度額) 33万円 大養控除一般 33万円 ・配偶者特別控除(限度額) 53万円 ・配偶者特別控除(限度額) 50万円 ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象者の所得限度額引上げ38万円 ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象者の所得限度額引上げる配偶者整修了用。 ・配偶者 86万円 配偶者以外 50万円(8年度適用) ・長期譲渡所得に係る税率等の改正(8年度適用) ・長期譲渡所得に係る税率等の改正(8年度適用) ・長期前機能の引上げ(8年度適用)	・定率による特別減税 個人住民税所得割額15%相当額(限度額2万円) ・均等割の税率引き上げ(2,500円) ・長期譲渡所得に係る税率等の改正(9年度適用) ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合 の長期譲渡所得に係る税率の改正(10年度適用) ・肉用牛売却による課税特例期限の延長(13年度まで)
	法人		
固定道	逢 産 税	・地価の下落に対応した臨時的な課税標準の特例措置 の導入(8年度まで) ・非課税等の整理合理化	・地価の下落に対応した緊急・臨時的な課税標準の 特例措置の導入 ・非課税等の整理合理化
₹ 0	D 他	・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・特別土地保有税 非課税等の整理合理化 ・軽自動車税 電気自動車に係る特例措置の廃止 ・地方消費税の創設に伴う、消費譲与税の廃止 (9年度4月適用)	・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・特別土地保有税 非課税等の整理合理化

	年度		= 5.27 %
税目	— T/Z	平成9年度	平成10年度
市民税	個人	・適用課税所得金額 700万円を超える金額の所得割の税率改正(12%) (ただし退職所得については、平成10年1月1日以後に支払うべき退職手当に適用) ・土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正(9%) ・超短期所有土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正(12%) ・課税短期譲渡所得金額に適用される税率改正(9%) ・特別減税の廃止	・定額による特別減税 納税者 17,000円 扶養親族一人につき 8,500円 (住民税所得割の額を限度) ・均等割及び所得割の制限税率の廃止 ・土地譲渡益課税の見直し (1)平成10年1月1日から平成12年12月31日までの 間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 (2)平成10年1月1日から平成12年12月31日までの 間の短期所有土地の譲渡については、分離課税を 適用しない (3)超短期所有土地の譲渡等に係る分離課税は 平成9年12月31日までの譲渡をもって廃止する ・所得控除額の引上げ 特定扶養控除 43万円(11年度適用) 特別障害者控除 30万円(11年度適用) 同居特別障害者控除 56万円(11年度適用) ・均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+14万4千円…3級地 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+30万円 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り
	法人		
固定道	译 産 税	・評価替えに伴い、土地に係る税負担の調整措置 (平成11年度まで) ・非課税等の整理合理化 ・固定資産評価審査委員会規定の改正	・税率に係る自治大臣への届出制度の廃止 ・固定資産課税台帳等の電磁的記録による備付け ・非課税であった資産が新たに課税されることとなった 場合の通知規定の創設 ・下落修正通知に代わる公示制度の創設(11年度分) ・用途変更宅地等に係る税負担の調整措置(11年度分) ・非課税措置等の整理合理化
₹ 0.)他		・都市計画税 用途変更宅地等に係る税負担の調整措置(11年度分) 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 (1)市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えたもの について、課税対象から除外 (2)地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正 ・軽自動車税 身体障害者等に対する減免対象範囲の拡大 ・その他 秘密漏えいに関する罪の罰金額の引上げ(30万円) 納税管理人制度の改正

税目	年度	平成11年度	平成12年度
市民税	個人	・定率による税額控除(恒久的減税) 個人住民税所得割額の15%相当額(限度額4万円) ・所得割最高税率の引下げ 700万円超え適用税率 10% ・所得控除額の引上げ 特定扶養控除 45万円(12年度適用) ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+31万円 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・土地譲渡益課税の見直し 平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 ・居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設 平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間の一定の居住用財産の譲渡について適用	・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例期間 の延長 ・均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養教)+15万2千円…3級地 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養教)+32万円 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・医療費控除額の対象となる医療費の範囲の拡大 ・損害保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲の拡大 ・特定中小会社が発行した株式譲渡所得等の課税の特例の創設
	法人		
固定資	資産 税	・固定資産税の価格等に係る審査申出制度の改正 (1)審査申出期間の延長 (2)審査申出に係る合理化 (3)審査手続の整備 (4)その他所要の規定の整備 ・非課税措置等の整理合理化	・評価替えに伴い、土地に係る税負担調整措置を 平成9年度評価替えに引き続き継続 ・非課税措置等の整理合理化
₹ 0	D 他	・都市計画税 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 徴収猶予制度の拡充 (1)認定要件等の緩和 (2)住宅・宅地供給に資する土地に係る特例措置の創設 (3)徴収猶予期間の延長措置の創設 ・たばこ税 干本につき 2.668円 旧3級品干本につき 1.266円 (平成11年5月1日以後の売渡等に適用) ・その他 延滞金等の割合の見直し	・都市計画税 固定資産税と同様の措置 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 非課税销置等の整理合理化 ・非課税範囲の拡大(日本赤十字社) ・その他 口座振替(申告納付・納入に係る)に係る納期限の特例措置

	左曲		1
税目	年度	平成13年度	平成14年度
市民税	個人	・土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 (直近改正平成11年度=譲渡益に対する税率 ー律4%)の平成16年度までの延長 ・優良住宅地の造成等土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合 の長期譲渡所得に係る課税の特例 (譲渡益4千万円以下=税率3.4%、4千万円超過= 税率4.0%)の平成16年度までの延長 ・商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例の創設 総合課税から分離課税への移行 4%課税(平成14年度~16年度適用) ・長期所有上場株式等譲渡益課税の特別控除の創設 申告分離課税を選択した場合 譲渡所得額から 100万までを控除 (平成14年度~16年度適用)	・均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+19.2万円…3級地 ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+36万円 (注)所得割。均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り ・土地等長期譲渡所得企額が8千万円を超える部分の6%を 廃止し、当該部分の税率を5.5%に引下げ ・長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別 控除の適用期間の延長(直近改正=平成13年度) 平成14年度~平成18年度適用(さらに2年延長) ・上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率の引下げ 税率3.4%に引下げ 平成15年1月1日以後の譲渡に適用(恒久扱い) ・長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率 の一定期間引下げ(前記税率引下げに対する追加措置) 平成15年1月1日~平成17年12月31日の譲渡に適用 (適用税率2%) ・前記暫定税率適用期間中の公開株式に係る特例適用の停止 特例適用停止後の税率10% ・証券会社に特定口座を設ける投資家について住民税の申告を 不要とする特例の創設 ・過去一定期間内に生じた上場株式等の譲渡に係る損失金額を 一定限度内で繰越控除を行うことを可能とする制度の創設 平成15年1月1日以後の譲渡で前年前3年間分対象株式 譲渡所得等の額を限度として控除
	法人		・均等割…資本の金額又は出資金額と資本積立金額 又は連結個別資本積立金額との合計額 ・法人税割…連結申告法人の課税標準額を個別帰属 法人税額とする等
固定道	登産税	・被災住宅用地に係る特例の創設 平成12年1月2日以降の被災土地について引き続き 住宅用地とみなす特例を被災後2年度分適用 ・非課税措置等の整理合理化	・情報開示に係る改正 (1)縦覧制度の改正 (2)課税台帳の閲覧制度の法定化 (3)課税台帳記載事項の証明制度の法定化 (4)課税台帳に価格等を登録した旨の公示制度の創設 (5)課税明細書の交付制度の法定化 (6)宅地の標準的な価格の閲覧制度の法定化 (7)固定資産の価格等の決定期限等の改正 (8)固定資産評価審査委員会への審査申出期間の改正 ・非課税措置等の整理合理化
₹ 0.)他	·都市計画税 固定資産税と同様の措置	・市府民税、固定資産税の前納報奨金に限度額(10万円)を設定

$\overline{}$	年度	亚成15年度
税市民税	年 人 個人 法人	平成15年度 ・配偶者控除対象者上乗せ適用部分の配偶者特別控除の廃止 ・所得割の納税義務者に係る配当割額または株式譲渡所得割額の控除及び控除の特例の創設 ・長期所有特定上場株式等の譲渡所得等課税に係る暫定税率の特例を廃止 ・長期所有時存止場株式等の譲渡所得等課税に係る暫定税率の特例を廃止し、新たに上場株式等の譲渡所得課税に優遇税率の特例を措置する改正 ・特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例対象に、特定口座における発行日分取引を加える改正 ・ 上場株式等取引特定口座に係る証券業者による取引報告書の提出義務の廃止 ・ 持定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の特例課税の要件とされている譲渡期間を、上場等の日以後3年に延長・一部では一部では一部である。 ・ 上場株式等取引の維持得に係る課税の特例について、適用対象に有価証券先物取引等維所得を加えた上、税率を引下げる改正 ・ 所得割納税義務者の前年前3年以内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失金額について、当該取引の維所得等金額を限度に控除する特例の創設
固定資産税		・地価下落認定土地について、修正基準による修正価格を課税標準とする改正 ・平成15年度評価替えに際し、宅地及び農地等土地に係る負担調整措置を現行と同様の負担水準に応じて 継続する措置 ・著しい地価下落に対応した臨時的な税負担据え置き措置を変更する改正 ・市街化区域農地に対し負担調整措置を適用する制度の創設 ・負担調整措置を受ける土地の課税明細書に負担水準及び課税標準額を記載することとする制度の創設 ・大規模償却資産の課税決定額に係る普通交付税額算出誤りの補正を行えることとする改正 ・非課税措置等の整理合理化
₹ 0	ひ 他	・軽自動車税 申告書及び報告書を省令様式に統一する改正 ・たばこ税 ・千本につき 2,977円、旧3級品は千本につき 1,412円とする改正(平成15年7月1日以後の売渡等に適用) 平成15年7月1日前売渡し分所持業者に対する手持品課税の実施 ・特別土地保有税 当分の間、新たな課税を停止する措置の創設 免除土地審議に係る審議会及び審議会付護要件を廃止する改正 徴収猶予の継続及び納税義務の免除に係る特例措置の適用期間の延長 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 非課税措置等の整理合理化

年度 年度		
税目	平皮	平成16年度
市民税	個人	・均等割非課稅限度額の引下げ 28万円×(1+扶養数)+17.6万円…3級地 ・所得割非課稅限度額の引下げ 35万円×(1+扶養数)+35万円 (注)所得割・均等割と扶養者を有する場合のみ加算額有り ・均等割の納稅義務を負う夫と生計同一の妻に対する均等割の非課稅措置の廃止 (平成17年度から適用) ・均等割の納稅義務を負う夫と生計同一の妻に対する均等割の非課稅措置の廃止 (平成17年度から適用) ・均等割の標準稅率の統一 人口段階別の稅率を改め、3,000円に統一 ・公的年金等控(8における65歳以上の者に対する控除額と最低保障額の見直し (平成18年度から適用) ・定額控除(10万円→50万円、最低保障額140万円→120万円 ・老年者控除の廃止 (平成18年度から適用) ・土地譲渡益課稅の見直し等 (13)短期譲渡所得の、特例稅率の引下げ (2)優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例税率の引下げ (2)優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例税率の引下げ (3)短期譲渡所得の、特例税率の引下げ ((1)(1)(3)平成17年度から適用) (4)短期譲渡所得が事業所得等に該当する場合の課稅の特例の適用停止措置の期限を5年延長 ・居住用財産の譲渡損失の繰越控除(平成17年度から適用) (1)特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除(平成17年度から適用) (1)特定居住用財産の譲渡損費に3、経域性除の特例を創設(譲渡の適用期間:H16年~H18年) ・金融証券税制の見直し等 (平成17年度から適用) (1)公募株式投資信託の譲渡所得について、上場株式等を譲渡した場合の特例の優遇税率(3%) を適用する、(平成17年度から適用) (2)非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ (平成17年度から適用) (3)特定中小会社の特定株式の譲渡所得等の課稅の特例について、譲渡期間要件等の緩和 (平成16年4月1日以後の譲渡から適用)
	 法 人	・欠損金の繰越期間の延長(H13年4月以後に開始した事業年度に生じた欠損金から適用) ・更正、決定等の期間制限の延長(H16年4月以後に法定納期限が到来するものから適用) ・連結付加税廃止に伴い個別帰属法人税額の割り落し措置を廃止
固定資	資産税	・固定資産税及び都市計画税に係る条例減額制度の創設 ・固定資産税の制限税率の撤廃 ・家屋の附帯設備に係る課税関係の見直し ・新築住宅等に係る固定資産税額の減額措置の縮減及び延長 ・郵便局で取扱うことができる事務に固定資産税課税台帳記載事項に係る証明書交付事務を追加 ・非課税措置等の整理合理化
₹ 0	D 他	・たばこ税 交付金制度の創設

税目	年度	平成17年度
176 🗀	$\overline{}$	・年齢65歳以上の者に係る非課税措置の廃止(18年度適用)
市民税	個人	【経過措置】 (平成17年1月1日現在65歳以上の者で、前年の合計所得が125万円以下のものに適用) 18年度:住民税(均等割・所得割)の3分の2を減額 19年度:住民税(均等割・所得割)の3分の1を減額(20年度から全額課税) ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間の延長(18年度→21年度) ・公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止(19年度適用) ・特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例の創設 (17年4月1日以降に事実が発生する場合について適用) ・エンジェル税制の適用期限を2年延長(19年3月31日まで) ・住民税の定率減税の縮減(控除15%→7.5%、限度4万円→2万円、18年度適用) ・給与支払報告書の提出対象者の範囲拡大(19年度適用) 中途退職者分(支払金額30万円以下除く)についても提出を義務づける ・都道府県が特例として行う個人住民税の徴収・滞納処分の要件緩和 実施期間の上限:3か月→1年、地域単位要件:あり→なし 対象要件:滞納繰越分のみ→現年滞納分も併せて実施可
	法人	・中小企業者等に対する人材投資(教育訓練)促進税制の創設 法人税割の課税標準である法人税額について、17年4月1日から20年3月31日までの間に開始する 事業年度に限り、教育訓練費に係る法人税額の控除後の額とする
		・被災住宅用地に係る特例措置の充実 被災土地について、避難指示等が翌年度に及ぶときは、避難指示解除後3年度分に至るまで、 みなし住宅用地特例が適用可能
固定資産税		
₹ 0	D 他	・特別土地保有税の徴収猶予制度の見直し 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期到来後、原則延長期間を 最大で10年間に制限

在 度		
税目	年度	平成18年度
市民税	個人	・個人住民税における調整控除(平成19年度以降適用) ・市民税・・6% 府民税・・4% ・個人住民税における調整控除(平成19年度以降適用) 税源移譲における所得税と住民税の人的控除の差額に基因する負担増を調整するため、新たな控除を 創設する。 ・所得税における住宅ローン控除に係る経過措置(平成20年度から平成28年度まで適用) 税源移譲により当該控除の適用者について、税負担の変動が生じないよう、移譲前の所得税額において、 控除できた額と同等の負担減となるよう、個人住民税の減額処置を講じる。 ・申告分離課税に係る所得割における道府県民税・市町村民税の税率割合を変更(平成19年度以降適用) ・道府県民税株式等譲渡所得割及び配当割の市町村への交付率の見直し(平成20年度交付以降適用) ・配当割又は株式等譲渡所得所得割額控除における道府県民税・市町村民税の控除割合の変更(平成20年度交付以降適用) ・配当割又は株式等譲渡所得所得割額控除における道府県民税・市町村民税の控除割合の変更(平成20年度交付以降適用) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	法人	・均等割…法人税法に規定する資本等の額又は連結個別資本金等の額
固定資産税		・宅地等 ①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置を講ずる。 (1)前年度課税標準額に当該年度の評価額(住宅用にあっては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。)の5%を加えた額を課税標準額とする。 (2)ただし、当該額が、商業地等にあっては評価額の60%、住宅用地にあっては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置を継続する。 ・農地(特定市街化区域農地を除く) 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置を講ずる。 ・ ・
₹ 0	D 他	 ・軽自動車税制限税率を引き上げる。(標準税率の1.5倍) ・市たばこ税平成18年7月1日以降の売渡し等分税率旧3級品以外3,298円/1,000本旧3級品 1,564円/1,000本市府民税、固定資産税の前納報奨金制度を廃止

17 L	年度	平成19年度
税 市民税	個人	・上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長 上場株式等の配当等に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例(適用期限:平成20年3月 31日)及び、上場株式等に係る譲渡所得等に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例 (適用期限:平成19年12月31日)について適用期限をそれぞれ1年間延長する。 ・特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる株式の取得期間の延長 特例の対象となる特定株式の取得期間を平成21年3月31日まで延長する。 ・居住用財産の資表等の場合における譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 適用期限を3年延長し、平成21年12月31日までの譲渡について適用する。 ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 適用期限を3年延長し、平成21年12月31日までの譲渡について適用する。
	法人	・信託法の改正に伴う所要の措置 信託法の改正により、市町村内に事務所又は事業所を有する法人課税信託の引受けを行う個人は法人と みなし、法人税割額を課する。
固定資産税		・住宅のパリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設 高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のパリアフリー改修工事(補助金等を除く自己負担が 30万円以上のもの)を行った場合、翌年度分の固定資産税を100㎡分までを限度として3分の1を減額する。 (平成22年度3月31日まで3年間) ・固定資産税における鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するため、所要の措置 次回評価替年度である平成21年度を待たずに、平成19年度から実施するための、課税標準に関する規定 の整備を行う。
₹ 0	D 他	

年度		77 2 00 to th
税目		平成20年度
市民税	個人	・寄附金税制の拡充 (1)所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度を創設するとともに、控除方式を所得控除から税額控除に改め、控除対象寄附金の上限額の引き上げ及び適用下限額の引き下げを行う。 上限額 総所得金額等の25% → 総所得金額等の30% 5千円 (2)地方公共団体に対する寄附金のうち、適用下限額(5千円)を超える部分について、基本控除に加え、特例控除額として所得割の1割を限度として控除する。(ふるさと納税) ・上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税の見直し し場株式等の譲渡所得に係る秘率については、平成20年12月31日をもって軽減税率を廃止し、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の上場株式等に係る譲渡所得のうち500万円以下の部分の税率については、軽減税率(所得税7%、住民税3%)を適用する。 ・上場株式等の配当所得に対する課税の見直し (1)上場株式等の配当所得に対する課税の見直し (1)上場株式等の配当所得に対する課税の見直し (1)上場株式等の配当所得に対する課税の見直し (2)平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得の金額のうち100万円以下の部分の税率については、平成20年12月31日をもって軽減税率を廃止し、特例措置として、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得について中告した場合、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できることとする。 (3)平成21年度分以降の個人住民税について、同一年中又は過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡税のの個人住民税について、同一年中又は過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡税のをの個人住民税について、同一年中区は過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡税のをのの個人住民税について、同一年中区は過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡税のをのので提供ののを対して対しまける徴収の効率化を図る観点から、公的年金からの特別徴収を導入する。 ・(2)中の金額のきの特別徴収制を選択した上場株式等に係る額当所得との間で掲益通算を行うことを可能とする。(源)教の報の中告書の提出期限に係る存別規定の整備住宅ローン特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとする。・の用件の売却による事業所得に係る譲渡所の特例・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止・公益法人等に係る譲渡の特例
	法人	
固定資産税		・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設 住宅の省エネ化を促進するため、既存の住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の 固定資産税の税額から3分の1を減額する。(120㎡分までに限る) ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 新築住宅に係る固定資産税について、最初の3年度分(中高層耐火住宅は5年度分)、税額から2分の1を 減額する措置の適用期限を2年延長する。 ・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、償却資産の機械及び装置を中心に、資産区分の 見直し、耐用年数の変更が行われた。
₹ 0	D 他	

年度	平成21年度
村 市民税 市民税 法人	・住宅借入金等特別税額控除の創設 個人住民税所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの間に住し用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額を控除した金額に相当する金額(所得税の課税総所得金額等の計額の10分か5に相当する金額(当該金額が 97,500円を超える場合には、97,500円)を限度とする。)を、所得割の額から控除する。 ・短期所有土地の譲渡等をした場合の事業所得等の課税の特例(重課措置)の適用停止措置の延長土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成25年12月31日まで延長する。 ・特定の土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設 個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日まで間に取得(特別の関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるものその他一定のものを除く)をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円(当該長期譲渡所得の金額が直接をした場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の通用期限を平成26年度まで延長する。 ・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る課税の見直し平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を3%軽減税率(道所県税1.2%、市町村民税1.8%)とする。 ・上場株式等の配当等に係る特別徴収税率の特例の延長平成21年1月1日から平成22年1月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等に係る配当割の3%軽減税率の特例を1年延長する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
固定資産税の他	・長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の施行 平成20年度税制改正により、認定長期優良住宅に係る固定資産税について、最初の5年度分(中高層耐火住宅等は7年度分)、税額から2分の1を減額する制度が創設され、平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築された住宅に適用される。 ・社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設(平成22年度課税から適用)・宅地等に係る固定資産税の負担調整措置の延長負担水準が一定割合未満の宅地等については、前年度課税標準額に評価額の5%を加算し、負担水準が一定割合以上の宅地等については、前年度課税標準額を引き下げ又は据置とする。(平成21年度から平成23年度まで適用)

年度		平成22年度
税目		
市民税	個人	諸控除の見直 (1)16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除を廃止する。特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養類族の上乗せ部分(12万円)を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。 (2)同居特別障害者加算の特例の改組 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除の額に23万円を加算する措置信周居特別障害者加算の特例措置)について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に固定物別障害者加算の特例措置)について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改める。【平成24年度分以後から適用】 諸控除の見直し仁半所要の措置 個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、扶養控除見直し後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるようにし、現行の調整控除についても、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等に伴う所要の措置が満じられた。扶養控除の見直しに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書についてその記載事項及び様式の見直しが行われた。【平成24年度分以後から適用】 ・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、平成24年から平成26年までの間に金融商品取引業者等の営業所の長を経由して税務署長に届け出た口座(以下非課税口座という)内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、当該非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に限り、非課税とする。 ・生命保険料控除を改組し、次の①、②による各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。 ①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を2.8万円とする。②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除、個人年金保険料控除の利用度額3.5万円)を適用する。 【平成25年度分以後から適用】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	法人	・法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その 後減額更正を受けた場合について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の 措置が講じられた。 ・完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に関係する取引等に係る税制について、所要の措置が講じ られた。
固定資産税		・新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 新築住宅に係る固定資産税について、120㎡までについて最初の3年度分(中高層耐火住宅は5年度分)、 税額から2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長する。 ・長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 認定長期優良住宅に係る固定資産税について、120㎡までについて最初の5年度分(中高層耐火住宅 等は7年度分)、税額から2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長する。 ・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 住宅の省エネ化を促進するため、既存の住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の 固定資産税を120㎡分までを限度として3分の1を減額する措置の適用期限を3年延長する。 ・住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の適用期限の延長 高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事(補助金等を除く自己負担が 30万円以上のもの)を行った場合、翌年度分の固定資産税を100㎡分までを限度として3分の1を減額する 措置の適用期限を3年延長する。 ・公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、見直し(廃止・率縮減等)を行ったうえで その適用期限を2年延長する。
そ の	り 他	・市たばこ税 平成22年10月1日以降の売渡し等分税率 旧3級品以外 4,618円/1,000本 旧3級品 2,190円/1,000本

年度		平成23年度
税目		
市民税	個人	・寄附金税制に関する措置
	法人	・法人税割の課税標準である法人税額についての措置 (1)法人税割の課税標準である法人税額について、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。 (2)法人税割の課税標準である法人税額について、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずる。
固定資産税		・税負担軽減措置等の見直し 【震災関係】 ・津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除 津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。 ・被災住宅用地の特例 ・大震災による災害により滅失・損壊した住宅(被災住宅)の敷地の用に供されていた土地(被災住宅用地)を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす。 ・被災代替住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地(被災代替土地)を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす。 ・被災代替家屋の特例 大震災による災害により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。 ・被災代替償却資産の特例 大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とする。
そ 0) 他	【震災関係】 ・被災代替自動車に係る軽自動車税の非課税 東日本大震災により滅失・損壊した軽自動車に代わる自動車(被災代替自動車)に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とする。

税目	年度	平成24年度
税 市民税	個人	○退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止 平成25年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止する。 ○年金所得者の募婦(寡夫)控除に係る申告手続きの簡素化 公的年金所得等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。 ○給与支払報告書等の電子的提出の義務化 給与支払報告書等の電子的提出の義務化 給与支払報告書では公的年金等支払報告書を提出する場合において、当該源泉徴収票に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法によらなければならない者は、当該報告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法にようなければならない者は、当該報告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法では光ディスク等を提出する方法のいずれかにより市町村長に提出しなければならない。 ○「東日本大震災からの復興を関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の制定 東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成23年度から27年度までの間に実施する施策のうち、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する責用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率について、平成26年度からかの施策に要する者のおりに発生し、個人の市町村民税均等割については、標準税率(旧3,000円)に500円を加算した額とする。 ○東日本大震災によりの者の有す資産について、東日本大震災により保御等について、東日本大震災によりに係る譲渡期限を東日本大震災により、中日へ大震災による任用家屋が減失等をし居住の前に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又目には必要等をした場合において、所得税における東日本大震災による任用なども入金等特別税額控除の特別措置 東日本大震災による任用会において、所得税における東日本大震災による任用を登けたときは、現行の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とする。 ○雑損控除等に係る災害関連する支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から1年超3年以内に支出する費用を追加する。
	法人	○欠損金の繰越控除制度の見直し 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。○道府県民税法人税割額からの道府県民税利子割額の控除に係る申告の義務化 道府県民税利子割額を道府県民税法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に控除額等を記載した書類の添付がある場合に限り適用する。
固定資	資産 税	○固定資産税の負担調整措置 ・商業地等 商業地等については、平成24年度から平成26年度まで、従来と同様の負担調整措置を継続する。 ・住宅用地 住宅用地については、措置特例を廃止する。ただし、平成25年度までは負担水準が90%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置(る。負担水準が90%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額が当該年度の評価額に住宅用地特例割合(6分の1または3分の1)を乗じて得た額(以下「本則課税標準額」という。)以下の住宅用地については、前年度の課税標準額に本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、その額が、本則課税標準額を上回る場合には本則課税標準額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。・農地 一般農地、一般市街化区域農地については、平成24年度から平成26年度まで従来と同様の負担調整率を継続する。・新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長。 ○土地に係る下落修正措置 措置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を平成平成25年度及び平成26年度も継続する。 ○税負担軽減措置等の拡充・外国貿易船及び国際船舶に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長 など ○税負担軽減措置等の延長・整理合理化・下水道除害施設に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長(わがまち特例)・特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長(わがまち特例) ・特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長(わがまち特例)
そ 0) 他	○市たばこ税 平成25年4月1日以降の売渡し等分税率 旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 2,495円/1,000本

年度		双 4575 左 奔
税目		平成25年度
		○住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び控除限度額の拡充 【施行期日:平成27年1月1日】 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成29年12月31日であるものまで延長するとともに、所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の消費税率が8%及び10%となる場合に、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の100分の7に相当する金額(上限136,500円)まで引き上げる。
		○公的年金からの特別徴収制度の見直し【施行期日:平成28年10月1日】 ・特別徴収対象者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においても、特別徴収を継続する。 ・年金所得に係る仮特別徴収税額を、前年度分の個人住民税のうち前々年中の公的年金等の所得に係る住民税額の2分の1に相当する額とする。
		〇地方公共団体への寄附金(ふるさと寄附金)制度の見直し【施行期日:平成26年1月1日】 地方公共団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度 に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の税率に、当該所得税率に復興特別所得税率(100分の2.1)を乗じて得た率を 加算する措置が講じられた。
市民税	個人	○東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等 【施行期日:平成26年1月1日】 東日本大震災により居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が、当該家屋の敷地の 用に供されていた土地等を譲渡した場合には、相続人は、当該家屋を被相続人が取得をした日から所有していたものとみな して、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができる。
		○東日本大震災により居住用家屋が滅失等した場合の住宅借入金等特別税額控除の特例【施行期日:平成26年1月1日】 東日本大震災により居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の100分の7に相当する金額(上限136,500円)とする。
		○金融所得課税の一体化等【施行期日:平成29年1月1日】 ・平成28年1月1日以後に納税義務者が支払いを受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、税率5%(市民税3%・府民税2%)の分離課税とする。 ・上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限る。)及び譲渡所得等との損益通算を可能とする。 ・株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び
		が、のが、はいればなどによって、特定な社会である。 ま上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組する。 〇法人税割額から利子割額を控除する制度等の廃止 平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を 除外し、利子等の支払いを受ける個人に限定する。
	人	○税負担軽減措置
		○代長江程級指置 ・耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅のうち当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であったものに係る減額を当該耐震改修が完了した年の翌年度から2年度分とするとともに、その対象となる耐震改修に要した費用の要件を50万円超とすることとする。 証明書の発行主体に住宅瑕疵担保責任保険法人を追加。 ・日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の軽減及び延長郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一部固有資産に係る固定資産税の課税標準を3/5とした上、その適用期限を平成27年度分まで延長す
固定資	資産 税	る。 ・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 ・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 外壁、窓等を通して熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超とした上、その対象資産の改修期限を平成28年3月31日まで延長する。
		・住宅のパリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超とした上、その対象資産の改修期限を平成28年3月31日まで延長する。
そ 0) 他	○延滞金、還付加算金の利率の引き下げ【施行期日:平成26年1月1日】 ・延滞金 14.6% → 見込み9.3%(納期限後1カ月以内 4.3% → 見込み3.0%) ・還付加算金 4.3% → 2.0%

	年度	
税目	十点	平成26年度
市民税	個人	○給与所得控除にかかる特定支出控除の見直し【施行期日:平成29年1月1日】 給与所得控除の上限の引下げに伴い、給与所得者の特定支出の控除の特例について、一律に、前年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした。 ○寄附金税額控除における特例控除額の算定方法の見直し【施行期日:平成28年1月1日】 平成27年分以後の所得税について最高税率が引き上げられたことに伴い、平成28年度以後の寄附金税額控除に係る特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得4,000万円超の場合は45%とすることとした。 ○東日本大震災に係る雑損控除等の災害関連支出の対象期間の特例【施行期日:平成27年1月1日】 東日本大震災に係る雑損控除等の災害関連支出の対象期間の特例【施行期日:平成27年1月1日】 東日本大震災に係る雑損控除等の災害関連支出とした動きな事情があるときは、その困難な事情がやんだ日の翌日から3年以内に支出される原状回復費用等を名と対の整な事情があるときは、その困難な事情がやんだ日の翌日から3年以内に支出される原状回復費用等を推損控除及び雑損失の繰越控除又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる災害関連支出としてこれらの特例の適用を受けることができることとした。 ○非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例【施行期日:平成27年1月1日】 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例【施行期日:平成27年1月1日】 非課税口座内上場株式等の譲渡があったものとみなすこととした。
	法人	○法人税割の税率の引き下げ【施行期日:平成26年10月1日】 ・法人税割 12.1/100
固定資	逢産税	
₹ 0	D 他	 ○軽自動車税の税率の見直し 【施行期日:平成27年4月1日】 ・原付、軽二輪及び小型二輪の税率を約1.5倍(最低2,000円)に引上げ ・軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)及び小型特殊自動車の税率を自家用乗用車にあっては1.5倍 その他の区分の車両にあっては約1.25倍に引上げ 【施行期日:平成28年4月1日】 ・最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入

	左曲	
税目	年度	平成27年度
		○ふるさと納税の特例控除限度額の引上げ【施行期日:平成27年4月1日】 ・地方団体に対する寄附金に係る特例控除額について、道府県民税及び市町村民税の所得割の額の100分の20に相当する金額を限度とすることとした。 ○ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設【施行期日:平成27年4月1日】 ・地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、個人住民税の申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとした。 ○未成年者口座内上場株式等の譲渡所得の計算の特例【施行期日:平成28年1月1日】
市民税	個-	・未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとした。 ○住宅ローン減税制度の適用期限の延長【施行期日:平成27年4月1日】 ・個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の適用期限を1年半延長することとした。 ○所得税における国外転出時の譲渡所得課税の特例の創設に伴う個人住民税の課税標準の計算の特例 【施行期日:平成27年4月1日】 ・所得税における譲渡所得課税の特例制度の創設後は、個人住民税の課税標準の計算に当たり、国外転出時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得を除いて計算することとした。
	A	 ○扶養控除等の適用における日本国外に居住する親族に係る書類の個人住民税の申告書への添付等義務化【平成29年度以後適用】 ・個人住民税の申告において、日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者は、親族関係書類及び送金関係書類を個人住民税の申告書に添付し、又は個人住民税の申告書の提出の際提示しなければならないこととした。
	法人	○均等割における資本金等の額の見直し【施行期日:平成27年4月1日】 ・法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金又は資本準備金を欠損の補てん又は損失の補てんに充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずることとした。 ・資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずることとした。
固定資	逢産 税	○税負担軽減措置 ・市と管理協定を締結した津波避難施設の課税標準の特例措置 平成27年度~29年度の間に市と津波避難施設の管理協定を結んだ固定資産について課税標準を2分の1に減額する。 ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の固定資産税減額措置 平成27年度~28年度に新築されたサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対し、固定資産税を3分の1に減額する。
₹ 0) 他	○軽自動車税の税率の見直し ・原動機付自転車及び二輪車の税率の引上げについて、適用開始時期を、平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年間 延期する。【施行期日:平成27年3月31日】 ・平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録した一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費 性能に応じ税率を軽減することとした。 【施行期日:平成27年4月1日】 ○市たばこ税の税率の見直し 【施行期日:平成28年4月1日】 ・旧3級品の製造たばこに係る市たばこ税の特例税率を段階的に廃止する。 平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で税率引上げを実施する。

年度					
税目		平成28年度			
市民税	個人	○特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)のオンライン送付【施行期日:平成28年4月1日】 給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨の特別徴収義務者に対する通知について、当該特別徴収義務者の同意がある場合には、当該通知に代えて電子情報処理組織を使用する方法により通知事項を提供できることとし、当該提供が行われた場合には、当該通知が行われたものとみなす。 ○居住用財産の買換え等に係る措置の期限延長及び空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入【施行期日:平成28年4月1日】 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等について、適用期限を2年延長し、空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できる。 ○スイッチOTC医薬品控除制度(医療費控除の特例)の創設【施行期日:平成30年1月1日】 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額(8万8千円を限度とする。)を総所得金額等から控除する。 ○地方税関係手続における個人番号利用の見直し次に掲げる書類については、申請者等の個人番号の記載を要しないこととした。ア・給与支払報告書等の提出の特例の適用を受けるための申請書 イ、給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の適用を受けるための要件を欠いた場合の届出書			
	法人	○法人税割の税率の引き下げ【施行期日:平成31年10月1日】 ·法人税割 8.4/100			
固定資産税		○税負担軽減措置 ・新築住宅家屋 軽減を2年延長 ・既存住宅家屋 耐震改修・パリアフリー改修・省エネ改修を平成29年度末まで延長 ・ おかまち特例 (売電目的の太陽光発電を除く)再生可能エネルギー施設を2年延長			
₹ 0) 他	○軽自動車税のグリーン化特例(軽課)を1年間延長【平成28年4月1日】 ○軽自動車税の種別割・環境性能割の創設【平成31年10月1日】 ・種別割(市町村が徴収) ・環境性能割(都道府県が徴収)			

税目	年度	平成29年度
市民税	個	○配偶者控除及び配偶者特別控除の見直U【施行期日:平成31年1月1日】 ・配偶者控除の定義を改め、現行の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称を変更する。 ・合計所得金額が900万円超の納税義務者の配偶者控除及び配偶者特別控除の適用について、納税義務者本人の所得制限を設け、合計所得金額に応じて控除額を逓減、消失することとした。 ・配偶者特別控除について、控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額を最高額76万円未満から123万円以下へ引き上げることとした。 ○上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置【施行期日:平成29年4月1日】 上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化した。 ○内用中の売却による事業所得に係る課税の特例の延長【施行期日:平成29年4月1日】 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長する。 ○優良住宅地の造成等にために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例【施行期日:平成29年4月1日】 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を2年の範囲内で延長するものとした上、その適用期限を3年延長することとした。
	法人	
固定資産税		○居住用超高層建築物に係る課税の見直し 60mを超える建築物に階層に応じて補正 【平成29年1月2日以降に新築されたものから適用】 ○税負担軽減措置 ・震災代替家屋・償却資産の特例措置 】 【平成29年度課税から適用】 ・被災住宅用地特例措置を4年に拡充 】 【平成29年度課税から適用】 ・企業主導型保育事業の特例措置を創設 【施行期日:平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業についてわがまち特例制定 【公布日:平成29年6月30日・平成30年度課税から適用】 ・市民公開緑地に特例措置創設 【施行期日:平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・耐震改修、省エネ改修に長期優良住宅の改修を行った家屋を2/3 【施行期日:平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・耐震診断を義務付けられた既存建物が補助を受けて耐震改修を行った減額措置を2年延長 【施行期日:平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
₹ 0)他	

	年度	
税目	十尺	平成30年度
市民税	個人	○基礎控除の見直し等【施行期日:平成33年1月1日】 ・給与所得控除・公的年金等控除について、10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとした。 ・障害者、未成年者、募婦又は募夫に該当する者の住民税非課税限度額を10万円引き上げることとした。 ・均等割及び所得割の課税税度額を10万円引き上げることとした。 ・前年の合計所得金額が2,400万円を超える所得割り納税義務者については、その前年の合計所得金額に応じて基礎控除額が逓減し、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合は控除の適用はできないこととした。 ○年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し【施行期日:平成30年4月1日】 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした。 ○居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の緑越控除等の適用期限の延長【施行期日:平成30年4月1日】 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益適算及び緑越控除の適用期限を2年延長し、平成31年12月31日までとした。 ○特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び緑越控除について適用期限を2年延長し、平成31年12月31日までとした。 ○ふるさと納税に係る申告特例通知書の電子的送付【施行期日:平成30年4月1日】 平成30年以後の都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)に係る個人住民税における寄附金税額控除の申告特例通知書について、電子的送付が可能となるよう措置が講じられた。
	法人	○外国子会社合算税制等の見直しに伴う税額控除制度の創設【施行期日:平成30年4月1日】 外国子会社合算税制により親会社への所得の合算をされた外国子会社の支払った所得税、法人税及び法人住民税等の額のうち、合算された所得に対応する金額について、法人税及び地方法人税から控除しきれなかった金額を法人住民税法人税割から控除する制度を創設した。
固定資産税		○税負担軽減措置 首都圏のデータバックアップのために首都圏以外に整備したデータセンター設備に係る特例措置の創設 パリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減額措置の創設 津波避難施設に係る特例措置について、対象施設を追加し3年延長 新築住宅に係る減額措置を2年延長 耐震改修、バリアリー改修、省エネ改修の減額措置を2年延長 郵政特例の課税標準特例率を見直し2年延長 公害防止施設の特例率を見直し2年延長 再生可能エネルギーの発電設備について内容、特例率を見直す ○土地税制 土地の負担調整措置を3年延長 ○生産性革命実現に向けた中小企業の支援 生産性革命集中期間中の設備投資について3年間の時限措置を創設
₹ 0	D 他	○市たばこ税の税率の引上げ ・平成30年10月1日~平成32年9月30日まで 5,692円/1,000本 ・平成32年10月1日~平成33年9月30日まで 6,122円/1,000本 ・平成33年10月1日以後 6,552円/1,000本 ○加熱式たばこの課税方式の見直し ・製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設した。 ・紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とする。

年度		平成31年度			
税市民税	個人	○ふるさと納税制度の見直し【施行期日:令和元年6月1日】 ・総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。 ア 寄附金の募集を適正に実施する地方団体 イ (アの地方団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体 ・・返礼品の返民割合を3割以下とすること ・・返礼品を地場産品とすること ・・返礼品を地場産品とすること 指定を受けようとする地方団体は、寄附金の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書に基準に適合していることを 証する書類を添えて総務大臣に提出しなければならないこととした。 ○住宅ローン控除の放正により延長される控除期間(11年目~13年目)において、所得税額から控除しきれない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除することとした。 ○子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の 合計所得金額が135万円以下であるひとり親(単身児童扶養者に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずることとした。 ○個人住民税の申告書記載事項の見直し【施行期日:令和2年1月1日】 個人住民税の申告書について、所得税において年末調整で適用を受けた所得控除額の額と対応する金額である所得控除については、その内訳の記載を要しないこととした。			
	法人	○電子申告義務の宥恕措置【施行期日:平成31年4月1日】 大法人の電子申告に関して、電気通信回路の故障、災害、その他の理由により、eLTAXを使用することが困難と認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、地方団体の長の承認を受けて、申告書及び添付書類を書面により提出できることとした。			
固定資	資産 税	○税負担軽減措置【施行期日:平成31年4月1日】 ・高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置を創設 ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅減額措置を2年延長 ・特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置を創設 ・福島県の原発事故による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備推進法人が整備する一定の公共施設に係る課税標準の特例措置を創設 ・熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用期間を2年延長			
₹ 0) 他	○軽自動車税(種別割)のグリーン化特例【施行期日:令和元年10月1日 令和3年4月1日】 ・軽自動車税(種別割)のグリーン化特例を2年間延長することとした。(令和2年度、3年度) ・グリーン化特例の対象を電気自動車に限定することとした。(令和4年度、5年度) ○環境性能割の臨時的軽減【施行期日:令和元年10月1日】 令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得された自家用の軽自動車の環境性能割を臨時的に1%軽減することとした。			

·		

平成31年度 市 税 概 要

発行 令和元年9月 編集 舞鶴市総務部税務課

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044 電話(0773)66-1026·1027·1025(直通)